

1. 件名：「日本原燃(株)の設工認申請に係るヒアリング（再処理施設（1-176）」

2. 日時：令和4年10月17日（月） 13時30分～ 18時40分

3. 場所：原子力規制庁 10階会議室（TV会議により実施）

4. 出席者

原子力規制庁

原子力規制部

核燃料施設審査部門

（原子力規制部新基準適合性審査チーム）

古作企画調査官、大橋上席安全審査官、岸野主任安全審査官、羽場崎主任
安全審査官、田尻主任安全審査官、藤原主任安全審査官、大岡安全審査官、

上出安全審査官、武田安全審査官、高梨安全審査専門職、清水係員

日本原燃株式会社 大柿専務執行役員 再処理・MOX燃料加工安全設計総括
他45名

東京電力ホールディングス株式会社 サイクル技術グループ
グループマネージャー

中部電力株式会社 原子燃料サイクル部 サイクル戦略グループ 課長

関西電力株式会社 原子力事業本部 原子燃料部門
原燃計画グループリーダー

電源開発株式会社 原子力技術部 原子燃料室 上席課長

東北電力株式会社 原子力部 原子力技術 担当

5. 自動文字起こし結果

別紙のとおり

※音声認識ソフトによる自動文字起こし結果をそのまま掲載しています。

発言者による確認はしていません。

6. その他

提出資料

なし

参考

- ・ 日本原燃株式会社 再処理事業所 規制法令及び通達に係る文書（令和2年12月24日）

「日本原燃（株）から再処理事業所再処理施設の設計及び工事の計画の変更の認可申請を受理」

https://www.nsr.go.jp/disclosure/law_new/REP/180000069.html

- ・ 令和4年10月7日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月11日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」
- ・ 令和4年10月14日
「日本原燃(株)再処理施設の設工認申請に関する資料提出」

時間	自動文字起こし結果
0:00:02	はい。公開しました。
0:00:06	規制庁の武田です。それではただいまから、日本原燃とのヒアリングを開始いたします。
0:00:12	本日のヒアリングは令和2年12月に申請があった設工認申請について、これまでに提出があった資料をもとにヒアリングを行うものです。
0:00:22	まず規制庁側の出席者紹介いたします。
0:00:25	本庁側出席者の紹介をお願いします。
0:00:29	はい。本庁側カミデです。以上です。
0:00:34	規制庁の竹田です。続いてWEBからの参加が、ハバサキDCのタケダ。
0:00:43	以上になります。
0:00:45	それ、
0:00:46	では日本原燃の方から、出席者の紹介と議題の構成の確認、説明範囲達成目標について説明をお願いいたします。
0:00:55	はい。日本原燃仲間でございます。
0:00:59	日本原燃側の出席者を紹介いたします。
0:01:03	茂呂書き、
0:01:05	村山。
0:01:06	白井。
0:01:08	佐藤。
0:01:09	大橋。
0:01:11	石原サガワ。
0:01:13	フジノシミズ。
0:01:16	イワタニクボタ。
0:01:19	ウノ。
0:01:20	ムラカミ。
0:01:22	トガシカミダイラ。
0:01:25	クドウ。
0:01:26	オガセ。
0:01:28	窪。
0:01:29	オオダテ。
0:01:31	ホシノ。
0:01:33	キクチ。
0:01:34	を見た。
0:01:36	スケカワ。

0:01:37	ヨシダ。
0:01:39	ナカムラ。
0:01:40	ニシヤマ。
0:01:42	フナバ。
0:01:43	カワムラ。
0:01:46	宝田。
0:01:47	メトキ t。
0:01:48	ナリタ。
0:01:50	ツルタ。
0:01:51	イシバシ。
0:01:53	コウタケ。
0:01:54	イシハラ。
0:01:56	竹内。
0:01:58	山本。
0:01:59	渡部。
0:02:01	コヤマイシ。
0:02:02	不安。
0:02:04	待つぞ。
0:02:06	アブカワ。
0:02:07	岩淵。
0:02:09	山田。
0:02:10	住吉。
0:02:12	窪た。
0:02:14	サトウ。
0:02:15	小柳。
0:02:17	湯山。
0:02:18	小中。
0:02:20	辛かった。
0:02:22	ナカハマ。
0:02:24	三菱重工業様より、
0:02:27	室様、梅本様。
0:02:30	津村様。
0:02:32	上から様。
0:02:34	以上となります。
0:02:37	本日ご確認いただきます資料でございますけれども、

0:02:41	耐震関係、地震 00-01、
0:02:45	地震地盤 01。
0:02:48	地震地盤 01。
0:02:51	アイシン建物 30。
0:02:54	耐震機電 16、
0:02:56	耐震建物 01。
0:02:59	アイシン危険 07。
0:03:01	配信期限、
0:03:03	13、
0:03:04	耐震期限 27。
0:03:07	そして最後に、共通項目と個別項目の書き分け。
0:03:11	以上の説明資料をご確認いただく予定でございます。
0:03:17	それでは耐震 0-01 からご説明を差し上げます。
0:03:21	規制庁の武田です。すいません。今日のヒアリングの進め方でもう一度 順番とか確認しておきたいんですけど、
0:03:31	進め方とかやりとりさせていただいてると思うんですけど、順番はこの 通りでいいんでしょうか。建物 01 を後ろにまわして欲しいとかって お伝えしてるかと思うんですが。はい。日本原燃の赤間です。耐震建物 01 と、
0:03:45	地震記念 07 の方は少し調査官来られてからということをお伺いしてご ざいますのでこのあたりはさしていただいてあとできるものからやって い。
0:03:57	いただければなと思います。
0:04:00	よろしいでしょうか。
0:04:02	はい。規制庁竹田です。はい、わかりました。それじゃあ江藤地震 00- 01 をやりながら適宜関連する補足説明資料の確認をするんですけどそういう イメージでよろしいでしょうか。
0:04:16	日本原燃中浜です。はい。その通りで進めていただければと思いますの でよろしく願いいたします。
0:04:24	はい。清町の竹田です。わかりました。それでは説明の方お願いいたし ます。
0:04:32	日本原燃菊池ですと、まず地震 0001 R 16 というところで 10 月 7 日の 方に提出させていただいております。
0:04:42	主な変更内容としましては別紙 4 関係のところ、
0:04:48	安全機能ですね耐震建物 30、
0:04:51	の修正に伴いまして安全機能のところの、

0:04:54	修正を行っていますっていうところと、あとは、地震応答解析ですとか水平 2 方向、
0:05:03	の方での修正として、屋外構築物、労働関係のところの記載の、
0:05:09	拡充を行っております。ちょっと元にですね全体的にちょっと資料のところでお話していきたいところありますのですみませんがそちらの方説明させてください。
0:05:23	日本原燃の成田でございます。今回、別紙 4 の方の基本方針の方には先ほど菊池が話した通り、説明した通り、
0:05:33	衛藤岡井構築物関係、反映してますけど別紙 3 と後の方で、
0:05:40	は、
0:05:42	基本方針からの展開は記載しているものの、下野の番号のところを、まだ、
0:05:48	反映し切れておりませんのでこれは次回に
0:05:53	反映させていただきたいと考えております。
0:05:57	1 例ですけれども、通し番号でいきますと、是対し、すいません、地震 0001 の通し番号の 162 ページ目のところ、
0:06:10	ですけれども、ここで江藤耐震設計、中ほどのところにですね、耐震設計の基本方針というところで、
0:06:18	衛藤。
0:06:20	あの、
0:06:21	排気塔関係のところはつい追記はしているものの、そこの右のところのですね、補足の内容ですとか、あと、
0:06:31	に番号があるやつがあるんですけども別紙 3、3-2 ですとかで、
0:06:36	ひも付けば 5 割ですけどそこら辺がは、そこが反映し切れていないというところですが、
0:06:42	別紙 5 も同様です。
0:06:43	以上となります。
0:06:50	すいません日本原燃キクチ S 等の地震 0001 の進め方として、今回私させていただいてた部分で、C T の方につきましては前回からの変更が、
0:07:02	ない状態になってますので、当部し、
0:07:05	4 の方からですね順次説明をさせていただき
0:07:10	た上で、そこに関連する補足っていうのを合わせて、
0:07:14	やるような形で進めさせていただければなと思ってまして、
0:07:18	資料の方で、大きく全体に関わってくるのが耐震建物 30 度の安全機能との、
0:07:24	関係性のところになりますので、まずはその、

0:07:29	安全機能との関係のところの方から進めるような形でやらせていただくことでよろしいでしょうか。
0:07:41	規制庁の竹田です。規制庁側から今の進め方について、何か意見ございますでしょうか。
0:07:50	規制庁深見です。
0:07:53	何だろう、あんまり。
0:07:55	こうして欲しいと言うつもりもないんですけど、どう進めたいのかもよくわかんなかったんですが、とりあえず、
0:08:03	4-1 からやる話なのか、耐震建物参事を、
0:08:08	やりたいのかがよくわかんないんですけど、
0:08:12	日本原燃菊池です。まず別紙 4-1 から進めたいというところで、そこで他の別紙 4 のところにも、
0:08:20	複数関係してくるのがタジリ建物 30 というところだったので、
0:08:25	4 の一井での今回修正を加えた安全機能の部分の、
0:08:30	ところを確認させていただきながら耐震建物参事もやらせていただきたいというところでした。
0:08:39	はい。規制庁、カミデです。お任せしますのでどうぞ。
0:08:48	はい。日本原燃菊池です。それではまず別紙 4 の 1 っていうところで、個別資料の 1 で、
0:08:55	今回冒頭でもちょっとお話をさせていただきました屋外構築物部分、
0:09:00	のところでの記載の拡充というところで、
0:09:04	例で言いますと 208 中、
0:09:08	8 ページですとかあとは 328 ページの中ほどですね。
0:09:14	のところでの記載の拡充をしてますっていうところ。
0:09:19	と、あとは
0:09:20	今の安全機能耐震建物 30 からの展開っていうところで、
0:09:25	木野医師の部分の、
0:09:27	記載について 336 ページ以降のところまで
0:09:32	機械物本機能ですとか、あとは前回、
0:09:35	ご指摘ありました委員会での、書き分け、記載内容ですね。
0:09:41	部分の修正っていうところを行っております。あとは 350 ページ。
0:09:46	のところで 9 ポツのところにも前回ご指摘いただきました指示方針の書き分けっていうところで、
0:09:53	それぞれ 3 本、
0:09:55	2 書き分けているところの理由を触れた上で、それぞれに示すっていうような記載のほうに修正のほうをさせていただいております。

0:10:05	はい。
0:10:06	別紙 4-1 での修正点としては以上になります。
0:10:19	はい。規制庁の竹田です。それでは別紙 4-1 で確認、規制庁がわかればお願いします。
0:10:29	はい、規制庁幹事ですなんかそのまま 30 の話もするのかなと思ったら、とりあえず 4-1 で区切るってことなんですね。4-1 も、特に昨日に限らず話を。
0:10:41	すればいいんですかね。
0:10:46	はい。日本原燃キクチですはい。まずは 4-1 全般で、行った後であと建物参事の方へつなげていければなというふうに、
0:10:57	思いますすみませんよろしくお願いします。
0:11:02	はい。規制庁カミデです。
0:11:07	はい。
0:11:09	ちょっと、そうですね。1000 変更点の話をすると、
0:11:17	286 ページとかで、
0:11:21	排気塔を除くって今回わざわざ
0:11:24	書いてましたけど、これが、
0:11:28	あれですか、前、最初に説明のあった屋外構築物の
0:11:33	云々かんぬんっていう話なんですか。
0:11:39	はい。日本原燃の成田でございます。ご指摘の通り今、冒頭ありました岡井構築物に関する内容になっております。以上です。
0:11:51	はい、規制庁か、いいですか。
0:11:54	何でこれを明確化したのか、あと、なぜ本文には反映しなくていいのかっていうところを説明してもらっていいですか。
0:12:07	少々お待ちください。
0:12:30	日本原燃の杉田でございます。排気塔につきましては、
0:12:34	フレームモデルでモデル化されておまして、部材レベルでモデル化をしております。その関係で、こちら排気塔だけこの変形能力の確認というところは、
0:12:46	は、該当しないというところで、ここを、
0:12:51	廃棄等除くというような記載にしております。
0:13:09	規制庁鏡です二つお聞きしたと思うんですけど、後半はどうなってますか。
0:13:28	少々お待ちください。

0:13:57	日本原燃の成田でございます。別紙1の方に記載しない理由としては特 にないのでちょっと全体整理させて別途回答とさせていただきます。よろし くお願いします。
0:14:09	以上です。規制庁上出です。7も直すとなると今度許可との整合性がど うなるんだっていう話があって、
0:14:18	許可では、
0:14:21	許可というか本文レベルの方針では、大枠ザクッと話をしているって いうことだと。
0:14:29	思っていて、それを、
0:14:32	点、その中で実際モデルはこうだからっていうのはちょっと順番がおか しいんですけど、
0:14:39	ものに依じて評価するっていう意味で、書き下すっていうのも添付レベ ルではあっていいとは思いますが、
0:14:47	4-1の記載が本当にそこは適切なのかっていう感じがして、
0:14:54	もっと後なんじゃないのっていう気もするんですけど、その辺はあんま り考えられてないんですかね。
0:15:15	日本原燃の成田でございます。江藤。ここに関しましては何ですかね建 物構築物、全体像の話の中で
0:15:24	このせ、耐震設計の基本方針、出て東条チップソーして足したという ところでして、
0:15:34	あれですかね。
0:15:37	全体の、ちょっとこう違いがありますよっていうところの説明をしたか ったというところでもあります。以上です。
0:15:45	規制庁加地です。聞いてることに全然答えてもらってなくて、
0:15:51	まずは許可との関係技術基準との関係っていうのをちゃんと展開しな きゃいけないくて、
0:16:01	なのでモデルがこうだから、
0:16:04	ここの4-1だけ変えますとかっていう意味がわからなくてですね、ち ゃんと体系的に、許可でどういう約束をしていてそれを展開した先で、 どの場所でこういう説明をしなきゃいけないのかっていうのをちゃんと 考えてくださいっていうこと。
0:16:18	なんですけど、大丈夫ですか。
0:16:26	日本原燃成田でございます。今のご指摘、も踏まえまして、ちょっと整 理させていただきたいと考えております。以上です。
0:16:36	と規制庁カミデ差もう段階としてはかなり
0:16:42	一応終盤ということだと思うので、

0:16:47	そういう時にですね、あまり考えなしに、とりあえずなおっしゃいみたいなところで、記載を直して結局許可との関係がよくわからなくなるとか他の書類との関係がよくわからなくなるっていうのは、
0:17:02	この段階においては、何やってんのっていう話ですから、
0:17:08	手を入れる際にはですね、十分気をつけ、気をつけてというか、ちゃんとやってくださいっていう話なんですけど、ちょっとここに限らずですね、
0:17:20	修正する点今回修正したって本当にここでいいのかっていうところはちゃんと見てもらえれば、
0:17:29	はい、設置しました。
0:17:36	はい。規制庁鏡です。あと、
0:17:42	時に、
0:17:44	ちょっと前たこの4-1っていうわけでもないんですけど、
0:17:49	今回、液状化の評価っていうのを、
0:17:54	飛来物防護ネットをやって、
0:17:57	冷却塔ワーやってませんっていうことなんですよ。で、それが基本方針にどう書いてあるから、冷却塔本体見なくていいのかっていうのが、
0:18:09	ちょっと読みにくかったんですけど。
0:18:11	そういう点で申請書の、
0:18:15	方針に何か目、明確にすべきじゃないのかと。
0:18:19	思ってるんですけど今の現状の申請書だとかうやって読めますよっていう説明とかがってできますか。
0:18:43	規制庁カミデちょっと時間かかるようだったらちょっと調べておいてもらえます。後で聞くので、
0:18:56	あと、規制庁パミス日本原燃聞こえてますか。
0:19:06	六ヶ所聞こえてございます。
0:19:11	と規制庁カミデサガワ私の質問も聞こえました。
0:19:22	少々お待ちください。
0:19:24	と規制庁カミデ聞こえたかどうかもまずこは、そちらが本当聞こえてるかどうかはわかんないよね。
0:19:31	それを答えてもらって、後で回答であればそれでいいんですけど、いかがですか。
0:19:38	はい。日本原燃カミダイラです。神谷さんのコメント聞こえております。
0:19:43	あと確認も回答いたします。以上です。
0:19:47	はい。規制庁河辺です。よろしくお願いいたします。

0:19:53	あとちょっと4-1で先に進むと、337ページで、
0:20:04	これ、閉じ込めんとところが前回扉の話があっても、服装習って扉があったんだけど、
0:20:13	ていう話をしたら、
0:20:15	単純に消えてきて、
0:20:18	るだけっていう状態なんですけど、モク数Dの扉に類するようなものっていうのが最初にはないんですかね。
0:20:36	日本エヌクボタでございます。衛藤。
0:20:39	税所乾様工程室なるものというのが我々としてはませる等がそれに該当するかなというところがありまして、
0:20:48	基本的にそのとじ込み機能の維持という意味で特出して書くにあたってその工程室というところは最初にもないというところもあってまず言った、終わっ消しさせていただきました。
0:20:58	それに代わるものとして、すいませんそれを記載提示できればよかったんですが、まず、まず現状は書いてないです。で、
0:21:07	一応ですね今現状考えておりますのは、この後、耐震等も30で少し
0:21:14	再処理としては閉じ込め機能の特殊性というところを踏まえて、
0:21:18	こちらの機器配管系少しそういった閉じ込め機能を維持するにあたって特殊な構造というものがありますんで、その部分をですね現状はちょっと反映しようかなというふうに考えていたというのがちょっと実態でございました。以上です。
0:21:33	藤規制庁カミデです。
0:21:37	機器配管系はこのページじゃなくて342ページで、グローブボックスがあって、
0:21:45	なので私が聞いたところは建物構築物としての話なんですけど、建物構築物としてはそういうものはなくて、
0:21:54	機器配管系で拡充したいものがあるってことですか。
0:22:01	与儀小橋はい、おっしゃる通りでございます。
0:22:05	あと、規制庁カミデです。
0:22:08	そんな状況でなぜ今日のヒアリングを迎えているのかもよくわからなくて、建物30とあわせて説明しますと言いつつですね、何かその辺の取り込みが、
0:22:19	ちゃんとできてないような気がするんですけど、今日何すればいいんですかね。

0:22:27	日本原燃窪田でございますはい。大変申し訳ございません本来記載案を確実にこの場で反映した上で、議論させていただくのが筋だということは
0:22:37	おっしゃる通りでございます。少しですね実際、建物さんの中で、その特殊特殊な工場の方といいますか機能のところを少し説明させていただいた上でこの部分の記載を具体的に、
0:22:52	耐震の設計方針の方に反映させていただきたいという旨でちょっと本日はちょっとご説明させていただきたいなど。
0:22:57	いうふうに考えております。以上です。
0:23:01	はい、規制庁カミデですそれでもいいですけど、とりあえず何か。
0:23:06	あれですね冒頭の説明にそういう話があればまだしも、
0:23:10	話を聞いていてそういう状況だと思われませんか。で、
0:23:14	建物構築物として、その扉に類するものがないっていう。
0:23:20	ということなんですけど。
0:23:23	ちょっとそちらの主張もよくわからなくて、工程室がないって言うのか。
0:23:29	扉のようなものがないって言うてるのかがよくわからないんですけど、まず、
0:23:37	何かその辺もちょっと整理して説明いただけます。
0:23:43	日本原燃久保でございます。衛藤先ほど申し上げ。私どもが申したのは、工程室というものがちょっと採水がないのでまずそこで'扉というのが、結局
0:23:54	閉じ込めの境界話す一般扉というところもありまして、セルの中の、
0:24:00	この扉というものに関しては、遮へい扉ですとか、そういった答弁は実際あるものはあります。ただ一般的な扉というところとはまたちょっと毛色の違うものでございますので、
0:24:11	そことはちょっと違うかなということで少し記載をさせていただいたと。
0:24:16	この実態でございます。
0:24:18	以上です。
0:24:19	と規制庁カミデその経路と言ってるところをちゃんと明確に技術的な言葉で置き換えてもらえれば、
0:24:28	いいのかもしれないんですけど今の状況では、よくわからなくて、何でMOXがあれを変えたのかっていうところを、
0:24:37	ちゃんとMOXの人たちに確認をしたりしていますか。
0:24:47	はい。日本原燃窪田でございます。

0:24:50	トームクの方とちょっと確認させていただいて実際その境界を用いている、あとトームクさんの閉じ込め機能として、工程室とかいうのがあってその境界のところに
0:25:02	扉を有していますと。
0:25:07	扉が待たず、脱落しないことをもってその更迭協会の閉じ込め機能は維持できるといったところで扉を外れないということを確認する際に
0:25:18	一般扉というところもありますので一般顧客に従ってそこを確認することでその機能が維持できるといったどう確認しているかと。
0:25:27	お前はか確認した上で
0:25:30	ちょっとそういう意味で
0:25:33	我々のセル等に置き換えた場合に、そのうちで言うそのセルの境界にあるような遮へい扉ってそれに該当するかなといったところで考えた場合には、私の一般扉等という形が違うという意味でその経路が違うと。
0:25:46	いうところをちょっと、遠い場所をさせていただきました。
0:25:50	はい。
0:25:51	次、現状の整理はそのようにして、考えて、衛藤菅氏なかったというのが現状でございました。
0:25:58	実際にはおっしゃる通り遮へい扉というのは事実ものはありまして、
0:26:03	はい。
0:26:03	そういったものがございます。
0:26:06	浅沼主席が書いてあってございませんが、以上です。
0:26:11	藤規制庁カミデず、ここで何を書くかっていうと、対し、建物構築物の閉じ込めを担保するためにどういう方針にするかっていう話で、
0:26:22	今鉄筋コンクリート製の話があってこれで全部入れてるのかどうかっていうだけだと思うんですね。言えてなかったら書かなきゃいけないしってということだと思いますけど、そういう考えではないですか。
0:26:41	すいません。日本原電車でございます。ちょっともうちょっとちゃんと教育をしますというのがまず前提です。おっしゃっていただいたよりMOXは閉じ込めの前提の方針か。
0:26:53	書き下して、その地下3階に露出した状態でMOX松尾取り扱うグローブボックスを押し込める、そのMOX粉末を指定した状態取り扱うグローブボックスが閉じ込めの機能を持っていてそれを、
0:27:05	工程数にも同じように、万が一漏えいしたときの閉じ込めを担保させますと、その境界の扉も同じようにと閉じ込め機能を担保するために必要な機能要求事項を、

0:27:16	課しますよということで、ここに、そこから流れてきて、行き着いていると、じゃあ、再処理工場閉じ込めってどこの境界でどういう設計をするんですかっていうところを、基本設計方針からちゃんと展開した上で、
0:27:30	ここの建物構築物に何を担保させるのかっていうところを書かないと、全くもって意味がないと思いますのでそこをちゃんと整理をさせて、必要な事項を書くということでやらせたいと思います以上です。
0:27:43	はい。規制庁カミデですそれを大事に建物 30、それが無いので再審査つても参事を作って、
0:27:51	反映しましょうという話をしたと思ってますので、まだ、先ほどの話でも、そこは反映しきってないっていう話なんで、
0:28:03	この後におよんでって感じもしますけど、早く話ができるように
0:28:07	早野ではない早く話があってよりもある程度今日の段階ではもう、どういうふうにするっていう話が聞けなきゃいけないくて、
0:28:17	もうちょっと認識が合わせればなと思いますけど。
0:28:21	何か今の段階で、この辺はコンクリートと、
0:28:25	鉄筋コンクリート製説明者さすがに、
0:28:29	心もとないなみたいなものって投資米でありますか。
0:28:42	少々お待ちください。
0:29:16	境界についても、
0:29:39	と規制庁カミデず
0:29:42	耐震建物 30 の時でも改めて話をしてくればいいですね。
0:29:47	で、
0:29:48	ちょっと先進めますけど、
0:29:50	同じく 337 ページの下の遮へいの、
0:29:55	土木の話がありますけど、
0:30:00	これなんで、
0:30:01	その前のハラダと、5 ポツ 1 つの構造強度に基づいて言っているのに対して、
0:30:09	何で土木構築物は 5 ポツ 1 を読まないのかっていうところなんですけどその辺どういうふうを考えて記載してますか。
0:30:18	日本原燃のオオダテです。ここの記載なんですけども、前回のヒアリングの時に、その下のカッコ d の支持機能の維持のところで、屋外重要土木構築物の
0:30:29	支持機能について詳しく書かれていると。それに対して遮へい機能の維持というところで

0:30:35	土木構造物に炉と異なって最初に特異、再処理施設特有で、屋外重要土木構造物遮へい機能を持った
0:30:44	道道がありますので、その
0:30:48	特徴ということでここに土木構造物の遮へい機能について詳しく書いたというところでした。以上です。
0:30:58	規制庁カミデです。何でここに書いたのかっていうことは聞いていなくて、
0:31:03	ポツ1の構造強度に基づき構造強度を確保することによってというふうにしちゃえばいいんじゃないかなと思ったんですけどそうしない理由は何ですか聞いてます。
0:31:21	あ、はい、日本例のオオダテです。すいませんこの構造強度に基づく強度確保Cというところでも読めるんですけども、
0:31:30	前回のヒアリングのコメントを踏まえましてここをちょっと詳しく記載したというところでした。ちょっと確かにこの、
0:31:37	今日構造強度を確保して読めるというところなので、ここの青字のところの記載、ここまで詳しく書かなくてもいいかなと思いましたので、
0:31:46	ちょっと記載、もう一度検討させていただければと思います。
0:31:50	以上です。
0:31:52	と規制庁カミデです。何かヒアリングで言われたから書きましたっていうのは全然答えになっていなくて、
0:31:58	その上で、申請書として、どう適切に書くかは、ちゃんと考えてもらわなくちゃいけなくて、
0:32:06	他のところの書きぶりと合わない、いいんだけどそれは規制庁に言われたからいいんだみたいな、なんかそんな感じ。
0:32:15	ていられると、まともな申請書はできないと思いますけど、いかがですか。
0:32:25	はい。
0:32:27	言われたからといって修正するというのはちょっと
0:32:33	はい。なのでここは記載を検討して、江藤ちゃんと全体を統一するようにしたいと思います以上です。
0:32:44	はい。室長カミデです
0:32:47	ちゃんと担当者だけじゃなくてレビューする人もそういう目でちゃんと目レビューしていただいた方がいいと思っています、
0:32:56	ここは変更箇所なんで、目立ちやすいと思うんですけど。
0:33:02	レビューする方っていうのはそういう観点で物を見ないんですかね。
0:33:12	例年のムラカミでございます。

0:33:15	ちょっとここについてもどこに書こうかというふうな話も含めてですね社内でもちょっと話した上でレビュー者の中でも一応話はした上で入ったんですけれどもちょっと、
0:33:27	コメントいただきました通りちょっと書いてるところもまだそれ違和感あるんじゃないかっていうふうなこともありますので今一度ちょっとあの、ちょっと何かどこに書くのが一番適切かっていうのを考えた上で、記事を適正化したいと思います以上です。
0:33:43	規制庁カミデです。どこに書くっていうよりは、どういうふうを書くかっていうことだと思うんですけど、
0:33:50	ちょっと意識をしてもらった方がいいと思います。
0:33:54	もう1個338ページに行ったら、BCクラスの話があって、
0:34:01	これもほかと並んでないんですけど、
0:34:05	私の問題意識みたいのって理解いただけます。
0:34:23	日本原燃のオオダテです。今のおっしゃられたところ支持機能の維持の
0:34:29	土木構造物のその他の土木構造物についてのところでしょうか。
0:34:38	規制庁カミデ338ページの一番上の青字の部分なんですけど、
0:34:55	日本原燃の大里です。はい。確かに他の等々あってないと思われまのでちょっとこの記事を検討して適正化したいと思います。以上です。
0:35:06	はい。規制庁深見です。
0:35:09	よろしくお願いします。
0:35:14	あ、すいません規制庁の竹田です。ちょっと交換、前回コメントしたもののなので、ちょっと何かしゃべっておこうまで、
0:35:23	とかないと思うんですけど、例えばdポツでですね、深井重要土木構造物について詳細な記載がされているんですけど、
0:35:32	これっていうのはその5.1の構造強度のところを読むんじゃなくて詳細に書いているっていう、この理由っていうのは、逆になんなんですか。
0:35:42	はい。日本原燃の伊達です。ここはですね炉の記載に合わせて屋外重要土木構造物の記載を記載しているというところでした。以上です。
0:35:56	成長の武末とろうあ書いているから書いたけれど、なぜ書いているかまでは把握されてないっていうことだと理解しますがそれでいいんですか。
0:36:11	はい。日本原燃のオオダテです。はい。おっしゃる通りです。以上です。
0:36:21	はい。規制庁の竹田です。そういうことなんであれば市長さんに書く理由があるものっていうのは理由があって書いてると思いますのでそうい

	った趣旨を理解した上で必要になれば遮へいに久米遮へいもそうなんですけれど、
0:36:35	細かく書き下す必要がそれであるということ。
0:36:39	なんであれば聞いていただければと思いますが、
0:36:43	意識は伝わりましたでしょうか。
0:36:46	はい、日本原燃の伊達です。はい、わかりました。と記載を検討してこの支持機能ですとか他の閉機能もそうですけどもどういう記載するかというところで
0:36:58	整理して記載したいと思います以上です。
0:37:03	はい。弊社の竹田です。お願いします。すいません割り込みました。
0:37:09	はい。室長、小峰です。阿藤。
0:37:13	おんなじような感じになっちゃうかもしれないですけど 339 ページの、
0:37:19	F 格好よくの排気機能なんですけど、
0:37:23	期待と答えがあって期待がないよってというのは、液体は、S クラスのものがないからとかってそういうことでしたっけ。
0:37:36	日本永年クボタでございます。衛藤。肺機能に関してははい。
0:37:42	タブレット B C クラスの機能として抽出した項目で該当する機能としてははい。北井。
0:37:49	答え。
0:37:50	というところで建物構築物の機能としてやはり抽出したものがその 2 点。
0:37:56	いう整理で今回対象で前回の記載ですと、
0:38:00	法政廃棄物を廃棄する機能というふうにバックチェックで前回、
0:38:05	その機能というものをそこを具体的に記載したというものであります。以上です。
0:38:12	はい。規制庁小海です。だから B C クラスも視野に入れていてただ建物構築物としての廃棄っていうと、
0:38:21	液体はありませんっていうことですね。
0:38:27	はい。赤嶺クボタですはい。その通りでございます。
0:38:31	はい。規制庁、上出です。
0:38:35	じゃあ、配管系にはいキーが廃棄機能があるかって言うと、書いてない、書いてないというか、
0:38:44	とりあえず 341342 は出てないんですけど。
0:38:50	これはどういうふうに読めばというか、思いを受け取ればいいですか。
0:38:59	日本原燃窪田でございます。
0:39:01	本校の機能維持の項目の書き出しのそもそもの考え方として、

0:39:07	麻生です。耐震の1、西畑すいませんちょっとフォローしていただきたいんですけど。
0:39:12	建物構築物に関しましては
0:39:18	通常の構造強度による部分とあとそれ以外その他の構造強度言わない機能維持も含めて、まず入口として全体的な機能維持の考え方をここで述べると。
0:39:30	そういった考え方で記載しております。一方で機器配管系に関しましては基本的に構造共同がメインで、その他としては動的機能維持電氣的機能維持と。
0:39:42	いうところが求められていますしてそこに項目があるんですが、それ以外構造強度によらない、
0:39:50	今日体系を適用している、閉じ込めだとかそういったものは何かといったときに、
0:39:56	閉じ込めですとか臨界防止機能ですと言ったその構造拠点寄らない機能というのは何かというものを抽出して、この機能を変えていって、肺機能に関してはそういう意味では構造強度です。その機能維持が担保できるといったところがありますんで、
0:40:12	この後段書き出したところには税法上してこないと。
0:40:16	というような思想で、
0:40:18	書いてございます。
0:40:20	以上です。
0:40:22	成長ヶ月まず最初の説明がちょっと怪しくて建物と機器で、あの書き方違うんですってというような感じで言われてましたけど私は一緒だと思って。
0:40:33	構造強度で確認するようなものは昨日はパーツと出した上でこれは構造共同でやりますっていうのを、全部で書いて、それ以外のものを詳述するっていうのは、建物も機器も同じ考えだと私は、
0:40:49	今まで思ってたんですけど違うんですか。
0:40:54	日本原燃窪田です。すいません私の説明も少し、ちょっとあまりよろしくなかったかもしれません。もちろん必要な機能維持というところの機能の項目の抽出というのは、その冒頭の衛藤建物構築物、機器配管系というところで、
0:41:10	押しなべて記載すると。
0:41:11	ところできちんと書き下しを、
0:41:14	してございますと。
0:41:16	で、

0:41:19	具体的にその構造強度に基づいてときの担保するものとそ、それ以外で すかねそれ以外の
0:41:28	機能が要求される特性に応じて、機能を維持する設計というものが、ま さに周知されて、その機能を、その具体的なその方針として、この
0:41:38	下以降といいますか、ポツとかB。
0:41:42	B C Dのところで書くといった考え方になっ
0:41:46	ているというは理解でございます。
0:41:48	以上です。
0:41:51	規制庁カミデです
0:41:55	どんなやりとり続けてもしょうがないんですけど私の質問は機器と機器 と建物、
0:42:02	同じ考えで、申請書書いてますかっていう質問なんですけどそれに対し てイエスカノーかって言うとうどうなんですか。
0:42:15	日本円クボタでございます。
0:42:18	私が答えていいのかあれなんですけど
0:42:22	衛藤。
0:42:24	はい。
0:42:26	日本原燃規制する。すいません今のこの機能維持の部分に関しまして は、建物構築物、機器配管系ともに記載している考えとしては一緒でご ざいます。
0:42:36	ただ建物構築物等、はい。
0:42:41	337 ページの火災保護機能とあって、これ、構造強度だけなんですって言っ てますけどこれって機器がこういうものを書いてるんです。
0:42:57	はい。日本原燃菊地です。土岐木川 341 ページの (2) のところの、
0:43:03	123、
0:43:06	荒いのですかね。2パラ目3パラ目ですね。
0:43:11	のところで火災防護機能っていうところをそれぞれ含めてましてここに 構造共同とあとは動的と電氣的っていうところで、
0:43:22	記載をしています。以上です。
0:43:26	と規制庁からいいですか。
0:43:28	だから、考え方違いますよねって私はお伝えしていて、
0:43:34	るんですけど理解されてます。
0:43:43	日本原燃菊地です。はい、わかりました。はい、理解しました。
0:43:49	はい。規制庁加地です。
0:43:51	何で機器と配管では、書き方分かれちゃうのかが不思議でならないんで すけども、何でこういうことが大きいのですかね。

0:44:18	少々お待ちください。
0:44:40	すいません日本原燃キクチS棟。
0:44:43	ちょっと偏ったお話になるかもしれないですけども、機器配管系としては対象の機能が多いってところもあるのと、あとは構造強度で、
0:44:54	確保するものってというのが大半になってまして、そこに加えて動的と電氣的
0:45:01	あとは閉じ込めですね。
0:45:04	が、それぞれ、
0:45:06	何かをP R A、構造強度に、
0:45:08	プラスアルファをして機能を維持するものってところ。
0:45:12	の機能維持の方針になってますので、まずはその前段の構造強度っていうところを頭に置いて、そこに加えて、プラスアルファしなきゃいけないものってところを、
0:45:24	聞き出していったってような、
0:45:27	記載の仕方になってまして、一方で建物構築物ってところは、そのそれぞれの特出ししてる機能、
0:45:35	に対してそれぞれどういった設計をするかっていうふうな、
0:45:40	記載の仕方でもってちょっと整理をさせていただいてたってところで、
0:45:47	ちょっとあれですね、答えになってない。
0:45:51	かもしんないんですけども、あとちょっと、
0:45:54	そういった機器配管系で、プラスアルファして、
0:45:58	確認しなきゃいけないって項目ってところの、
0:46:06	特徴から今の
0:46:09	書き分けの仕方っていうふうになってございます。
0:46:20	規制庁、上出です。
0:46:25	多分ですけど、
0:46:26	要は、建物側と機器側でこういうふう作業しようねって作業前段階ですり合わせを多分してないから、今そうやってひねり出さないといけない状況なんだと。
0:46:40	私は邪推するんですけど、それは、
0:46:43	どうですか、的外れですか。
0:47:06	日本原燃菊地です。すいませんそい
0:47:10	たもの。
0:47:12	といいますか先行したMOXの方での
0:47:17	記載の整理の仕方ってところでちょっと、

0:47:20	再処理の方でもそこに、
0:47:22	見習いをしてしまったっていうのが今の現状になってまして。
0:47:28	なので
0:47:32	ちょっとはい。今、現状の記載の仕方としてはそのような状況です。
0:47:40	はい。成長管理です。MOXもこうだったんだから、特任化したんだしそれでいいでしょうっていうふうに聞こえましたけど、
0:47:48	それはそれで、
0:47:51	受けとめますが、
0:47:55	いずれにしても、別に建物が機器に合わせなきゃいけないとか、そういうことを言っているわけでもなくて、何で中、
0:48:05	本来同じであってしかるべき、おんなじでしょうっていうところが、差分があるのだから、そこはなんでかって説明できるようになってなくちゃいけないくて、
0:48:16	そのの
0:48:19	ちゃんとどういう作業方針で、じゃあ聞けばこういう理由で小塩建物はこういう理由があるからこうしようっていうのをあらかじめちゃんと作業する前に、
0:48:29	やっといってもらいたいなということですので、ここに限らず、何かそんな感じだと、まだほかにもあるんじゃないかっていう、Bがしますから、
0:48:40	そのあたり建物が土岐側で書き方本当に大丈夫かっていうのは、見てもらった方がいいと思いますけどいかがですか。
0:48:52	日本原燃菊池です。
0:48:55	はい。それははい再度確認をさせていただきますけども、と。
0:49:01	ちょっとすいませんサイドのあれになって申し訳ないですけども機器側として
0:49:06	こういった書き方をしたっていうのは先ほど説明させていただいた通りをベースに構造強度があるっていうところと、そこに加えてみなきゃなんないもの。
0:49:16	ていう項目が明らかだっていうところから、まとめて書けるものはまとめて書いて、個別に記載しないすべきものっていうところで今の、
0:49:26	書き方をしてましたのでちょっとそういった考え方も、
0:49:29	年年頭といいますか、建物側の方と調整した上で
0:49:35	一度全体の方、見直しをさせていただければと思います。以上です。
0:49:41	規制庁小峰です。建物が悪いですかね、構造強度はあんまり関係なくてそれぞれの機能にそれぞれの許容値があるから、

0:49:49	分かれてますっていう話ですか。それなら全然それで分かれるのが当たり前だと思うんですけど。
0:49:57	私の認識とはちょっと違いますか。
0:50:13	はい。日本原燃土橋でございます。私の認識としては基本的にまず構造強度の確認といったところで、基本的な確認事項があってそこから逸脱するような機能要求があるものに関して
0:50:25	1冊というわけじゃなくても個別の機能を考えたときにそれで放送共同のものでは見えないものがあった場合に関して、それが徳田してくるというような認識でおりますので基本的には口頭での確認ってのがベースにあるというような認識でございます。
0:50:44	はい。生協上出です。なので、
0:50:48	ベースが構造強度ってのは機器も、
0:50:50	建物も一緒に、その表し方が違うっていうところなので、それが何ですかっていうところ。
0:50:58	を説明してもらえればいだけだったので、
0:51:03	これは多分説明すればいだけの気はしますが、他のところでそういう説明が、
0:51:09	なくてただ単純に、同じ考えなんだけど、桑田が違うというようなことはないかっていうのは見た方がいいんじゃないかなと思ってますけど、いかがですか。
0:51:31	はい。井上長橋でございますちょっと今日神谷さんからいただいたところのコメントの趣旨を踏まえてちょっとキリン側と、この側で見たときの考え方のところで、基本的にはベースは構造強度から走っていくというふうに思っておりますので、そこでちょっと、
0:51:47	池田四方が違うところに関してはちょっと調整して、私は金城井上のところで何かする必要はなくて全体として何かチェックする必要があるんじゃないのっていう気がしてるだけで、ここの機能維持だけ。
0:52:01	しっかり見てくださいと言ってるつもりは全くないですが、理解いただけてないですかね。
0:52:10	日本でどうでございます申し訳ないちょっとちょっと木内ばかりちょっと頭がちょっと今言っていました後、ご指摘いただいておりますご趣旨のところって今までいただいておりますところってのは全体的に関わる場所での
0:52:23	はい。考え方の整理であったりとかそういったところでいただいているというふうに思っておりますのでちょっとここの部分に関しましてはB社を含めたところで、少し考え方のっていうところの横並びも含めたところで今一度ちょっと

0:52:36	中身の方は確認していききたいというふうに思います以上です。
0:52:40	はい。規制庁カミデです。
0:52:42	何かあっちこっち直すっていうよりはそちらの記載の考え方を問われるときに、ちゃんと答えられるように準備しておくっていうことは、
0:52:52	いいんだと思います聞いて、いつも時間がたって、あまり何か、
0:52:58	超えないような回答がみたいのが続くので、こういう理由で僕たちこういう申請書の構成にしますって上西ますよちゃんと説明できるようにしておいてくださいっていうのが
0:53:11	大きな問題意識ですのでよろしくお願いします。
0:53:19	はいや日本のトガシでございますいただいたご趣旨のところ社内でも
0:53:24	展開をさしていただいてしっかりヒアリングの場で、自分たちの考え方といったところこれまでご説明、ご審議されてる事項でございますがその部分は再度徹底して
0:53:33	戻っていききたいというふうに思います。以上でございます。
0:53:40	はい。規制庁上出です。その上でなんでこの話になったかっていうと、肺機能の話で、
0:53:50	341 ページの上から 2 行目に廃棄機能については、孔口通知構造強度って言っているから、これでやってますということで、
0:54:03	これはあれですか、答え北井北井。
0:54:08	全部構造強度でっていうことで、
0:54:12	書き分けも特に必要なくてってことなんですか。
0:54:23	日本円クボタでございますので対しても三重の営業店においてははい、おっしゃる通り、機器配管系の綺麗な設備はすべて肺機能は聞きたい答え外であります、それで構造強度。
0:54:35	郵政にしてございます。以上です。
0:54:38	はい。規制庁小峰です。339 ページに今度行くと、
0:54:43	結局構造強度っていうのは一緒なんだけど、こっちは気体を廃棄等とか、答えを保管廃棄って言っていて、何か、
0:54:54	並んでないように見えるんですけど、この辺は何かこういうところもそうなんですけど、こういう理由で、建物側を明確にしています。機器はいんです。
0:55:05	話をしてもらえればと思いますけど、できますか。
0:55:20	それでお待ちください。
0:56:00	日本原燃窪田でございます。衛藤。

0:56:03	先ほど来の説明やりとりの中でもありましたが基本的にここで当間北崎の廃棄等々小出しに書きはしましたが、実際は機能整理においては対象物がそうだとすることでここは特別世界。
0:56:16	ではいるんですが結果、
0:56:19	公的を維持するために必要なものは構造強度を確保する機能を維持する設計とするというところで考え方は基本的建物も機器配管系をどう移動と。
0:56:27	いうふうに考えておりますので少しその辺の例も含めて本来この
0:56:33	ここで個別具体でこう書くべきなのかというところも踏まえて少しそこは整理が必要かなというふうに考えました。
0:56:40	以上です。
0:56:42	はい。規制庁カミデです。
0:56:45	そうですね。ここでどこまでブレークして書くべきかっていうのは、考え方をそろえた方が、
0:56:53	いいんじゃないか。この後も別紙4-8とかで説明するところもあるので、
0:56:58	ここではここまでというのは機器配管。
0:57:02	藤。
0:57:04	建物も全く一緒じゃなくてもいいですけど、いずれにしても、
0:57:09	やっぱそういうのを説明できるように整理した上で、書いてもらえればと思います。
0:57:19	はい、日本移行対象いたしました。
0:57:30	規制庁カミデです。あと350ページで、
0:57:41	最初のパラの最後で、
0:57:47	栄養素、
0:57:49	うん。
0:57:52	なんか分かれるって書いていて、これは、
0:57:58	何か設計方針としてよくわからないなあとと思ったんですよね、普通に。
0:58:04	分けて定めるとかそういうことな気がするんですけど多分日本語の問題だと思うんですけど。
0:58:12	その辺りもちょっと適正化かなと思いますが、いかがですか。
0:58:18	日本原燃菊池です。はい。おっしゃられる通りでして
0:58:23	分かれるってというような語尾で終わるのではなくて、
0:58:28	はい。ちょっとそれぞれ、
0:58:30	を適用するとかいった方針。
0:58:33	としての記載のほうにちょっと見直しをさせていただきます。

0:58:40	規制庁カミデちょっとよくわかんなかったですけどあそこは何かいいですねそもそも何で分解するのっていう話を、
0:58:48	その必要性がわかるようになっていう、
0:58:51	出たんだと思いますけど、それに対する回答って、どの文章ですか。
0:59:10	日本原燃菊池ですと、
0:59:13	ですね今の同じページの9ポツのところの2行目、
0:59:19	の後半からですね。
0:59:20	のところで、
0:59:24	支持構造物の設計をそれぞれ行う機器っていうところと、標準化された支持構造物から選定していく配管系。
0:59:34	いうところでの設計方針が異なるんで、それぞれに強い方針を定めるっていうところで基礎理由を記載させていただいておりました。
0:59:47	以上です。
0:59:54	規制庁カミデず、
0:59:56	個別に機器と配管系の話を、
1:00:01	わかりますよね、配管系と。
1:00:06	配管系の後に及びがあって、そのあと等入るのでどういう集団なのか。
1:00:12	よくわからないんですけど、
1:00:14	きっと。
1:00:16	あとは、次は、どういうグループっていうか、
1:00:21	標準化された支持構造物に繋がり仲間っていうどれどれの
1:00:27	あ、あ、すみません、日本原燃カワムラですると、これにつきましては指示方針三つに分かれてるっていうところでまず書いてますと。
1:00:35	で、楨は個別に設計するっていうところ、配管は、標準化されたものっていうところで、以降のこの盤、装置等っていうところにつきましては、
1:00:47	電気計測制御装置等の基本方針の部類に、
1:00:52	含まれてございまして、具体的に言いますと、別紙4-13ですね。
1:01:00	ここが、
1:01:01	四つの区分に分かれてますっていうところで示してございまして、
1:01:05	あとは形状上がるんですけど三つになってるの知ってるんですけど、
1:01:11	日本語として正しいのかっていうところなんですよね。で、
1:01:17	多分こういう、
1:01:19	機器展であと配管系。
1:01:22	次は配管系で及びの後のまとまりが、三つのまとまりですと言ってんですけど、

1:01:31	電気計装装置等、
1:01:34	機器の違いがよくわからないしって感じるんですけど。
1:01:39	何か、
1:01:40	別に個別に支持構造物の設計を、
1:01:44	行うって同じことと同じこと言ってんじゃないのかっていう気はしますがそのあたりってどうなの。
1:01:53	はい。日本原燃河村です。ここにつきましては、電気計測制御装置等というところにつきまして、この4区分間んと個別といえば個別なんですけれどもそこは4区分の中から、標準化されたその4区分の中から、
1:02:08	支持構造物の設計というところを選定して対応してございますので、そこはうんと分けて考えてございます。その上で、ちょっとこちらの記載につきまして、赤嶺さんのご指摘の通り、ちょっと区切るところが、
1:02:23	そうですね読みづらいついていうところがございましたのでそこをもう一度検討させていただいて、ちょっと主
1:02:31	はい。そこを修正させていただきたいと思います。
1:02:34	以上です。
1:02:38	はい。規制庁、鏡です。
1:02:41	今でも、前駄目っていうわけでも多分ない。
1:02:44	とは思いますがね何か
1:02:47	ただ、何で三つに分かれるのかっていうのは、相変わらずよくわかんないなっていう感じがします。
1:03:03	すいません、日本原燃川村です。今のところにつきまして電気計測制御装置等は、例えばパンとかで言いますと、壁掛けってところが、
1:03:15	等ございますとそういったところで識別してと示したいというところがございます。以上です。
1:03:22	弓削でサガワで少し補足させてください。そのようなん時とバンド違いというのがあるところがちょっと足りてないのかなというところなので今うちの川村が言ったような、
1:03:32	ところで、あとは、すみません機器廃岩盤、この三つに支持方針は受けますということで修正いたします。以上です。
1:03:41	はい。規制庁上手です。最初の話もそうなんですけど
1:03:47	あれって書いてある。
1:03:49	ところにも何かつけてるような気がして
1:03:52	今現状三つでは分けて作っているんだからそれに繋がるようにとか、何かとにかく少しでも違いをあぶり出してみたいな感じがしますがでもちょっと小上流から加来が考えた場合に、

1:04:06	こういう設計をするからそれぞれ分かれるんですと。
1:04:09	いう話をしないといけないんじゃないかなと思いますので、
1:04:14	ちょっと
1:04:15	何だろう、目線をちょっと変えて書いてもらったらと思いますが、いかがでしょうか。
1:04:22	はい、井上サガワです。はい。その通りだと考えてございます。これ定めるっていうところでも言ってたんですけど、今神谷さんの指摘のあったもう後からじゃないですけど気持ちが出ちゃったっていう文章はこれ良くないので基本方針なので、
1:04:35	定めて設計していくというところで、そこの理由というところは今口頭で我々話したようなことをしっかり書き込んだ上で三つになりますということで書かせていただきます。以上です。
1:04:47	はい、規制庁パミスわかりました。
1:04:51	次に 351 ページですが、
1:05:00	環境温度は、
1:05:02	呼び込みがあるんですけど、
1:05:05	今回、冷却塔とはいかなですかね、対象。
1:05:11	具体的に何度かっていうのが、
1:05:14	確認できるようになってるかってチェックされました。
1:05:27	少々お待ちください。
1:05:34	と規制庁カミデですたくさん出られているので、チェックした人がいれば、僕見ましたって言ってもらえればいいですし、
1:05:43	未誰も見てないんであれば、とりあえず誰も見てません。
1:05:48	ですけど、
1:05:57	日本原燃石橋です。ここ今評価に用いる環境温度っていうところにつきましては耐震計算書の方、
1:06:05	Dは、
1:06:07	要目表のところ、
1:06:09	設計状況のところですね、に記載させていただいております
1:06:13	配管の方につきましては以下の方につきましては配管支持方針の後ろの方につけさせていただいております。
1:06:20	配管の結果のところですね、のところに記載させていただいております。以上です。
1:06:27	規制庁神です。今言われた要目表とかっていうのはあれですか、4-1-1-4 の書類に入ってるんでしたっけ。
1:06:44	少々お待ちください。

1:07:38	表現のイシバシです。すいません今ご指摘いただきましたところでちょっと確認させてから確認させていただいてからお答えさせていただきたいなと思ってございます以上です。
1:07:50	はい。規制庁金です。そもそもこれは4章でいいでしたっけ。
1:07:54	5じゃなかったでしたっけよ。4で耐震計算書ですよ。
1:08:00	何か。
1:08:01	そもそも章から違うような気がしてましたけどそれは合ってます。
1:08:08	日本原燃菊地です。すいませんここで書かせていただいている数字が6です、6%。
1:08:15	すいません。
1:08:19	なので、
1:08:22	いずれにしてもちゃんと読めるようになってなさそうだったので、
1:08:27	申請書全体としてどうあるべきなのか、っていうのを、あと、こうやって既工認の、
1:08:35	呼び込みとかも含めて、どうやったらさっき言った要目表に書いてある数字にたどり着けるのかっていうのをちゃんと説明してもらいたいののでよろしくお願いします。
1:08:47	はい。日本原燃柴先生、承知いたしました。
1:08:50	はい。規制庁丹です。で、他にもう呼び込み系でちゃんと呼び込み先見てないなっていうところが、
1:08:58	あればちゃんと見てですね、そちらの記載の人と調整するのにはしてもらわないといけないのでその辺り、
1:09:06	これだけというよりも、呼び込み後は向こうから呼び込まれてるところもありますよね。耐震も
1:09:15	材料強度から呼び込まれているのを知ってるのかどうかあれですけど呼び込まれてますから、そのあたりの関係はちゃんと調整しておいてください。
1:09:27	日本原燃布設はい。相互で呼び込んでるところだったり片方だけで呼び込んでるようなところっていうのは、はい、条文間でちょっと。
1:09:36	確認調整させていただきます。
1:09:42	はい。規制庁古味です。
1:09:45	すいません日本原燃瀬谷でございます。
1:09:48	一応すみませんなんかやりとりが完全にみんなで決めたルールすら守れてないのであれですけど、記載としては添付も基本設計方針もそうなんです、

1:09:58	何々に従うもしくは何何とかの条件を使うという場合は、添付書類のは5だけ書いても何を呼び込んでかわからないので、何ポツの何々の項目に書いてあるこれこれを呼び込みますとかですね、リンクを貼るときに、
1:10:12	飛ばす場合は単純に3はこっちに飛ばしますっていうのは別に、その番号だけでもいいんですけど、引用する場合はその章立ても含めた、何を引用するかがわかるように書くっていうことができ、取り決めを社内ではしていたつもりなので、
1:10:27	それがちゃんと反映できるように調整をさせていただきます以上です。
1:10:31	はい、規制庁上津わかりましたよろしくお願いします。
1:10:36	跡継ぎ353ページのところの真ん中で、補強や追加っていうのがあって、
1:10:48	これ確かMOXでは、
1:10:50	多分この辺のこの記載なかったような気もして、そういうものないのでっていう話だったんで再処理はこういう影響評価しなきゃいけないものあるんでしたっけ。
1:11:06	はい。日本原燃カミダイラです。
1:11:08	江藤そうですね。
1:11:11	新規制の対応で竜巻の防護対策等を実施しておりまして、その終了については、耐震設計の地震応答解析モデルに、考慮されていないのでそれを別途、
1:11:23	考慮したもので、影響がないことを確認するというを行っております。
1:11:28	ご指摘のように、MOX側ではそういう対応がございませんでしたので、最初に網野記載となっております。以上です。
1:11:37	はい。規制庁カミデです。その時に、
1:11:42	実用炉は原子炉建屋においてはっていうのである程度限定をかけていることに対して、
1:11:49	最初にわあ、その主語対象を書いてないので、何とでもなるような記載になっちゃってると思っていて、
1:11:57	その辺りもちょっと、
1:12:00	ちゃんと
1:12:01	限定的にした方が、
1:12:04	いいんじゃないの、とも思うんですけどいかがですか。
1:12:13	日本原燃カミダイラです。

1:12:15	まず、再処理カバーにおいてはですね、複数の建物にわたってその重量の変動があるということで、このこちらの記載では限定的な記載をしておりませんでした。
1:12:29	実際に重要な変動状況を見ますと、
1:12:35	大きな重量変動が比較的大きな中変動があるものと、本当に軽微な、
1:12:42	ものと分かれておりました今後示していくものについては、その中で代表的なもの、大きな変動があるものと、あとは重要など。
1:12:52	代表機器重要なものが入っている建屋を、を説明していこうと考えております。
1:12:59	ちょっとこちらの方に、
1:13:02	現時点で当てはめを書くというのも、
1:13:08	米うまい表現ができなかったのでこちらは、現時点ではこういう表現とさせていただきます、今後、建物の申請をする際に、どういう考えでこの建物を示しますと、
1:13:21	いうところを示させていただきたいというふうに考えております。
1:13:24	以上です。
1:13:32	藤規制庁コミュニティです。うん。
1:13:37	終わりですか。項目としてはまず建物構築物の項目だから
1:13:43	そこで限定はしているし、
1:13:47	ということでもいいでしょうっていう。
1:13:51	思います。どうぞ。そういうことですか。
1:13:59	はい。2本目カミダイヤです。
1:14:03	ですね、重量変動があったものは全般的に確認をしますという意味で、限定をしていないと。
1:14:11	いう、考えでございます以上です。
1:14:15	あと、規制庁カミデそれは機器配管系も含めってことですか。
1:14:23	日本メーカーみたいなです。建物としてという意味で
1:14:28	ございます。
1:14:29	以上です。
1:14:30	はい、規制庁カミデ砂なので、項目として建物構築物、
1:14:37	ぐらいだからと。
1:14:38	いうふうにとりあえず受けとめておきますが、
1:14:46	これって、これ営業検討だけで本当にいいんですけど、場合によってはやっぱりホンチャンのモデルを、
1:14:56	こっちにつけ替えないといけないっていう場合が、
1:14:59	考えられるんじゃないかと思うんですけど最初っから何か、

1:15:02	その可能性を排除してるように見えるんですけど。
1:15:08	はい。日本原燃カミダイラです。
1:15:10	おっしゃるように、大きな収量変動があって振動性状が変わるであったり、あとは評価に対して、
1:15:21	影響検討、
1:15:23	の大間駅を超えるような場合は、おっしゃるように、反映したもので見直すということが必要とは考えますが、現時点でそういった大きな重量変動がないようにという範疇で
1:15:37	各種対応させていただいております、確認した結果、そういう大きな変動はないということも把握できておりますのでこちらでは、影響検討と、
1:15:48	いうふうに整理をしております。以上です。
1:15:52	藤規制庁古味です。影響検討結果のクライテリアっていうかあればOKっていうのはどこに持ってます。
1:16:03	はい。日本原燃カミダイラです。
1:16:05	衛藤。
1:16:07	実際行っておりますのは地震応答解析モデル支店ケアモデルの重量を変動させたもので
1:16:14	実際の解析を行いましてその変動比率を確認すると、各種項目、加速度であったりせん断であったり曲げであったり軸力であったり、各種項目を増幅率を確認しております。
1:16:26	その上で、まずはそこで影響度合いが小さいということを確認した上で、
1:16:32	次に、各種部材、壁だったり、基礎スラブであったり、重要。
1:16:39	部位に対して、耐震誘導に対してその増幅率を比較した上で、影響がないということを確認することにしております。
1:16:49	この表については、先行電力で行っている重量増の、
1:16:53	影響検討になっておりまして同様のやり方を行っております。以上です。
1:17:01	成長管理です。クライテリアはどこですかって言ったら、
1:17:06	あれですか、反映しないモデルの。
1:17:09	冒頭ではなくて、配送モデル化NGじゃなきゃいいです。
1:17:19	日本原燃カミダイラです。各種部材の評価他、壁とかエース基礎スラブだとか、セル等の評価でそういう、
1:17:29	議論に対しての確認も行っておりますが、まずその前にクライテリアとしているわけではございませんが、その事業の変動費率が小さいという

	のは確認した上で、そういう影響検討しているという状況でございます。
1:17:44	規制庁、丹で変動費率っていうのが幾つかもう、
1:17:50	今は特に答えないということなので、
1:17:54	事前にも問題意識としては、そちらは結果を持ってるんである程度、こんなもんでいいですって思ってるかもしれないです。ですけど、
1:18:04	我々側としてはどんな結果が出てくるかわかんないなんていうこともあるし、それを受けてやっぱりこれは影響検討じゃなくてホンチャンこれ設計を、
1:18:15	配管系も含めてですね、これで設計しなきゃいけないんじゃないかっていうことも、我々の想定には当然今入ってるわけですよ、結果を見てないので。
1:18:25	なので、分割申請をっていうこともありますし、あまり限定的にここまですべていいんだという方針よりは、もっと広く書くなり、あとはその影響検討においても
1:18:40	この程度におさまっていることを確認するんだとそれ以外はホンチャンモデルに反映しますとかですね、そういった形で書いたらどうかと。
1:18:50	話をしてるんですけど、
1:18:53	問題意識を伝わりました。
1:18:57	はい、日本原電カミダイラです。コメントを趣旨理解しました。
1:19:03	おっしゃるように、変動の比率のクライテリアといたしますか、
1:19:08	この程度で影響がないこと判断するというような辺り、検討して資料に反映したいと思います。以上です。
1:19:15	規制庁カミデです
1:19:17	クライテリアの話というよりは
1:19:21	方針として影響検討にするものもあるし、必要に応じてホンチャンのモデルにも反映する人。
1:19:29	ということだし、あとは、キョウケンそうになると影響検討で済むものっていうのはすごい小さいものなのでこういうものを、影響検討結果、
1:19:38	として示しますっていうそういうそういう限定の書き方をするっていうことなんですけど、伝わります。
1:19:46	はい。日本原燃上田です。承知しました。
1:19:50	はい。影響検討のものと、反映するものというところも含めて、考え方、方針を整理いたします。
1:19:59	はい。規制庁深見です。よろしく申し上げます。ちょっとどこまで伝わったのか。

1:20:04	あやしいんですけど設計方針として、ふさわしい言葉で
1:20:11	書いてもらえればと思います。
1:20:13	あとは、
1:20:17	そうですね。大体そんなところなんですけどさ、中盤で話をした地下水排水設備の話、どんな、どんな感じですか。
1:20:36	規制庁カミデ地下水排水設備というか、液状化というか、お願いしてた件ですけど。
1:20:46	は、日本原燃カミダイラです。すいません六ヶ所側で原田さん、出ていると思うんですが、
1:20:55	回答をお願いできますか。
1:20:59	すいません原田ですけれども。
1:21:02	ちょっと私から回答すべきかちょっとあれなんですけれども、一応液状化の記述はですね、ページで言いますと、209。
1:21:13	88 ページですかね。
1:21:15	88 ページ、289 ページあたりに、
1:21:19	記述があります。
1:21:24	ここですね、
1:21:35	289 ページがわかりやすいかなと思うんですけれども周辺地盤液状化を考慮した、
1:21:42	液状化の恐れのある施設は、
1:21:46	それなりの設計をすると、こういうざっくりした方針を述べていて、
1:21:51	具体については 649 ページに飛んで、
1:21:57	液状化を考慮する場合は、このような設計を行うと。
1:22:00	そういった作りをしております。以上です。
1:22:11	規制庁上出です。すいません 600 何ページって言われたところをもう一度ページです。よろしいですか。
1:22:18	はい。日本桐原です。649 ページですね、5 ポツ 2 の地震応答解析というところに、
1:22:28	一番の液状化の恐れのある施設はその周辺の液状化による影響を考慮するというので、
1:22:37	より具体的に展開しているといったところですよ。
1:22:44	規制庁カミデです。649 ページは、波及影響の方針ですから、全然話が通じてなくて、
1:22:55	ちょっと困っ
1:22:56	てます。
1:22:59	どうしようかな。5 日。

1:23:02	日本原燃原です。ちょっとあれですね。
1:23:06	作者のこの場にはいないということもありまして確認させていただきたい と思いますよろしくお願ひします。
1:23:13	規制庁神戸です。話をしたかったのは、
1:23:18	どうぞ。
1:23:19	乳井根橋でございます。ちょっとジャストでその点、今の状態がいいの かっていうのを少しありますけども、基本的に 353 ページ。
1:23:31	がございまして、こちらの方動的解析における手法の選定方法といった ところでございます。ここでここでの文書以降のところ地震時の地盤 の有効力の変動に応じて、
1:23:44	営業の方を評価して有効雨量解析を実施するというところがござい ますので、基本的にこの部分で有効力の変動があるかどうかといったところ を一つの主眼として、
1:23:55	有効応力解析液状化の検討をするかどうかといったところの仕分けの方 を実施しているといったところが、今現状の基本方針での書きぶりにな ってございます。以上でございます。
1:24:08	規制庁カミデさん、
1:24:12	これで書き出してるのかかっていうところが私も、
1:24:16	思っていて、冷却塔やなくていい理由って何でしたっけっていう話な んですけど。
1:24:25	そもそも何で冷却塔は、
1:24:28	液状化評価やなかったでしたっけ。
1:24:41	はい、p r u d e n t 橋でございます。竹岡から紹介等補足していただ ければよろしいかと思ひますけども基本的な現状当社の整理としまして は
1:24:52	冷却塔本体の場合に関しましては直接その対象となるものの、地盤の周 辺のところ液状化層があるのかどうかといったところを一つの判断基 準にしてございまして、
1:25:04	その場合でいきますとこの A4 の場合に関しましては、竜巻防護施設で ございましてこちらの方で液状化の防止を支えているといったところで その営業本体自体に直接
1:25:16	浄化槽といったところを設置しないといったところがございまして、本 に関しましては有効解析を実施しないといったところでございます。
1:25:24	東京側の方からは、追加があればお願ひします。
1:25:29	日本原燃佐藤です。詳しい状況の説明については、地下水位の設定の方 の資料の方にまとめておりますので、

1:25:39	そちらで今富樫がご説明した内容をもう少し噛み砕いてお示しするよう にいたします。以上です。
1:25:51	規制庁、五味です。
1:25:53	あれでしたっけ、竜巻注意 2、竜巻防護設備が、
1:25:59	いるからで逆とやんないってことなんでしたっけ。
1:26:02	ちょっとにわかには。
1:26:04	そうだったかなって感じなんですけど。
1:26:09	表現先です。
1:26:11	液状カーの評価対象の選定フローの中では、まず大きくはサブドレイン があって、水位が低下していて貴重貸しな一番だっていうのが一つと、
1:26:26	今説明あったように、対象施設の周辺に、今回の場合は、地盤改良と呼 ばれる、
1:26:33	液状化しない地層が取り囲んでおりましたので、
1:26:38	そういった状態の施設、これについても、液状化の対象から今、外れる というふうに分類して、
1:26:48	我々の方では評価を進めておりました。
1:26:50	以上です。
1:26:52	生協カミデです。冷却塔って、竜巻防護ネットがなかったら、液状化評 価する対象ですか。
1:27:02	日本原燃佐藤です。我々の分類方針からすると、周辺が液状化するので あれば、評価対象になるというふうに考えております。以上です。
1:27:15	はい。規制庁菅です。
1:27:17	耐震建物 13 とかだと地下 2、
1:27:21	どれぐらい根入れされてるかっていうファクターもあったような気もし たんですけどそれは関係ないんでしょう。
1:27:29	日本原燃佐藤です。
1:27:31	大分前のご説明でそういった
1:27:35	福田での整理もあったと思うんですが、今のところは、
1:27:40	施設周辺の地盤の液状化に対する沖大木内の状態を見て、判断するよう に、
1:27:49	分類は、整理させ、再整理させていただいております。以上です。
1:27:55	規制庁深見です。それって、
1:27:58	あれですかねもう資料でもそういう地下階云々っていうのはもうなくな った状態で資料出されて、もう、
1:28:06	ヒアリングで確認したんでしたっけ、ちょっと私も。
1:28:09	ちょっとにわかには覚えてないんですが、

1:28:14	日本原燃佐藤で新しくオーリングで、
1:28:18	今週中にはお出しして説明するような状態になっていますので
1:28:23	すいません、今お話しした内容を見ていただいてはいない。
1:28:28	かとは思いますが。
1:28:29	以上です。
1:28:31	規制庁菅です。
1:28:32	前回までのヒアリングでいうと、
1:28:37	地下階云々っていう話もあったけど今回消そうとしてるってことですかね。
1:28:47	日本原燃佐藤です。
1:28:49	地下階の話は、
1:28:52	大分、全然。
1:28:54	2、3回前ぐらいからちょっとなくなっているかと思えます。それとは別に、周辺地盤。
1:29:02	うん。
1:29:03	着目した評価の方で分類させていただいているかと思えます。以上です。
1:29:12	はい。
1:29:13	はい。規制庁、小出です。
1:29:16	ちょっと、
1:29:17	その辺、キシノさんとかっていう、同じ事業者の認識と同じですか。
1:29:23	規制庁の岸野です。ちょっと今の佐藤さんのご説明と少し理解というか認識が違って、
1:29:30	現段階でヒアリングで説明を受けてる内容の中に、
1:29:34	液状化の検討対象としてではないんですけど地下水排水設備を設置する施設として地下躯体を有するものっていう説明があって、規格単位の説明の中には、
1:29:45	地下に内部空間を有する建物であるとか、杭基礎も含めてのご説明が前、前回というか、今出ている最新のレビジョンの中には説明があったかと思えますんでちょっとその辺りは、
1:29:57	理解が違うかなあと思えますけど、どう、いかがですか。
1:30:03	ああ、そうですか。はい。
1:30:09	ありがとうございます。
1:30:16	日本原燃佐藤です。すいません。土佐。
1:30:21	比較たいと、奥井の記載について、すみません、私のちょっと認識が、
1:30:29	違ってるといったので、

1:30:32	ちょっと確認して、ご回答するようにいたします。
1:30:46	藤規制庁カミデさんで、
1:30:49	何がいい、もともと何が言いたかったのかっていうと何で冷却塔を、
1:30:56	液状化評価しなくていいものと判断できたのか、っていうのはそこ星に書いてあった方がよくて、
1:31:04	基本方針上には今その辺が書いてませんねというお話をしようと思っ ますんで、
1:31:10	その時に、一つは地下水排水設備っていうのもあるし、あと
1:31:16	マーメイドロックなり、その岩着ですか、っていうのもあるだろうし、 あとはその側面の状態ですよ、それが地下階云々、地下階だつた り、
1:31:29	根井。
1:31:31	地下階を有してるかどうかと。
1:31:33	いう話かなあとと思ったんですけど、
1:31:37	周りの状態だつて言われてるんでちょっとそのあたりは整理をしてい ただければと思いますけど。
1:31:44	周りに一番改良あるかどうかっていうと、じゃあ、杭もやなくていい んじゃないのっていう話になって、
1:31:51	何かその辺、つじつまが合わなくなったような気がしますけど。
1:31:56	いかがですか。
1:31:57	はい。
1:32:00	日本原燃佐藤です。
1:32:04	冷却塔用の防護ネットの基礎は、確かに杭があつてその周辺が地盤改良 されているんですけど、
1:32:14	ある意味、杭が
1:32:17	地盤改良体を介して、すぐ横の液状化するそこからの、
1:32:24	力を受けるかもしれないということで、今回は防護ネット系の杭を、
1:32:30	落ち着いている施設については基準評価の方、
1:32:34	実施しております。それに対して、
1:32:38	地盤改良体が、
1:32:40	ある程度液状化層に対して、
1:32:45	ある幅を持って、
1:32:46	設置されていれば、その液状化の層からの作用といったものが、施設に 影響を与える。
1:32:56	度合いは小さいということが
1:32:59	文献等でもありましたので、そういう意味で、

1:33:03	国の方は液状化を、の評価をしてますし、冷却塔本体については液状化の評価を実施しないで進めておりました。以上です。
1:33:16	と成長カミデず、冷却塔の周りの地盤改良の幅が必要十分かという説明は耐震建物、ジェイエスピー、今までされてたんでしたっけ。
1:33:30	日本原燃佐藤です。そこまでの説明はすいませんいたしておりませんでした。
1:33:36	以上です。
1:33:38	規制庁カミデです。聞いてて思うのは、
1:33:42	技術的には多分そっちの方が説明しやすいんだと思うんですね。
1:33:48	実際の周りの筒の状態と、
1:33:51	ただ実際は、杭は地盤改良してるんだけど結局、評価してますと。
1:33:58	冷却塔は
1:34:01	あんまり細かい説明もせず大丈夫でしょうと言って
1:34:06	液状化評価不要と言ってますけど、ます。
1:34:11	実際最初2Dどうかっていうと、冷却塔みたいなものはやらないし、杭は基本的にやるんですってという話なんでしょうから、
1:34:22	それだと設計方針としてはですね、単純に地下排水設備があるかどうかとか、ない場合でも地下に躯体を有していれば、やります。あと涌井の場合も、評価をしますと、周りがどういう状況である。
1:34:40	地下躯体がないようなものはやりませんっていう方が、設計方針の分けとしては
1:34:47	わかりやすいんじゃないかなと思いますけど、事業者どう考えます。
1:34:59	日本原燃佐藤です。
1:35:02	ご指摘の整理の仕方についても、ちょっと今一度、
1:35:08	踏まえてですね、ご説明したいと思いますが、
1:35:13	防護ネット系の施設の基礎自体、杭は確かに地盤改良で囲まれてるんですけど、
1:35:23	ウェエート鉄骨確保を支えている、
1:35:27	地中張りと言われる、
1:35:29	基礎はですね液状化層と接しておりましたので、
1:35:35	そういう意味でも、ちょっと液状化対象としておりました。
1:35:39	それと、確かに
1:35:44	マーメイドロック解析、岩盤にしっかり設置されている、かつ液状化層等も設置していないというような整理の仕方についても、
1:35:54	その点踏まえてですね、わかりやすい
1:35:58	分類になっている子。

1:36:01	ように、説明したいと思います。
1:36:04	以上です。
1:36:08	はい。規制庁カミデです
1:36:11	何だろ液状化層っていう話をするとそれはそれでじゃあどういもの液状化層なんだとかですね。
1:36:19	いう話がまたどんどん
1:36:22	申請書との対応でどうなるんだっていう話もありますから、その辺、
1:36:27	なるべくシンプルな方がいいんじゃないかなと思いつつ、そちらの整理ですからまた考えを、
1:36:35	してもらって、いずれにしても
1:36:39	本文にどこまで書くべきか。
1:36:42	本文は今のまんまでもっていう感じもしますけど、
1:36:46	整理の結果本文にこれぐらいは書いて4-1にこれだけ書いてその下で、これぐらい書くっていう整理で整理を聞かせてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
1:37:00	日本原燃佐藤です。はい。整理の方を進めてご説明するようにいたします。以上です。
1:37:07	規制庁浜崎です。ちょっとすいません先ほど佐藤さんの方でチョーカーの評価対象の整理を、本郷委員っていうお話されたんで、その資料を見てからでもいいのかもしれませんが、
1:37:20	今、先ほどの施設が液状化層に接している場合、例えばネットの基礎もであっても接しているから対象にしましたというようなお話だったんですけども、
1:37:34	その考えっていうのは例えば道道
1:37:36	欄着の上に設置されているようなドウドウも、
1:37:40	液状化層にそう接していたら、液状化の検討対象とするということに変わりないのでしょうか。
1:37:55	日本原燃のオオダテです。はい。おっしゃる通り、遠藤の周りに、液状化対象層があれば、それは液状化の影響があるということで評価し、するということで考えております以上です。
1:38:05	規制庁門田です。繰り返しになりますがそれは岩着の上に設置されようがされまいがということでよろしいです。
1:38:13	はい、おっしゃる通りです。
1:38:15	規制庁の田崎です。わかりました資料の方また説明を受けたいと思います。以上です。
1:38:23	規制庁小尾です。

1:38:24	今の話じゃないですか、どうどうも。
1:38:27	周りに地盤改良があれば液状化評価やらないものがある。
1:38:39	衛藤。
1:38:41	本庄辨野ムラカミです。道路に関しましては周りの都道の周辺の状況を見まして、
1:38:51	幾つかに大きなといいますか、そういうふうなものに分けてですね、評価の方針をどうするかというふうなところで今整理してございますのでこれにつきまして
1:39:04	申請後に詳しく考え方をご説明させていただきたいと思います。以上です。
1:39:09	規制庁小宮です。
1:39:15	具体の設定は申請後で構わないんですけど、
1:39:19	第1回申請としては、冷却等々防護ネットとあと、
1:39:24	耐震
1:39:25	全般の基本設計方針っていうのが申請対象ですから、
1:39:31	それについては、今説明をしてもらった方が一定で、実態としてはあれですか、地盤改良があるから液状化評価しないっていう、堂々があるってことですか。
1:39:46	日本原燃の村上です。
1:39:47	今考えているもので周りのそれから上もですねガチガチにもうすべてが液状化対象層からの完全に分離されているようなものについては、
1:40:01	液状化の評価必要ないものというふうに整理しているものがございます。
1:40:07	政調会ですそれが
1:40:09	どういうもので建屋にくっついててコンクリートだからっていう場合とあと、地盤改良してるからいいでしょうという程度感なんですけど、地盤改良であっても、
1:40:19	そういう評価しないものがあるってことですか。
1:40:37	少々お待ちください。
1:40:53	日本原燃の中には、基本的な考え方としては一番改良体B自体は液状化しませんのでそれーに本当に完全に囲まれているようなものについては、
1:41:07	ジョーカーの影響検討は必要ないというふうなそういう考え方でございます。
1:41:18	藤規制庁カミデです。

1:41:22	実際あるかないかは今わからないってことなんだと思いますけど基本的な考え方はそうだっていうことであれば、
1:41:32	まさにそれが基本方針であって、
1:41:34	そういうことを、
1:41:37	基本方針に変えていくっていう古藤なんですかね。
1:41:47	日本原燃佐藤です。先ほどのご指摘あるように、表方針どこまで書いて、
1:41:54	細かいところをどこに書くのかっていうのも含めてちょっともう一度整理させていただいてご説明したいと思います。以上です。
1:42:01	はい。成長管理です。その時にやっぱり防護ネットの杭のところの関係で、
1:42:09	この場合は開業があってもやりました、ドウドウの場合はやりませんっていうことになるんで、
1:42:17	そのあたり区切りをどうするかって言うところが難しくなってくるなあと考えてますけど、事業者ってその辺も整理してるんですか。
1:42:29	日本原燃佐藤です。はい。そこら辺も、
1:42:34	わかりやすいように、フローなり、説明の文章でちょっと、
1:42:39	明確にしたいと考えております。以上です。
1:42:43	はい。規制庁管です。
1:42:46	いずれにしても液状化対象層があるかないかという言葉だけじゃ全然わからないので、地盤改良なんだったら、一番会議を、どういう地盤対応だったら
1:42:58	いいのか。
1:43:00	そういうところもわかるようにですね。
1:43:04	してもらって引き続き話が聞ければ、
1:43:10	日本原燃佐藤です。はい。
1:43:15	そこら辺の図、整理含めて耐震建物 13、あとは本文の方の修正も、
1:43:22	進めていきたいと思います。はい。以上です。
1:43:27	はい。規制庁小峯です。よろしく申し上げます。
1:43:32	これ
1:43:34	ややもすると本、申請書本文にも関わるので早く話をしたいところなんですけど、
1:43:42	来週とかに話してますか。
1:43:52	日本原燃佐藤です。はい早めにご説明できるように、
1:43:57	進めたいと思います。はい。以上です。
1:44:01	はい、規制庁管理室わかりましたよろしく申し上げます。

1:44:05	私の方からは以上です。
1:44:12	規制庁の竹田です。その他別紙 4-1、確認はございますでしょうか。
1:44:18	社長の岸野です。ちょっと私からのコメントじゃないんですけど、先ほどのやりとりの中で、
1:44:28	337 ページだったか、鉄筋コンクリート製の記載しかないことについて、他にないのって質問があったかと思う。
1:44:36	たんですけど、
1:44:37	それ、宿題として残っていませんでしたでしょうか。
1:44:45	これはまだ確認が取れてないということで、今は、
1:44:49	説明できないという
1:44:51	ことなんですかね。
1:44:53	規制庁カミデですけどそういうステータスだと思いますけど。ほ他にもそういうところありますが、
1:45:01	何を、わかりました。事業者の方からもそれで良いということであれば、
1:45:07	はい。今日の時点はそれでいいかと思いますがそれで事業者よろしいですか。
1:45:12	はいすいません岸野さん私が本文って言ったのを、4-1 とかに広げて聞いてますそれとも。
1:45:20	別紙 1 の橋野っていう
1:45:24	規制庁の岸野です。わかりにくくてすみません。具体的に 337 ページの中で、
1:45:31	鉄筋コンクリート製以外に何か思いつかないのかっていう患者さんの方から質問があったかと思ってそれが保留になってたかなと私は認識してたんですけども。
1:45:41	それはまた後日の説明ということになってたんでしょうか。
1:45:46	規制庁古味です。あれさ、三重の時に話を聞くって言ったかもしんないですけど。はい。
1:45:54	成長キシノです。はい。そうですね。そのようなやりとりもあったかと思しますので、
1:46:01	はい。そういうことであればそれで結構です。
1:46:05	すいませんちょっと混乱させるようなことを質問しました。
1:46:08	以上です。
1:46:13	規制庁のタケダですその他規制庁側から確認はございますでしょうか。
1:46:19	日本原燃石橋です。
1:46:22	先ほど

1:46:23	ご質問いただいております環境温度のところですね、健全性の方確認させていただきますして、健全性に記載させてされている温度っていうところを、
1:46:35	タイプの冷却塔の耐震計算というところでも使用している、いるっていうところを確認させていただきました。
1:46:41	すいませんでした。
1:46:46	と規制庁パミス申請書ではどういう記載ぶりになりますか。
1:46:56	はい。日本原燃石橋です。
1:46:59	ここ、屋外の環境運動っていうところは、ここに対する設計温度として定めたっていう、
1:47:06	37度と設定するところを、いざ1回記載させていただきます。
1:47:12	それを踏まえて冷却塔の部材等々評価している温度につきましては、耐震計算書のところの中でご説明させていただきます。以上です。
1:47:24	藤規制庁カミデです。そうではなくて、まず石原さん言われてましたけど呼び込むときはどここのどこに書いてあるっていう書類のタイトルだけじゃなくてっていう、
1:47:35	話をされてたと思うんでそれで聞いたんですけど、それはまだあれですかね浸透してないっていうことですか。
1:47:50	日本原燃石橋です。
1:47:56	すいません日本原燃石橋先生、あとすいません。
1:48:00	今宗資料を確認させていただきましたっていうところの、まずははい。ご回答内容とあとは今ご指摘いただきました通りまず資料名を今呼び込んでいるだけになってございますので、
1:48:11	今資料名の1ポツ3、3ポツ2というところですかね環境条件というところに記載されてございましたのでそういうところを呼び込む形で記載の拡充をさせていただきたいと考えてございます。以上です。
1:48:25	はい、規制庁ヶ月わかりました。ちなみに、
1:48:28	配管の条件って、何ページ。
1:48:32	あるんですけど、地震0図でいうと、
1:48:43	少々お待ちください。
1:49:11	規制庁カミデその1195ページ辺りだと思っていて、これマスキングなんですけど、
1:49:17	さっきポロッと言われた数字と違うような気がするんですけど大丈夫ですか。
1:49:42	配管につきましては

1:49:45	さらに先ほど石橋の方から説明させていただきました行のところにですね、安全機能を有する施設について運転時停止時、あと、異常な過渡変化等を考慮した上で適切な温度、
1:49:57	いうものを設定するというふうな形がまず書かれておりますその上で、屋外
1:50:03	の施設っていうところを定めてまして今回の伝熱管配管等につきましては、崩壊熱除去を
1:50:12	崩壊熱除去をするってのは冷却塔と機能としてありますので、その温度等を考慮した値、
1:50:19	を記載しております。以上です。
1:50:27	規制庁、深見です。
1:50:30	何かよ。
1:50:32	呼び込み。
1:50:33	すぐ意味。
1:50:35	あるんですかそれって、
1:50:38	呼び込んだ先の数字使わない。
1:50:58	日本原燃柴先生。すいませんここの
1:51:02	まず基本方針の方で呼び込んでいるっていうところがまずし評価に用いる環境温度っていうところになってございます。それを踏まえて今お話いただきました配管の温度ってところはそういう、
1:51:15	設備の特徴を踏まえて
1:51:18	最高使用温度っていうところを決めてございましてそこが最高使用温度っていうところと環境温度っていうところ、今回ここは環境温度を呼び込んでいる方になりますんで、
1:51:28	ところになってございますので、そういうところの違いもあるのかなと考えてございます。以上です。
1:51:34	藤規制庁カミデ
1:51:37	何となくわかりましたけど、要は、外気温を幾らで設定して、
1:51:44	あとは運転温度幾ら設定してというときに、
1:51:48	外気温は呼び込みます、じゃあ、運転温度は何で呼び込まないのっていう話に今度なってくるんですけど、その辺はどうなんですか。
1:52:00	飛び込まないのというよりはなぜ説明しないのかっていうところなんですけど、どこに説明するつもりですか。
1:52:08	少々お待ちください。
1:53:51	本年度イシバシ先生、お待たせして申し訳ございません、今のご指摘なんですけれども、まずちょっと

1:54:00	採用てそうですねおっしゃる通りで記載を、今、里見つけておりませんと。ただまず本部商標の中に、
1:54:11	冷却の配管で言えば、最高使用のこれですっていうところは記載させていただいているという、言っております、そこと今度その温度をまず持ってきているよっていうところをまず前提にありましたので、
1:54:25	ちょっと中身につきましては拡充するかをちょっと社内で相談して検討したいなと思っております以上です。
1:54:32	すいません、日本原燃沢です。今のやりとり何で起きたのかなというところをちょっと考えてたんですけど、前回、前々回ですね、患者さんの指摘の中で、計算書作成の手引きっていうものを我々補足説明資料を出してて、
1:54:46	そこについては役割を終えたよねってところで、実際の計算書っていうところに移行していくってところがありました。そうなったときに、今の最高使用温度ってところと環境温度ってところの呼び込みってところ。
1:54:59	不足してるってところなので、そこは土俵から持ってきてるっていうんであれば使用評価を持ってきてるというところまでわかるようにして、温度のどころというか、紐付けを修正したいと思います。以上です。
1:55:14	はい。規制庁、上出です。あと、具体的話でさっき紹介ありましたけど、
1:55:21	何か、
1:55:23	多分環境温度が、
1:55:26	許可の高温で見たときの温度、
1:55:30	を持ってきてるような気がするんですけどまずそれで合ってますかね。
1:55:52	少々お待ちください。
1:55:57	規制庁カミデなんか今日全然話が進まなくて困ってるんですけど、
1:56:03	あれわあ、許可の話でいうと、高い温度初期温度を設定した方が、保守側になるからっていうので、
1:56:13	崩壊熱除去の計算の時は云々みたいな話があったような気がして、
1:56:19	普通に解析評価をするときって、
1:56:25	どうなのかなって感じがして耐震においては、許容値が、
1:56:30	ちょっと下がるからって感じもしますが、強度とかで、例えば熱伸びとか見ると、初期温度低い方が厳しいしっていうところは、
1:56:41	何かその辺りって考え方。
1:56:43	語れるかといいますか。

1:56:58	規制庁菅です。聞こえてますか。
1:57:08	成長紙ですとか、すいません入院者です聞こえてますが、誰も口を開かないので、
1:57:14	ですね、
1:57:17	ちょっとこちらでも整理しないといけないと思っているのは1点あって、確かに最高使用温度を使い方をどうするかっていうところがそれぞれの設計のお考え方によって設定をしないといけないということと、
1:57:30	先ほどあった健全性接液というのは安全設計安全審査の時の行のところで、37度と29度37度は無痛8の含めた最高温度を持ってくるということで、設計をして、
1:57:46	環境部全体としての厳しい条件での評価を設計をしましょうということと、それとは別にいわゆる時間ファクターある程度長期的なスパンで見るとような安全設計の評価ものに関しては、
1:58:00	現実的な温度ということで6ヶ所の平均気温からの極値を用いて29.4度で設計をしましょうということと、外部衝撃でも書き分けて使っているので、
1:58:11	そういうことも考えた上でどういう温度を使うのが適切か、この屋外にある冷却塔みたいなものに対して例えばどういう温度を使うのが適切かっていうのは、ちゃんと説明を書いた上で展開しないと、話がややこしくなると思いますのでその整理をまずさせていただきたいと思います以上です。
1:58:28	はい。規制庁深見です大体石原さんから答えてもらったことで、ほぼすべてのような気がしますけど
1:58:37	いずれにしても、その辺、
1:58:41	皆さんやってる方は背景とか根拠なり、答えられるように、
1:58:45	なってもらわないとなと思いますので、
1:58:49	よろしくお願いします。その上で
1:58:51	どの数字を引っ張るかってのは先ほど澤さんが言われたようなところだと思うので、対応しておいてもらえればと思います。
1:59:06	はい。日本原燃石橋です。了解いたしました。
1:59:12	はい、規制庁カミデとりあえず、とりあえずといっても大分長くなってしまいました。以上です。
1:59:21	その他規制庁側から何かございますでしょうか。
1:59:28	それでは、
1:59:29	ここ自家用車から建物参事に入った方がよろしいですか、今日現在どうでしょうか。

1:59:37	日本原燃の赤田です。はい。そうですね。一般法で振り返り入れたい、入れてからの方がいいと思いますので、よろしくお願いします。
1:59:46	はい。規制庁の竹田です。それでは、振り返りをお願いいたします。
1:59:54	日本原燃菊池です。別紙4-1につきましては屋外構築物の部分ですね、これは基本設計方針からの繋がりと、それ以降の、
2:00:03	内容での書き下しを今一度整理させていただきますっていうところ。
2:00:09	あとは安全機能の記載の、
2:00:12	濃淡っていう部分ですね、江藤藤堂部分だったりってところで、その記載を他との整合を図るっていう部分、あとは建物時で側でその
2:00:24	記載を識別してたっていうところについてはきちんと説明できるようにした上で
2:00:30	資料の方、
2:00:32	あ、そうですね、はい。
2:00:34	いうところと、あとは、
2:00:37	日方針、機電側での指示方針を分けていったってところの理由についての記載の見直してっていう部分ですね。
2:00:46	はい。
2:00:47	で、
2:00:48	液状化に関しまして、同方針として衛藤本文添付一報。
2:00:55	どのように展開するかってところは建物13、
2:00:58	の方と合わせてちょっと整理をさせていただきますっていう部分。
2:01:03	あとは今の
2:01:05	今度ですね、部分の呼び込みの記載だったり適用の考え方ってところの、記者についてどう計算書、
2:01:13	の作成方針はですね、
2:01:16	見直しをさせていただきます。以上になります。
2:01:22	規制庁の竹田です。ありがとうございます。
2:01:27	今回不開示情報の発言でなかったでしょうか、温度とかね。
2:01:42	日本原燃石橋です。不開示情報の発言についてはは温度等々ですね発言を今回しておりませんので、案内のかなというふうに考えてごさいます以上です。
2:01:54	規制庁の竹田です。はい、わかりました。ありがとうございます。それでは、今の振り返りについて規制庁側から何かコメントごさいますでしょうか。
2:02:06	よろしいでしょうか。
2:02:08	それでは耐震建物参事ですか。こちらの方の説明をお願いいたします。

2:02:16	はい。日本原燃窪田でございますそれでは
2:02:19	令和4年10月7日に提出させていただきました建物30アール8の資料 に關しまして資料の内容を説明させていただきます。
2:02:28	今回レビジョン7からビジョン8として修正させていただきました内 容、
2:02:35	主に
2:02:38	3ポツのところをですね通しページでいきますと、ページ14ページ目以 降、
2:02:43	から3ポツの方始まりますが、
2:02:46	こちらの地震00においてこの構造共同の各種設計方針を述べる前に、
2:02:54	各種耐震設計におけるその機能維持の設計方針として必要な機能を秋岡 と記載しておりますのでそちらを地震00と合わせた
2:03:03	というところあと文中に關しましても先ほど来説明のあった地震00と の記載の横並びということで記載内容を土肥へといちいち合わせるよう な形で修正のほうを行っていたと。
2:03:15	そこまで大きな、1点目の修正内容となっております。
2:03:19	さらに個別の機能としまして、通しページ27ページ目、
2:03:25	以降です。
2:03:28	27ページ以降が別紙1というのが始まります。こちらでですね特に再処 理に關しましては、閉じ込め機能というところで先ほどこちらですね 再処理の特徴的な取り込み機能というところもありますので、
2:03:40	少しここの部分の記載を拡充させていただきました。
2:03:45	まず一つ目としましてはページ27ページ目としましては通常の静的な 閉じ込め機能として、液体の保持機能、補整ベストの保持機能、
2:03:55	というものがあります。
2:03:56	基本的にはそれらを洪水、静的な閉じ込めバウンダリを構成するような 機器になりますけれども、
2:04:02	ちょっと今回下線で追加させていただいた内容、ちょっと溶解槽を例 示に、
2:04:07	追加してございますが、少し
2:04:10	構造的に一体ではないような、特殊な機器というものがございするの で、こういった機器に積分した設計となって機器がありますがこういっ た場合でも、きちんと必要な機能が維持できるということを確認する必 要があると。
2:04:24	いうところで、少し特徴として記載を追加させていただきました。小澤 ページ2728と続きまして、もう一つあとページ29ページ目以降、

2:04:34	ホース経路の維持機能と、
2:04:36	いうところで、
2:04:38	こちらも再処理特徴的な構造物として、二重管というものと、収納配管収納容器というものがございます。
2:04:46	こちらも具体の設計として、セルと同等といったところの機能を持っておりますので、
2:04:51	その構造の例と、
2:04:54	具体のは、こういったものがありますよというところを例示を 2930、追加させていただきました。
2:05:01	はい。あとページ、31 ページ目のところで、少し
2:05:07	建屋、主要を建てる建屋と言われている前処理分離精製後 C M がウランプルトニウム混合出して後は、レベルの方に関しましては、
2:05:18	三次閉じ込めの建屋として安重というところがございます。
2:05:23	具体としてこういったところが該当しますよという説明をちょっと追加させていただいたというのがページ 31 の修正内容となります。
2:05:31	それで次の 32 ページ目ではこちらの浄化捕集浄化機能を用いて、有するフィルター等がございます。こちらの構造概要図を追加するとともに、
2:05:43	当間具体、こういったところで捕集浄化機能を担保しているかと、あと
2:05:48	こちら経路維持機能も一部になってるところもありますので、その側として、こういうところで機能を維持し、かつ浄化機能としてはこの中身の、こういったコードでもって担保していると。
2:05:58	御説明を追加いたしました。
2:06:01	はい。
2:06:03	説明に関しましては以上となります。
2:06:07	すみません
2:06:09	申し訳ございませんページ、
2:06:11	中央のところにまたページ 37 ですね、すみません、お願いします。
2:06:17	ページ 37 としまして、
2:06:19	こちらあと地震 00 の衛藤。
2:06:23	あと、説明書の別紙 4 の、
2:06:25	3 ですかね重度分類のところ、少し
2:06:28	中央で分類の境界に関する考え方というところが出てきますが、土佐館野先生の方で、ここ、

2:06:35	こういったところに重要度分類のバウンダリ境界がありますよということ を少し詳細に説明を追加させていただいたのがページ 37、3839 と 3 ページにわたって追加しております。
2:06:46	基本的には A 棟面ですとか水封といったところで、バウンダリを構成し ていると。
2:06:52	いった状態ではありますが、当間、長地平であればバウンダリ、通常時 閉なので、そこで構成してバウンダリ構成してると。
2:07:01	いうイメージは、理解できやすいかなと思うんですけども、
2:07:05	それで時間的余裕があるものについては、長時間神野便でもとりあえず としてそこ上位下位というものがあったり、
2:07:12	ページ 38 ページ目以降ですけども排ガス系の配管ですとかそういった ところは弁とか水封を境界にせず、配管で飛ぶちょっと協議会が切れて る例示もありますと。
2:07:23	ところが事実、最初の設計としてございますので、そのような内容の方 を 3839 と追加させていただきましてこの考え方を用いて、
2:07:33	地震別紙 4-3 の上戸部の方に少しその概略の方を方針として書かせて いただいたと。
2:07:40	この背景になってございます。
2:07:43	はい。説明は以上でございます。
2:07:49	規制庁の竹田です。ありがとうございます。それでは耐震建物 30 につ いて、規制庁側から確認あればお願いします。
2:07:59	規制庁カミデです。根井。
2:08:05	そうですね。
2:08:12	27 ページぐらいの話は大分説明を言ってもらおう。
2:08:21	これはあれですかね、水封と言いつつ、
2:08:26	水がなくても別にいいですって言ってるんですね。そういうことたくさ ん、28 ページの説明とかだと、
2:08:37	はい。日本原燃窪田です。はい。実際構造としては、そのような水を用 いた構造と、
2:08:44	行っておりますが実はそれがなくて、なくてもこの機器の行動としまし ては排ガス系の排風機が生きてることで中を動的に取り組むことができ ますという設計思想ですと、
2:08:56	いうところでは記載を書かせていただきました。
2:09:00	以上です。
2:09:01	はい。規制庁小峰です。で、
2:09:04	一方 37 ページの上の図の右側ですけど、

2:09:09	ここはあれですか、水がないと駄目なんですか。
2:09:16	日本原燃久保田でございます。はいこちらはですね
2:09:20	実際配管の中に水がたまっているような構造となっていて、この水封が切れるとですね中野北井が阿久津になってしまうというところで、
2:09:32	駒井菜タシールといいますか、そこでシールすることによって、
2:09:37	逆流防止。
2:09:38	そういった機能を有するということの設計の考え方になります。
2:09:43	以上です。
2:09:45	と規制庁カミデ図でその時に、じゃあ、機能維持の方針としてどうするかって話で、
2:09:52	28 ページみたいなものだけであれば、
2:09:56	別に構造健全性で見とけばいいですって話なんだと思いますけど。
2:10:02	さっきの言うシールってということだと水なくなっちゃったら困りますよねだからそれを、
2:10:07	なくなんないように設計しなきゃいけないということなんですけど、
2:10:11	その辺り方針上で何か書き分けたりするんですか。
2:10:19	日本原燃窪田でございます。現状考えている考え方としましては、まずはシールを今維持するという意味では、構造健全性を維持することで、
2:10:29	何かのこの水封構造というものが維持されますので、基本的にこれらも具体的な対象配管になりますので、配管の設計、
2:10:39	具体は低ピッチの設計を担保することで、
2:10:42	この水封構造間で、機能として維持できるというふうに考えてございました。
2:10:48	実際
2:10:50	あとはその中の水封の液体としましては、常にその水がたまるように、
2:10:57	液を定期的に流すといった運用のところがあります。はい。それはまず運用としてそういったことの設計の対応が設計といいますか対応はもちろんあるものの、
2:11:08	基本的には構造でもって、その設計の機能は担保できるというふうに考えてございます。以上です。
2:11:15	規制庁、上出です。
2:11:18	なかなかイメージしづらいんですけど 37 ページで、構造でピッチで維持しますと言いつつ、
2:11:24	いうシールの、
2:11:27	駅の一番上から上、

2:11:30	それより上の階クラスってなってるのもう、
2:11:33	どこで壊れてもいいですっていう設計にしかしてないってことなんですよね本当にそれで。
2:11:38	UCルーがずっと維持ずっとっていうか、ある程度維持されるのかっていうのが、
2:11:46	疑問なんですけど、その辺はどう捉えればいいですかね。
2:11:53	4年クボタでございます
2:11:55	耐震重要度分類という考え方では、まさにここのシール部でSからBとかASPではないですねAとCとか2個、分類は、
2:12:06	もちろん切れます。ただ、おっしゃる通りじゃそこで来てて、じゃあ水封の起振分以降でやっぱずっと切れていいかと言ったもちろんそんなことは、
2:12:16	ございませんので設計としてはまさに
2:12:20	情報部分に関しましては基準地震動でも耐えることっていうことを、設計確認として実施していると。
2:12:27	た実情でございます。以上です。
2:12:30	規制庁深見です。
2:12:33	そうだとするとそういう設計を、それを方針としてちゃんとうたっておくってということなんじゃないかと思えますけど。
2:12:41	なぜそれをせずに、
2:12:43	審査書上はもう切れてもいい、申請書上は切れてもいいんだと。
2:12:47	いう話して止めておくのかってのがよくわからないんですけど、考えありますか。
2:12:54	日本原燃窪田でございます。すいませんそういう意味ですと、少し説明が確かに足りないかなと。
2:13:01	衛藤。
2:13:02	城猪飼という協会でもってそうだっていうことに終始して記載をしてみました、実際その機能を担保するために必要なところまでは、上位クラスの耐震に合わせて確認の方を行うと。
2:13:14	たところは別の確認項目ではあると思いますので、その旨は、記載の方、きちんと明確化したいというふうに考えております。
2:13:24	以上です。
2:13:26	と規制庁カミデずちょっと
2:13:30	本当に認識が合ってるかってとこなんですけど、37の右の図とかってまさにそれで、10、

2:13:37	メインの配管がSですねと定例でクラスの配管が行ってるんだけど、あの辺のところまでワーさすかに壊れちゃ駄目でしょうっていう。
2:13:48	ところで、
2:13:49	上位クラスとして設計しますって言ってるんですよ。
2:13:54	今言われた水封というシールより、
2:13:59	運営側っていうんですかね、入口側の配管すぐ壊れちゃ駄目だろうから、手当をしておきますっていうのもその右側の弁まで上位にしますっていう話と全く同じことを言われてると私も、
2:14:12	思っていて同じ思想のことを言われてるんと思ってるんですけど。
2:14:17	何か、片や、
2:14:20	弁までという、
2:14:22	話にしておいて 30、右側で言うと、
2:14:28	もう、
2:14:29	右側で言うと今の話でいうともう主観で切りますって言うだけの説明になってると思うんですけど。
2:14:37	なんでこういうずれが生じるんですかね。
2:14:51	日本原電ホシノです。
2:14:53	今ご指摘いただいている、右側の図の方ですね。
2:14:58	こちらの方のポット部分の放射性雰囲気、除染液ラインに上がってこないように、水封で止めていますので、
2:15:09	放射性物質のそのバウンダリっていう観点でここで耐震クラスを分けていくと。
2:15:15	左側の図の方は、機器と主幹に直接配管が繋がっていて、いうシールとかは途中になく弁でバウンダリーを切っていますので、
2:15:24	この部分で上位と下位を分けているということになります。以上です。
2:15:31	規制庁カミデです。
2:15:34	そうだとすると先ほど窪さん言われたように、ある程度までは下位クラスであってもちゃんと設計しますということが全く不要。
2:15:43	なんだと思うんですね。
2:15:45	なんだけどそれをちゃんとやっておきますっていう話をされているので何かすごい混乱してきちゃってるんですけど、実態のところ。
2:15:54	どう考えてんすか下位クラスのところが切れても、
2:15:58	Uシールが保たないということは、こういった技術的に説明できますってことなのか、そうとも言えないので、

2:16:06	ある程度は例えばセル内ぐらいはちゃんとサポートつけてますよとかっていう話なのかその辺どうなんですか。
2:16:16	日本原燃星野です。今おっしゃっていただいた通りで、というシールの機能を維持させようという観点では、除染液を供給できるようにしなければならないということで、
2:16:29	等、
2:16:30	また、耐震クラスの重要度分類としては先ほど申し上げた放射能濃度のバウンダリーで区分を分けておるんですけども、
2:16:40	この仮クラスの先のところについては、除染液を供給できないと困りますので、そこは瀬申請ではなくて設計で、耐震クラス、S s チェックをかけて、
2:16:54	供給できるようにということで事業者側で管理しているところになります。以上です。
2:16:59	規制庁上出です。
2:17:03	以上、事業者管理でいっていいことは技術基準適合上、あとは許可整合上は、ここで切れてもいいんだって話をされてるのかなと思うんですけど。
2:17:17	助成機供給できないというシールの機能維持できないしって話を聞いちゃうと、
2:17:23	普通にそこまで上位で、いわゆる設計なんじゃないんですかって思うんですけど。
2:17:29	何か間違ってますかね。
2:17:37	日本原燃星野です。
2:17:40	おっしゃっていただいていることは理解しておるんですが、耐震重要度分類を設定する上では、その放射能濃度の関係上、そのUシールまで雰囲気が上がってくるということで、
2:17:56	耐震クラスを上位クラスで設定していると。
2:17:59	そこから以降については、放射能濃度が低い配管になりますので、耐震重要度分類上はBクラスとして設定することになってます。以上です。
2:18:10	はい。規制庁カミデです
2:18:13	んなので、そもそも、
2:18:18	何かやっぱり話がずれずれているというか、
2:18:21	結局、機能に応じて設計をするわけで、
2:18:26	今回守るべき機能って、誰が持ってるんですかっていうところは多分ポツと思ってるんですね。で、
2:18:33	Uシールはじゃあ何で変え、

2:18:36	これ、どっちなのって言ったら多分Bクラス以下なんですよ、
2:18:41	それを、
2:18:43	それを守るために、
2:18:47	助成供給できるようにしてますっていうのはそれは、
2:18:51	どうでもいいというか重要度分類上は、
2:18:54	関係ない話なので、何かこれを維持するんだとか、いう話と、
2:19:00	何か設計思想というか、重要度分類のそもそもの考え方がなんかずれているような気が。
2:19:08	して、何かもうちょっと体系的に説明をいただかないと、すっと通らないなと思ってたんですけど、何かこちらの思いは伝わりますか。
2:19:19	日本原燃星野です。今カミデさんがおっしゃっていただいた通り、重要度分類上の考え方と、その融資量、運用面で維持させるというのはちょっと、
2:19:29	切り分けて説明し、しなければならぬところなので、
2:19:34	そこ体系的に整理させていただければと思います。
2:19:40	規制庁深見です。その上で、この
2:19:43	ポットの、
2:19:44	持ってるSの機能って何、何の機能なんですか。
2:19:50	閉じ込め機能領域を保持するという点での閉じ込め機能になります。
2:19:56	日本原燃星野です。
2:19:58	はい、規制庁カミデつって、その機能はちょっと本体だけで見ているのか。
2:20:05	UC分まで含んでるのか。
2:20:09	もしくはポンプ本体プラス排気系でいけてるのか。
2:20:15	三つセットなのか、その辺ってどうですか。
2:20:20	日本原燃保守のです。閉じ込めという観点であれば、今の2番目のポットと、VOGということになるかと思います。以上です。
2:20:32	はい。規制庁亀井です。何でポットがここに配管にそもそも穴があいてもう、
2:20:38	VOGが動的機能をちゃんと維持しては別に、
2:20:43	関係ないっていう話なんじゃないですかね。
2:20:49	日本原燃星野です。おっしゃっていただいた通りです。
2:20:53	はい、規制庁管理です。そうだとすると、他にもいくつかポットがあつて、
2:20:59	一応に全部配管取れちゃったらすがにっていうところもあるので、
2:21:04	一応水封ぐらいはもうぐらいまでは、

2:21:09	上位にしとけますっていう話ですか。
2:21:15	日本原燃星野です。
2:21:18	まずそ、そういった面もあるかと思います。はい。以上です。規制庁カミデですそういった面も、というのであれば他の面も含めてなんですけど、
2:21:29	もうちょっとちゃんと説明をしてもらった方がよくて、
2:21:34	要は結局ここで大事な閉じ込め機能ですから、それを担保するべき。
2:21:41	V O G が書かれてないと意味がないような気がしますし、
2:21:45	あと
2:21:46	これせるだけですよね。セル外でこんなことやらないと思うんですけど、それは、
2:21:54	これが責めないだけの話ですよっていうこともちゃんと説明しなきゃいけないと思ってますけどいかがですか。
2:22:04	日本原燃星野です。
2:22:06	おっしゃっていただいた通り次、閉じ込めという観点で分1V O Gのそのラインが書かれてないというのはまず
2:22:15	ちょっと記載を適正化させていただきたいなと思います。
2:22:19	あと、こういった系統構成というのがセル内ということだったんですけども、
2:22:25	基本的には放射能濃度の観点でこういった系統構成もありますし、あと、重要度分類の低いところですね、Cクラスの設備でも、試薬設備とかの雰囲気はエンゲルた。
2:22:39	上にこういったU C Lを設けてるところも、セル外には一部あります。以上です。
2:22:45	規制庁深見です。それは、
2:22:49	ポットに当たる部分がS sでってことですかそのポットに当たるものが、Cのものと話をしています。
2:22:58	日本原燃星野です。すいませんポットがCクラスとかの時になります。
2:23:03	はい。設置を変えました。それはいいので、
2:23:06	どうせCなんで、
2:23:08	よくて
2:23:09	セル内においてはこういう方法で閉じ込めを担保してるので、こういう切り分けでいいんだっていうのも、これ、
2:23:19	ランドセルの中においては、トータルで見れば多分ここに弁をつける。
2:23:24	つけないほうが多分安全上、ふさわしいんだと思ってるんですけど。
2:23:31	うん。なので、その辺はちゃんと、

2:23:33	コーセルの話ですとか、
2:23:36	いうことをちゃんと方針にも、書いたらいいと思うんですけど、いかがですか。
2:23:44	表現でホシノです。
2:23:46	はい。おっしゃっていただいた通り、セル内であれば殿をつけると、メンテナンスができないとか、逆に不安全な状況に陥りますので、
2:23:54	これに関してはセル内の話だということを、
2:23:58	説明として、拡充させていただきたいと思います。以上です。
2:24:03	はい。規制庁カミデです。
2:24:06	なんで、なんか本当は普通は弁作るだろうっていうのが当たり前の考えなんだけど、
2:24:14	原燃みたいな施設でせるとかもっと言うと、実は右側の方が、トータルで見れば安全性は高くてっていうことなんだと思うのでその辺ちゃんと書いたらいいと思いますなんか、
2:24:27	今までずっと話を聞いているところなんか弁、釘区切れないところがあるもしくは何か、
2:24:34	やってないところがあるんで、何とかこれでみたいな雰囲気って言ってたんですけど別にそんなことなく、もともと安全上こっちが好ましいっていうので設計しているんであればそうやって、
2:24:46	堂々と説明してもらえればと思いますので、ちょっとよろしく願いします。
2:24:53	日本日本原燃星野です。はい。おっしゃっていただいた通りそういった面で説明を拡充したいと思います。以上です。
2:25:03	はい、規制庁亀井です、次 37 ページのその下側は、これなんですかね、何を言いたいですかね。
2:25:14	日本原燃窪田でございます。上の違いがですね基本的に
2:25:20	両分の境界というイメージをまず説明したときに、基本的なその弁であれば常時閉のところであるとかそういうふうも基本的にその水封のところでも常時コア等西風で、
2:25:32	閉じ込め閉と同じような扱いですね。
2:25:36	そういったものによって、取り合うことで、そのバウンダリを構成してますといったところなんですけど、この下の例がですね、常時開の弁。
2:25:45	開いてる弁でも、
2:25:47	上位下位の分類の境界がありますよというところで書かせていただきました。

2:25:53	例示でいうと、この冷却塔等この熱交換器のループの中に、その補助冷却器と、
2:26:00	いったものがありまして、こいつ自体がまず補助冷却性が強いですと。
2:26:07	ただそのループ構成のところでのこの弁のところですね、衛藤SとCの境界になってところで、
2:26:18	重要部分が切れてますとかいう例です。これはCのところは森田曾我部、このループの液が漏れて機能できないんじゃないかって話が事実あるんですがそういった時にも本当にその安全評価上、
2:26:31	時間的余裕があるんでここは、
2:26:34	Cですと、
2:26:36	安全機能にシュウマイ範囲で、この辺は閉止することがあるんで、ヘイスウで機能を維持することができるんで、この常時開の弁でも、こういった境界でもってS Cと分けてますと、
2:26:49	この
2:26:51	時間的余裕の観点で、仮にそこが切れた場合にも言えないでしょう。はい。わかりました。ありがとうございますすいませんちょっと
2:27:01	後も使えてるのでばぱっとやっちゃう。
2:27:04	ですけど、これって実用炉でも似たようなことやってます。
2:27:14	うん。
2:27:19	日本原燃窪すいませんちょっと私自身は、実用炉の例を、具体でこれがあるかというところまでは、その認識できておりません。以上です。
2:27:29	規制庁上井です。その場合時間的余裕ってどう。
2:27:34	どれぐらいあれば説明性があるのかなとかっていうの、
2:27:38	何か考えオリジナルで考えたってこと。
2:27:45	日本エヌクボタでございます。衛藤。当時からこういった設計ということもありますが基本的に敷地周辺への環境への影響が5ミリいかないといったところで
2:27:57	答案中ですがそういった機能の分類を仕分けしていく中でこの補助冷却系はどういう機能でといった話で当時整理した結果として、
2:28:08	具体的には時間的余裕というのも、1日以上あるんですけども、
2:28:13	そういったところで余裕があるんで、その間で閉止することによってこの例えば冷却機能の喪失に至って敷地大賀五味に行くような温泉。
2:28:24	事故が起きますと、そういったものではないと。
2:28:28	これで当時こういったところで、ちゃんとしたCDですという整理をした。
2:28:33	というところで確認をしております。以上です。

2:28:40	規制庁、上出です。
2:28:43	ここで五味の話するのが適当なんですかね。
2:29:03	規制庁からです実際厳密に見ていくと、
2:29:07	前年ってそんなに、
2:29:10	現在の安全って何が何でも全部込みかっていうとそうでもないと認識して いて詳しい9昔のものを全部見たわけではないですけど、
2:29:19	そうではないんだけどこれも安重にしましょうっていうそういう安全設 計のやり方なんだと思ってるんです。
2:29:26	これは小宮監事、これはそれ以下だからいいやっていう思想でやってな いと思うんですけど。
2:29:33	何かいきなり、
2:29:34	今ファミリーって言われちゃったんで、何か随分、
2:29:38	話が飛んでるんじゃないかなと思ったんですけど。
2:29:41	実態どうですか。
2:29:43	日本エヌクボタですはい。そういう意味でそうですね。あんまり今のお 話で5mmという話は適切ではなかったですおっしゃる通りで
2:29:53	5mmとかの関係なく、30と設定してるものは、事実ございますので、
2:29:58	はい。
2:30:00	ちょっとすいません説明として正しくありませんでした。以上です。
2:30:04	規制庁上出です。それで、
2:30:07	この補助冷却器ってあれですか、今回の申請範囲も入ってます。
2:30:21	少々お待ちください。
2:30:56	日本原燃久保でございます。ちょっと
2:31:00	新設備との関係のところリスト等をちょっと確認しますので少々お時間 ください。以上です。深見です。
2:31:08	もう大丈夫ですけど、
2:31:13	とりあえず入ってますって言われた、そのあとに弁何個あるんですか、 とか何人でどれぐらいの時間。
2:31:21	いけると思ってるんですかみたいな話をしようと思ったんですけど、多 分そんなことは調べてないってことですね。
2:31:33	日本原燃、星野です。すいません。ちょっと、ちょっとさかのぼってし まいますが
2:31:38	ここで記載している補助冷却器ですね、調べたところ、
2:31:46	はい。
2:31:48	どうぞ、大、第2回以降での申請設備になります。
2:31:52	耐震クラスは野市括弧SSクラスとなっております。

2:31:58	はい、清長です。
2:32:02	C加古SSだったらそもそも、この話す。
2:32:07	なんかあんまりfutureスズキも、
2:32:09	なくなっただけですけど、
2:32:14	Cが解説じゃないものがあるんだったらそれを例示に出して説明してもらいます。
2:32:22	それとも、したいんですか。
2:32:26	もし全部C括弧Ssなんだったらとは言っても、Ssでやってますよって一言入れれば何の論点にもならないんですけど。
2:32:38	少々お待ちください。
2:32:40	と規制庁カミデですその辺も含めてちゃんと説明できるようにしてください。
2:32:49	あとは、
2:32:52	すいませんちょっと先進みますけど、
2:32:55	38ページのこの①は、
2:33:00	これはあれか、これは廃ガス処理設備が書いてあるから、
2:33:07	いいですよってことなんですかねこれはあれですか
2:33:12	同時に幾つか破損しても別に大丈夫っていうことなんですか。
2:33:20	日本原燃窪田でございます。
2:33:23	その例示としてはまず、事実こういった境界がありますというのをまず明示させていただいた上で破断時において上位側の閉じ込め機能に影響を与えない場合という中に例えばその1本破断時、
2:33:36	でも、当然、
2:33:38	話す機能には影響ありませんと。先ほども少しお話があった全部破綻してもいいのかという話は、あるんですがそういった場合においても
2:33:50	基本的にタジリと閉じ込めの観点で間瀬れない。
2:33:54	に当方としてもセル排気系で適切に法スケールをされ施設としての閉じ込め機能はトータル的に維持されますと。
2:34:01	ところがありましてそういった機能で閉じ込め機能に影響を与え、東条宮内できると。
2:34:08	いったところの
2:34:10	考え方になります。以上です。
2:34:13	はい。規制庁神戸です。
2:34:16	であれば、これもが、も説明も足りなくて、これはセル内に起こった花限った話ですと、
2:34:24	それはそれ関係を引いて、それはSなんだからと。

2:34:29	ということがわかるようにしてくれば一応多重化したと事故名、
2:34:35	カバーできるんだなど。
2:34:38	いのでこういうのもありかっていうことになると思うのでちょっと説明が限定的だと思いますので、
2:34:46	拡充してもらえますか。
2:34:50	はい。日本原燃久保田でございます。すいませんそういう意味でセル排气系とセル内というところの絵を少し拡充した上で、説明の方。はい。追記させていただきます。以上です。
2:35:00	はい。規制庁神戸です。これも、
2:35:03	弁や檀歩を介さずってというのが、まるでそっちの方がいいみたいに見えるんですけど、
2:35:11	せないにおいてはそうじゃない。いいですよね弁とかダンパつけちゃう方がよくないと思うので、何かその辺、
2:35:18	そもその設計思想に立ち返って、文章を書くと、
2:35:24	違う書きぶりになるんじゃないかなあと思うんですけどいかがですか。
2:35:31	日本原燃窪田でございます。はい先ほどの政府の議論と一緒にですね。そういう意味で、少しその辺のその安全性という観点で見た場合に、そういった設計の方が安全ですといったところを少し
2:35:44	確認した上で、そういうような表現に見直したいと思います。
2:35:49	以上です。
2:35:51	はい、規制庁神様のセル内についてはこういう、こう、こういう形で安全を担保してるからっていう、そういう理由でこうなんだっていうのはいえと思うんで。
2:36:03	米川島津で、②も多分おんなじだとは思っていて、載せないで、ちゃんと関係がちゃんとしてそれなりの話なんだよと。
2:36:12	いことなんじゃないかなと思いますけども、同じことだと思っていいんですよね。
2:36:19	はい。日本原燃窪田でございますそうですね期待感期待感の違いであって大前提的な考え方としては一緒です。はい。
2:36:31	以上です。
2:36:33	はい。規制庁加治です。で、また破棄の話は、これは何。
2:36:39	これは何ですかね。
2:36:43	日本永年クボタでございます。
2:36:46	また書きのところLowerですね
2:36:49	これも具体例といいますか
2:36:53	総監移送の

2:36:54	例をこの棒と書いて、あとまた書きで、漏えい回収する際の回収ラインのところでもこういった39ページに減ったのところで
2:37:08	協議会分かれてるというところをもう少し例示として、
2:37:11	書かせていただきました。ちょっと例示を少し
2:37:16	漏えい回収系でもありますよというのを書きたかったっていうところで
2:37:20	概念としては
2:37:21	冒頭書いてるような、
2:37:23	気相部は済ませられるをしてこういったところで、最終的に切れても回収できるとトータルとして取り組む取り組み機能が維持できるといった概念には違いはありませんので、
2:37:34	はい。
2:37:36	漏えい回収系のマネージを追加したというのがまた傾向のところですか。以上です。
2:37:42	規制庁、カミデです。
2:37:46	これは何でかイクラスが壊れてい。
2:37:50	いいんでしたっけ。
2:37:52	要は、上のセルにさえ溜まってなけりゃいいとか、
2:38:00	日本原燃窪田でございます。
2:38:03	最終的にその消えた場合には、
2:38:06	でも、漏えい起案人上位クラスである受け皿に、
2:38:11	回収できるという意味で、
2:38:14	上の安重セルは当然、上位クラスの
2:38:18	受け皿でその配管が下まで伝わって行って、そのヘッダーまでは、上位クラスですと、実際にここで切れた場合にも、
2:38:28	最終的にはこの安重の受け皿には受けるということでトータルの改修。
2:38:34	ときめきの年は維持できると。
2:38:38	うはい。全体的に安重のところすべてカバーできているような設計思想になっているという事例でございます。以上です。
2:38:48	規制庁、カミデです。
2:38:50	何かこれも程度問題があるような気がしてて、
2:38:54	した能勢瑠羽の漏えい液受け皿っていうのは、
2:39:00	そういうことも踏まえて、
2:39:02	設計してる、他のいろんなところの、
2:39:07	ものが移送先に。
2:39:10	いかなくても、

2:39:12	自分のセブで受けとめられる設計をしているっていうのであれば、それを書いてもらえれば覚えだと思うんですけど、実態はどんな感じなんですか。
2:39:21	日本原燃者でございますはいおっしゃっていただいている通りちょっとこの絵もですね、下側についてセルのところにも回収金が当然ついていて、し、
2:39:31	すぐに相手の配管が破断した時のことも考えた上での受け皿であったり回収系の設計をしているので、そういうことも書けば別に当たり前のことを書いていただけと。
2:39:42	いうことになるのかなと思います。以上です。
2:39:46	はい。規制庁深見です。そのあたりは適正化をしてもらった上で、
2:39:53	あとはですね、
2:39:56	基本方針にどこまで、
2:39:59	書くかですね、37ページからいろいろ、
2:40:03	ありますが、どこまで、
2:40:08	どれぐらい書きたいとかって、もしくは何か話を聞きたいとかっていうのがあります。
2:40:18	日本原燃菊池です。
2:40:20	基本的なセル内での設計、
2:40:24	にあたっての上位下位の区分点っていうところで、
2:40:27	37ページの上の、
2:40:31	への説明ですね。
2:40:34	あとは38ページ。
2:40:37	出野北井と行きたいっていうところでの、
2:40:42	区分点の説明は
2:40:45	そうですね、基本方針の方でも、しておくべきかなっていうふうには考えておりました。
2:40:56	という考えで、
2:40:59	よろしかったでしょうか。
2:41:01	イメージとしてですけども、すみません。
2:41:05	規制庁カミデです。書かないといったものがなぜ書かなくていいかっていう整理がされてないので、それじゃ駄目だと思います。結果は、
2:41:16	どうこうではないですけど、検討の仕方として、
2:41:20	駄目だなあと考えてます。
2:41:31	日本原燃菊池です。
2:41:34	はい、そうです。

2:41:36	うん。まずはその、
2:41:38	今先ほど今この建物 30 で説明してましたセル内でのその 20 閉じ込めっ ていうところ。
2:41:45	見て今ちょっとせないっていうふうにしてしまったので、まず書くべき ものと書かないものっていうところの考え方の整理をした上で、どこま でをその基本方針上で、
2:41:56	説明していくかっていうところは、
2:41:59	と考えさせていただければと思い
2:42:04	成長カミデの今書かないって基本方針の話だと思ってたんですけど。
2:42:09	そちらの意識を図に書くかどうかという話ですか。その話をしたた。
2:42:16	私はずっと基本方針に何を書くんですかって話を。
2:42:19	知ってたんで、
2:42:21	日本原燃菊池です。私も基本方針の方に
2:42:26	区分トリアイの区分点の考え方っていうところをどこまで記載するの かっていうところで、
2:42:34	なので、まずは
2:42:37	そうですね二次閉じ込めっていうところで、
2:42:40	見ている部分で、
2:42:46	上位と下位の区分っていう部分、あとは
2:42:50	最後に出てきました、ろ液の回収というような、はい。
2:42:55	ちゃいますけど、
2:42:57	そもそもせ。
2:42:59	なんか、
2:43:00	聞いているとセルの中で、
2:43:03	弁つけて、
2:43:05	取り合っているようなもの、37 ページの、
2:43:09	左に当たるものってあるんですか。
2:43:16	日本原燃星野です。
2:43:19	一部の系統に、セル内で弁を操作できる構造のものがあります。それは セル外の方に、駆動部があってそこをどう、
2:43:32	そこで空気なり電気なりを使って動かせるようになっている県が幾つか あります。
2:43:37	ただ手動弁みたいなものはセル内には、ありません。はい。以上です。
2:43:45	セルの弁が耐震クラスの境界になって、
2:43:57	例えば宗、明石家、

2:44:01	明日の間は、日本原燃星野です。失礼しました先ほど、手動弁はないと申し上げたんですけども、
2:44:11	ガラス固化建屋の固化セルのような部屋であれば、遠隔遠隔というかクレーンとかマニプレータを使って弁を開閉できるものがあるので、そういったところにはセル内にも弁があるところがあります。
2:44:26	はい、規制庁からわかりました。
2:44:29	ないんだったらセルがある場合ない場合で、
2:44:35	もう二極化、ある場合、セル外を弁理士させない思う弁とかじゃなくて、単純に価格です。単純にもうやっちゃいます。その方がいいんですけど。
2:44:46	言っちゃえば終わりかなと思ったんですけど、そうでもないみたいなので、そうなると
2:44:53	今度は全部書きますかっていう話で、書かないんであればこの記載で読めますから、
2:45:01	いう整理をして基本的には記載をシンプルにした方がいいので、こういう説明に、
2:45:07	例えば
2:45:09	何か 37 と。
2:45:12	37 の右上と。
2:45:15	38 の、
2:45:17	上のやつも、
2:45:19	一生同じ考え方の思想としては一緒ですから、何かまとめて書けるんじゃないかっていう気もしますからその辺りを整理して、どこまでどう書くか、
2:45:30	対人建物 30 の上ではそれぞれ書いといてもいいと思うんですけど。
2:45:34	00 に落とし込む時 2、統合とかっていうのできると思いますので、その辺り検討いただければと思います。
2:45:46	日本原燃菊地承知いたしました。
2:45:56	規制庁亀井です。あとは、
2:45:59	鳥栖特に説明なかったんですけど 46 ページ以降は、
2:46:06	いろいろ話を聞きましたけど、全般見直してもらったってことでいいんですかね。
2:46:15	日本原燃窪でございますはい。そうですね、これまでさ、はい、やりとりさせていただいた内容と、
2:46:21	はい。反映させていただいて直しましたはい。
2:46:25	以上でございます。

2:46:32	と規制庁カミデです変わったところはですか、下線が引いてある。
2:46:37	ということでいいですかね。
2:46:40	はい。日本エヌクボタですはい。すべて下線で表記してございます。
2:46:46	以上です。
2:46:52	はい。筒井。
2:46:57	これと作業としては、これを整理した後、00との照合とあって、どうい うふうにされてるんですか。
2:47:11	日本原燃窪田でございます衛藤。
2:47:14	必要機能をこの表で、右側の方に黄色名称抜き出し等、先ほどありまし た00-1別紙4-1ですとかそこで登場する機能名称との突き合わせ等 を
2:47:28	これをもうすべてベースにして実施。
2:47:30	してございます。
2:47:32	はい。その上で少し
2:47:35	今回も例えば20ヶ月配管しの容器等で、少し
2:47:42	具体の対象が読みにくいなところを、今回、下線で追加したいっ てことですねそういったところをはい。
2:47:49	見直させていただきました。以上です。
2:47:56	はい。規制庁菅です。わかりました。あとは、
2:48:00	何か二重管の話がどこにある。
2:48:08	はい2週間ですと、衛藤。
2:48:13	昨日の説明のところでしょうか
2:48:17	そういったですね、29ページ。
2:48:21	これは、
2:48:24	これは何か。
2:48:26	言いたいんですけど。
2:48:29	はい。日本原燃熊田です。
2:48:33	最初に特徴的な機器、設備というのもありましたので、まずはどうい うものかというものを説明したかったというような大きな趣旨でございま して、言いたいのは
2:48:45	まず、二重管も配管収納容器も、放射性物質の放出経路の維持機能とし て安重に該当しまして、機能としては、例えば、ページ29ページの例 でいきますと、饅頭セルをつなぐこの
2:49:00	1案ですね、アイカ工業にこの2週間というのがあって、これは
2:49:06	結局、安重セルと同等にこれらの経路を維持する。
2:49:11	ということですね一次閉じ込めとしては、

2:49:13	の中の容器ですとか配管というのになっていて、
2:49:17	二次閉じ込めとしてその方スケール維持機能というのは例えば、平出杏珠、お互い安重せるっていうのが、
2:49:23	閉じ込めの方付の維持機能になっていきますと、その空間をつなぐこの配管。
2:49:28	二重化がなければこの間のセルも、当然このセル自体が、ホース機能維持機能になるんですけどもこういった2週間構造にすることによってこの二重管の側が、
2:49:38	この
2:49:39	理事等のセルと同等の方スケール式の方になると、そういった設計書になってございます。
2:49:45	はい。それを少し、29と30のところですね。
2:49:51	焦る以外にもそのグローボックスもありますので、30ではそのグローボックス間というのもこういう形で、
2:49:59	になってますよという絵を追加させていただきました。以上です。
2:50:04	はい、規制庁加熱わかりました。収納容器もグローボックスみたいなものですってということですね、やっぱり。
2:50:12	はい。日本原燃久世総合所長でございます。はい。
2:50:16	わかりました。私から
2:50:25	規制庁竹田です。その他規制庁側から、耐震建物さん中で確認ございますでしょうか。
2:50:33	規制庁箱崎です。すいません1点だけちょっと記載内容の確認だけさせていただきます。
2:50:38	17ページ、下から4行目アンダーラインが引いてあるところです。ここは、建物構築物のC機能を維持というところの説明なんですけれども、
2:50:51	17ページですね。
2:50:54	はい。
2:50:55	示されて、はい。
2:51:01	鉄骨造の場合ということで、鉄骨層がSクラスし、設備等の支持機能を維持できる設計とすると書いてあるんですけども、具体的に建物構築物の範疇でこそ、
2:51:14	こういう間接支持を要求されるものっていうのは、具体的なものとしてはどういうものがあるのかちょっと説明してください。
2:51:37	少々お待ちください。
2:51:41	日本原燃杉田でございますこちらにつきましては主排気塔の鉄塔は、
2:51:47	こちらに当たります。以上です。

2:51:50	規制庁浜崎です。集配鬼頭の鉄塔自体が、間接支持構造物だということで理解すればいいわけですね。
2:51:59	はい。衛藤Sクラスの答申を支持するという、
2:52:04	これ
2:52:05	鉄塔が市加瀬知事になります。以上です。はい。規制庁濱口です理解しました。私から以上です。
2:52:13	規制庁上出です。それって、
2:52:16	何かそんなに分けてたような気もあまりしなくて、
2:52:19	ですけど、本当に数点等々、答申で重要度分類を分けてましたっけ。
2:52:41	日本原燃杉田でございます。こちら、分けていないという、
2:52:49	はい。です。以上です。
2:52:51	もうちょっとちゃんと、
2:52:55	ちゃんと受け答えしてもらえかと思いますけど。
2:52:58	その辺事実関係で、何となく思い浮かぶのはもうがら数の、
2:53:04	貯蔵オオダテトラスぐらいしかないのかなって。あれも直接Sをそこから取ってるっていうよりは全体の関節G構造物としての一部分だからっていうので間接支持に入ってるのかなと思いますけど。
2:53:20	何かそんなもんじゃないかなと思いますけど、いかがですか。
2:53:34	はい。日本原燃のオガセでございます建物構築物の耐震設計って耐震設計の支持機能に関するところという範疇では、或いは上出さんがおっしゃってありました通り、
2:53:44	屋根トラスみたいなどころ一部躯体としてはあるとはいえ、支持機能を見るところという意味では直接支持している、床とか壁、もしくは建屋全体の変形量とかそういうふうなものを見る上では、鉄骨の設備というようなものというのは耐震設計上出てこないというようなそういうような認識でいるところでございます。以上です。
2:54:06	規制庁浜崎ですすみませんちょっとわかんなくなりましたが、結局廃棄等は、その理由は、S G T SのようなSクラスの設備を支持するとかそういうものはなくて、結局、
2:54:17	は、収益等に関しては、これに該当しないっていうまず理解ではいいわけですねそうすると。
2:54:31	日本原燃のオガセでございますこっちで答えていいかあれなんですけれども、おっしゃる通り集配機等々に主排気塔につきましてはトーシン鉄塔合わせての一体としての設備というものになりますので、

2:54:43	鉄骨のいわゆる鉄塔みたいなものが支持構造物になるというものはないという認識だと思っております東京支社はそれでよろしかったでしょうか。すいません、日本原燃。
2:54:52	杉田でございますこちら、他のプラントの
2:54:56	が、Sクラスの鉄塔鉄塔については間接支持としているのでその分類の方から、
2:55:03	ちゃんと直していかないといけないというところです。以上です。
2:55:08	浜崎です。この文章って、基本的に機能維持の基本方針のところを書いてあって、要は、実用炉をそのまま持ってきてるわけなんですけれども、
2:55:18	まず、はい、藤愛翔ですね排気塔に関して、機能的に同じなのかは違うのかで多分違うというような話、今話で、
2:55:29	配当は違うとなると、じゃあ他に何かあるんですかという趣旨で、こちらちょっと疑問に思ってたんですけども。そうするとお書きはない。例えば
2:55:41	今回の週冷却塔に関してはこれ支持架構はこれ設備ですから、建物構築物ではないわけですし、
2:55:48	一体何かあるんだろうというところで、ちょっとそこをお聞きしましたが、
2:55:55	具体的にこういうものがあります。
2:55:58	ていうことは今お答えはできるんでしょうか。
2:56:12	伊勢さんお待ちください。
2:56:27	規制庁深見です予定もあるので、ちょっとこの辺にして、時間かかるんだったらまた明日もあるので、そのときに、
2:56:37	話をしてもらってってことでいいんじゃないかなと思います。
2:56:42	施設ハバサキです。はい下で結構ですので回答してください。以上です。
2:56:54	規制庁の竹川です。その他、規制庁側から確認ございますでしょうか。
2:57:02	よろしいでしょうか、それでは日本原燃の方から振り返りをお願いします。
2:57:08	はい日本原燃久保田でございます。
2:57:13	ですねページ、37ページ以降ですね中度分類の境界のところ、
2:57:20	に関しまして全般的に清
2:57:25	増井風ですと、そういったところで

2:57:27	基本的ソースエイソウナイはVOGで引かれ当座として閉じ込めの機能できるというところであれば分用地の記載が足りないといったところですとか、それが攻め内にあるので中瀬内の
2:57:39	これも次のページで言うところのVOG配管、こういったところもセルの排気系で
2:57:45	廃棄することによって機能を維持するということで、トミタセル内の
2:57:49	はい廃ガス系のといったところも少し、
2:57:52	記載拡充のウェエート全般としてその機能を達成するといったところが見えるように、全般的に修正させていただくと。
2:57:59	ところ後は
2:58:01	この水封ですとかそういった弁やダンパを教えないと返さないというところが安全側であるといったところも踏まえて少し記載の方拡充見直しの方、させていただきたいと思います。
2:58:13	はい。先ほど鉄骨造の方は具体の設計内容の確認の上数回頭できるように準備の方を進めたいと思います。
2:58:21	以上でございます。
2:58:25	はい。規制庁の竹田です。ありがとうございます。今の説明でコメントございますでしょうか。
2:58:33	はい。大丈夫でしょうか。それでは開始から時間たっておりますので一度休憩入れたいと思いますが、
2:58:39	この後、休憩 10 分挟むと思いますが、共通の資料の下、
2:58:46	そうですね
2:58:47	プロセス確認も行いたいんですけど、これからどういうスケジュール、時間割りで進めようか、ちょっと相談を事前におきたいんですけど、日本原燃は何か考えありますでしょうか。
2:59:02	はい、井上様です。4時半ぐらいから類型化というお話があったと理解しております。そうなったときに、網羅性の資料っていうところから、類型化っていうところを連続して説明したいなって考えておりましたさらに類型から、
2:59:18	類型化から発生しました補足説明資料ってのが2件あるんですけども、そこも考え方はトータル話します。中身の議論というところは、その共通の話があるというところなので、
2:59:31	もし共通の方を急ぐのであれば、類型化の話を終わりましたら共通の方やらせていただいて、残りの補足っていうのは耐震化は明日もありますのでそういうふうに進めさせていただきたいなということで考えておりました。

2:59:44	以上です。
2:59:46	はい。規制庁の竹田です。わかりました。それじゃ網羅性類型化の話もどこかで区切らないとは思うんですけど。
2:59:56	何分めどで区切るといいうのも目安を決めておきたいんですけど。
3:00:01	いかがですか。
3:00:02	かびディスク 1 時間めどで終わるように、
3:00:07	頑張りましょう。
3:00:09	あまり、
3:00:12	ちょっと待ってくださいっていう話で、パタパタとかの話が進めればと思います。
3:00:20	規制庁竹田です。日本原燃はそれでよろしいでしょう。
3:00:24	はい、米沢です。今カミデさんおっしゃっていただいたようにパタパタと進めるように回答していきます。1 時間目でやらせてください。以上です。
3:00:33	規制庁竹田です。それではとりあえず 16 時 40 分から網羅性から話を再開したいと思っておりますのでよろしくお願いいたします。
3:00:42	はい、お願いします。
0:00:01	録音開始し、
0:00:05	規制庁のタケダです。それではヒアリングを再開いたします。
0:00:10	江藤。日本原燃の方から、最初は網羅性の資料の方ですね、こちらの方から説明をお願いいたします。
0:00:21	はい。日本原燃ジャパンスケカワさん、スケカワさん、いいですよ。自分の方からやります。はい。お願いします。はい。日本原燃佐川です。
0:00:29	はい。はい。通し番号として耐震建物 01R-12 ということで提出年月日が令和 4 年 10 月 6 日となっております。資料としましては耐震評価対象の網羅性、適切購入等の手法の相違。
0:00:43	点の整理についてというところになってございます。
0:00:46	まず資料の修正としまして、
0:00:50	はい、2 点ほど大きく 2 点ほどありますというところになってます。1 点目としましては、10 月 6 日、
0:00:57	にちょっと口頭で、類型化の分類の考え方込みでちょっと説明させていただいた資料として、下のページ 35 ページっていうところですね。
0:01:08	はい。次回に向けてどのような分類で、どの設備を説明していくというところで、事例側の代表設備というところで示したというものになります。

0:01:19	これが1点目。2点目としましてこの資料の中で大きな論点といいますか、評価部位の選定策選定方針というところが重要だということのご指摘いただいておりますので下のページ、ページで7ページ目、
0:01:40	はい。評価部位の選定をどのように考えていくんだってところで考えた選定方針というところになってございます。1点目としましてはこの①っていうところなんですけども、この安全機能の観点というところで、
0:01:52	先ほどご議論させていただいた耐震建物30ってところの安全機能、
0:01:58	一覧表の中で左の方から展開していきまして、そこに評価部位はどのように考えるんだというところで、本文仕様表記載の項目から抽出しますと、
0:02:09	2点目としまして、それで、それでいいのかといったときに少し耐震については、耐震設計上の観点というものが必要になってくると、具体的に言いますと支持構造物というところ、
0:02:20	あとは補助的な役割を担う部材これちょっと難しい日本語になってますけども、安全機能というところで、例えば、
0:02:28	冷却塔であれば、ルーバーってところもKIRIN下で見ましたっていうところで、前回のご議論の中で、その経路ってところも重要だっていうところなんで、なので、支持構造物とかそのような部材っていうのも必要なのでこういうふうな洗い出しをして、評価部位を選定しますというところで、
0:02:45	この選定方針を整理したと。そうなったときに、どのような冷却塔について評価部位になるかっていうところで下のページで45ページですね。
0:03:03	はい。
0:03:04	具体的に先ほどんと、耐震建物30の安全機能というところを左側から、はい。書き下してきまして、①の観点、②の観点っていうところから、
0:03:16	③の耐震評価部位っていうところに展開していくと。そうなったときに、
0:03:22	この金というところをちょっと見ていただきまして、仕様表っていうところからいきますと、品っていうのが出てくるんですけども、耐震評価部位としましては、このフィン自体っていうところは他のところで代替して確認してますよってところが、

0:03:35	整理できますのでこのような確認として今の評価部位になってますということで、一覧表を整理して、後続工事会の設備に対してもこのようなものを 1000、
0:03:47	添付していくってことで考えてるところが、全体構成の大きな修正になってございます。以上です。
0:03:53	内容の確認、よろしくをお願いします。
0:03:58	はい。規制庁の武田です。それじゃ、清町側から確認をお願いします。
0:04:03	あと、規制庁カミデです。まず 35 ページですけど
0:04:09	この間ヒアリングをして、
0:04:12	考えてこんな感じかなって言って、
0:04:16	いて記念はそうだと思うんですけど、36 ページの、
0:04:20	建物とかはまだ判例とかも前のままで、
0:04:25	っていう感じなんですけど今回どういうステータスだと思えばいいんですかね。
0:04:30	すいません日本
0:04:32	原燃嵯峨です。ちょっと建物の説明入る前に私の方から少しそこを補足し忘れました申しわけないです。スケカワさんちょっと今のステータスちょっと補足してください。はい。すいません。日本原燃スケカワです。今回 10 月 6 日に、
0:04:46	提出させていただきましたこちらの新縦モデル G R 中につきましては、衛藤記念関係の部分を修正させていただいたものになってございます。で、建物とあと、もう一つ、屋外構築物等に間、
0:04:59	関しましては、9 月 20 日で実施させていただきましたまたヒアリングのコメントを踏まえまして、治療自体の考え方等を含めた整理を行っておりますというところで、今回の資料の修正の
0:05:11	すみません、今回資料では反映
0:05:14	等はしてございません。宇宙線につきましては次回の施設の時に合わせて、コメントを修正したものをお出しさせていただきたいと考えてございます。以上です。何か特別な補足あればお願いします。
0:05:25	日本原燃のオガセでございますこちらなんですけど 36 ページ以降の建物構築物のところにつきましては、基本的にこのマル付けとかにつきましては大体できているところであるんですけども、
0:05:37	前回いただいているコメントの中で、横軸になってる各評価コード評価項目というか説明項目につきましては、同じ建物構築物の中で、例えば建物と屋外基礎という 36 ページと、

0:05:51	排気棟換気塔なんかそういった横軸の整合性がちょっととれてないというところもありましたので、基本的に建物以外のところの設備についても、ここで書いているような、論点というか説明項目につきましては、取り扱いするか、横軸の整合性みたいなところとか統一性そういったところを考慮した修正のほうをやっているところでございます。
0:06:10	それにつきまして次回提示の方で今反映作業の方やっているところでございますので、次回提出に入れさせていただきたいと考えてございます。以上です。
0:06:19	はい。規制庁川辺です。状況はわかりました。で、
0:06:22	基本的にはあれですかね横軸の整理はしつつ、丸のつけ方の考え方とかってというのは比木電の、
0:06:31	やってる考え方で建物側も、並んでできそうだっていう感じなのか、何かちょっと困ってるところがあるとか、
0:06:40	感じですか。
0:06:43	日本原燃のオガセでございますちょっと正直ベースのお話をさせていただきますと、基本的にはこの36ページ以降の建物構築物系のものにつきましてはこの丸のつけ方というのは一番このせ、今書いてある黒丸なり三角のやり方というのは、
0:07:02	一番整理としてはわかりやすいのかなと思っておりますそういう意味でちょっと期限があってはちょっと若干付け方の反動が違うんですけれども、例えば第1回で説明したものが、これでしたんでそれについての論点を黒丸で網羅的に説明しました。
0:07:16	その上で第2回以降三角なりでもういか等分のものもあったりとか、一部違うものがあるだけのやつが例えば観測記録の有無みたいなのですけれども、黒丸がつくというような形になりますので、
0:07:28	或いは各類型の中の代表を示すというようなところの考え方というよりは、全部の施設設備を並べた上で、どこについて説明していきますかというところの説明が十分可能だと思っておりますので、
0:07:40	ちょっとマルの付け方は現状のままでいこうかというふうにはちょっと考えていたところなのは、正直なところでございます。以上です。
0:07:48	規制庁カミデです。
0:07:50	考え方は合わせてください。その上でどうするべきかっていうのは本当であればこのヒアリングの前に、耐震建物があると。
0:08:02	機電側とで話をしてその結果が、聞きたかったですけど、
0:08:09	どの辺があれですかね、私は別に何だろう、

0:08:16	機電側でやってるのは本文事項等後は別紙っていうので、明確にはっきり分けてあるのでそれはちゃんとステータスを明らかにして欲しいんですけど、その上で、普通の白丸を入れるかとかってというのは別に、
0:08:30	どちらでもいいかなとは思ってるんですが、その辺りは、
0:08:37	何か今話ができることありますか、記念側、建物がどちらでもいいですけど、
0:08:43	はい。日本原燃沢です。今のカミデさんのご指摘っていうところと、前回前々回の面談ですね、そこのご指摘の中で、藤記念建物、それぞれをやるんじゃないかっていうところは我々も理解しています。
0:08:56	それに対しまして金曜日に面談自分行かしていただきましてその翌週というところで月曜日に、まさに今のトガシとかオガセとかとも話をしまして、
0:09:06	類型化分類っていうところの話にまずは話をしまして、この黒丸白マルというところは、すいません、次のステップといいますか、まず分類をどうするって先ほど内野オガセが言ってました通り建物の中に、
0:09:20	他のんと構築物をどう考えるというところに終始してたというところになってきますので、そのさっきまでいけてなかったというのが現状で、なので今資料に建物を反映してませんでしたっていうところで、冒頭説明したところになってます。
0:09:34	最終的に白とか黒とかっていうところとか考え方というのは整合をとる必要が、生物が横並びとれるところは取りに行く必要があるってことは考えてございますので、そこにもんと。
0:09:45	調整、検討した上で修正していきます。以上です。
0:09:50	はい。規制庁上出です。調整お願いします感覚でいうと、35 ページでもう黒丸と施設、※が振ってるのって差分の説明だけで、
0:10:01	済むんですってそういうステータスなので例えばそういうものはやっぱり白にしておくとかですね、本当にまた荒谷井のものがあるのであれば、来るとかそういう使い分けもできると思いますので、
0:10:14	建物とか、他のものも、
0:10:19	全体広げてこういう反映の扱いにしようということを相談した上で、見せてもらえればと思いますのでよろしくお願いします。
0:10:29	はい、八木沢です。了解いたしました。まさに今白丸の話聞いていいなってちょっと思ったところもありますのでその辺含めて、建物側と記念側で調整して修正いたします。以上です。
0:10:42	古作です。丸については今の話で、35 ページの※を振ってたりして、伊藤としては同じ。

0:10:52	ことを考えつつ表現が違っていていただけだと思うんで、合わせてもらったらいいと思うんですけど。
0:10:59	ちょっと気になってるのは三角のところろうD。
0:11:04	特に発見者 36 ページとかまだ皆惜しいを、
0:11:10	しているっていうことなのかもしれませんけど、
0:11:13	結構三角が多いんですけど、これって、
0:11:18	どういうことなのかで、特に今後、
0:11:22	比木側の方でどうなるのかと。
0:11:25	いうところでこれが多いと作業量がとんでもない、
0:11:29	なんて我々も確認がとんでもないことになるような気がしてるんですけど。
0:11:34	これ、縦軸がそもそも代表ということなのか。
0:11:38	と。
0:11:39	状況を教えてもらえますか。
0:11:45	日本原燃のオガセでございますこの先ほどのお話の通り機電側とのと合わせっていうところが出てくるというのは、ありつつで今の現状の下の各考え方について説明させていただきますと、
0:11:56	例えば、どれがいいかな、例えば水平 2 方向とかっていう (3) 緑色の 36 ページの緑色の列の一番、左側 A ポツなんですけれども水平 2 方向及び鉛直方向というのは、評価的にはどの建屋でも評価自体は生じますというところ。
0:12:14	ただそのやり方っていうのはもう第 1 回でご説明しております燃料加工とか、冷却塔のところで作っております、それと同じ考え方に基づいて、ただ、計算書の方を作って計算書というか考え方の資料の方を作っていくというところでございますので、
0:12:29	ある意味、ちょっと言い方を変えれば以下同文というような位置付けになってございますので、作業量としては、書類としてはなるべく効率化を図るものを、下のものが出ますけれども、特に新しくご確認いただくような項目がないというようなそういった意味では作業量人が、
0:12:45	それで多くなるような、我々の作業量じゃなくてあなた方の作業、
0:12:53	日本原燃のオガセでございますそういった意味ではすいません
0:12:58	はい角田菰を作るという意味でははい。作業量の方は発生するというのは実情かとは思いますが。
0:13:06	それで、こちらがコメントしたら全部直すためになったりしますが、
0:13:11	そういう
0:13:13	対応をとるのでいいんですか。

0:13:14	いえ、日本原燃のオガセでございます。基本的には、第1回の中で、方針とかやり方そういったものは本文の中で工事課分も含めて、説明なり資料としては作成しております、イメージとしては三角のついているもの、ものというのは別紙で計算の結果がだっとう示されるようなものになってございますので、
0:13:34	为什么呢。そういう大きなコメントというのは第1回の中で議論の方が進んでいるものという認識になってございます。以上です。
0:13:43	それで言うと、申請までに意識作るから、ヒアリングで何か修正がっていうことはまずありえないし、
0:13:51	構わないんだ。
0:13:53	一色作るんだってということですか、合理化は考えない。
0:14:03	井上富樫でございます。ちょっと認識のところでちょっとご確認させていただきたいんですけども三角のところというのはどちらかと我々計算結果のところをご提示するといったところで三角印の方をつけさせていただいてございます。コサクです。すいません。
0:14:19	計算結果は添付書類で出していただければよくて、
0:14:22	それに逐一補足を出す必要が私はあまり感じなくてですね。
0:14:30	実用炉ってそんな全部補足ついてるんですか。
0:14:37	はい日本原燃富樫でございます。建物関係のところの不足のものとして計画書の方には当然計算結果の方がございますけども、補足説明資料の中でモデルの
0:14:49	図であったりその関係の説明っていったところが、やはり建物関係ですと、各建物でやはり微妙に違ってくるところもございますのでそのエビデンスという位置付けのところでご説明資料の方を、
0:15:02	ごめんなさい、それをいちいち、実用炉は全部提示してるんですか。
0:15:10	はい、権藤でございます各建屋単位のところで添付しているという認識でございます。
0:15:20	今日実用炉の方でいらっしゃる方で、
0:15:24	本当にそうですか。
0:15:41	日本原燃高橋です。
0:15:44	すいませんちょっと
0:15:46	6 県さんの補足説明資料のちょっと詳細は確認させてください。
0:15:53	はい。
0:15:55	何て言うんすかね。
0:15:58	皆さんやるもんだってしゃにむにやっておられるような気がしてて、
0:16:02	全然合理的な気がなくてそれで引いてて、

0:16:06	す。
0:16:08	遅れてますで遅れてるのはこちらが求めているからですみたいに言われても困るので、
0:16:13	合理的に説明をしてくれればいいと言っているところでやってることなのかどうかちょっとよくわかんないんでそのあたりちゃんと説明してください。
0:16:21	今、三角でしたけど、実はす。一番左の0もちょっと怪しくて、
0:16:31	※1 が振られてて地盤モデルとしてそれぞれの地盤を踏まえて適切かっていうことを言われるっていうことだと思うんですけど。
0:16:43	これも第2回の論点として、第1回からどう考えるんだっていう話をしてて、
0:16:50	面談もしてますけど、これ全然累計になってないような気がするんですけど、どうなってるんですか。
0:17:05	やはり、日本の投資でございます。時間までのその考え方のところにつきましては、基本的なその考え方といったところを
0:17:15	説明資料の中に記載させていただきましてそのバックエビデンスという意味づけのところで、各建屋単位での地質であったりとかボーリング調査図みたいなものをつけるという意味合いのところで各建屋単位でのそういう、
0:17:30	6事項がついていくという意味合いがございましたので、各建屋のところに、今、アスタリスクでそういったところを記載させていただいたといったところが基本的な整理のところですよ。ですので基本的なその説明する日、
0:17:42	べき事項というのは、考え方が一緒でございますのでそちらの方の代表的な考え方を、建屋の方で説明させていただくという位置付けのところで記載させていただいてございました。
0:17:53	はい。古作です。であれば三角なんじゃないですか。
0:18:00	乳井遠藤でございますそういった意味でいうと少し地盤モデルのところがちょっと気持ちが入り過ぎたところがございまして基本的には三角という位置付けだと思います。
0:18:10	はい。補足です。
0:18:13	それがそのA Bだけでいいのかっていうのは少し議論があるとは思んですけど、
0:18:18	そこをちゃんと整理をして提示してねっていうことだったと思って、速攻はよろしくお願ひします。その上で、

0:18:29	今のそちらの考えなら三角だと思うんですけど、先ほど私が言ったよう 2 三角スライのかどうかと、添付書類で説明し切れるように、ある程 度、
0:18:40	ロジックだとか、そのの、
0:18:43	大枠として、事実関係を明確にすると。
0:18:47	というようなこと、或いは宣言をした上でそのエビデンスを包括的に何か 出して、逐一出さなくてもいいようにするとかですね。
0:18:56	ということが考えられるんじゃないのかというふうに思ってますので、
0:19:02	何となく別紙として椅子しゃにむにつけるんだっていう意識でずっとい るようなんですけど、根本的に考えていること違いますので、
0:19:10	その辺りはもう少し考えてもらえればと思いますけど、神谷さん何か追 加でいえることありますか。
0:19:18	はい。規制庁神戸です。
0:19:20	綺麗は大分省力化が見えてきた一方で、耐震は今言われたように、もと もと全部やるつもりなんで、そのままやりますっていう。
0:19:30	のが、1年以上前の状態から何も変わらずということで、最近こちらと もまたいろいろ面談をしてですね、
0:19:40	役員、上部の責任のある方々と話をして進めているところなんですけ ど、
0:19:49	あれですかそういう方から
0:19:52	じゃあ建物今どれぐらい効率化できるんだとかって、検討の指示とカッ てこないんですかね。
0:20:02	井上名越でございますこちらの方に経過の考え方及び地盤のモデルのと ころで私の方も面談の方には出席させていただきましてその部分での共 通的な考え方っていうのは、
0:20:13	当然私の方も理解しているところでございます。先ほどのところでコサ クさん及び亀井さんの方からお話のあったところで少し椎名として面談 の場でも言われてる手法でございますけど少しエビデンスのところはで すね、
0:20:27	つけないといけないのかなっていったところとところにちょっと今、頭の 方がちょっと固まったところがありましてそのエビデンスっていったと ころも基本的なその共通の考え方といったところが本文に書かれてい るんであればそれに基づいてやっていますっていったところで、
0:20:41	そこは事業者の確認でもいいのかなというふうにも思っていますので そういったところですね、そのエビデンスのところまでどこまでつけ ないといけないのかといったところに関しましてはちょっと再度、

0:20:52	シライの方で議論させていただいて、可能な限りそのA B S Dといったところに関しては省力化するような形の方で、対応させていただきたいというふうに思いますそうしますとこちらの方で今三角で書いてあるものっていったところは基本的にエビデンスの位置付けになって参りますので、
0:21:05	このナリタのところでは基本的な考え方の方を提示させていただいてそれに基づくもののサンプルのを代表建屋の方で添付させていただいたところで、その部分の省力化っていうところは大幅に図れるんじゃないかなというふうに思っています以上でございます。
0:21:20	はい、井坂です。あ、ごめんなさいコサクですちなみに申し上げておくと、設工認って別に審査の、こちらの部隊だけで見てるわけじゃなくて、
0:21:29	原子力規制検査の中で設計管理を見ているわけで、今言われたエビデンス類の整理とかですね、そういったプロセスっていうところは見れる形にもなっているし、
0:21:41	それを
0:21:43	確かなものにするために設工認の中でもQMSの説明書っていうのがあ るわけですから、全部審査で提示しないといけないっていうことでは全 くなくて、
0:21:53	それを部分的に見て体系をとってるところを見るとというプロセス確認的 な扱いを、今の制度だと構築できてますので、
0:22:04	その点で少しマインドを変えていただいたらいいかなというふうに思 います。神野さんどうぞ。
0:22:09	はい。規制庁カミデです。私もそのマインドを少し変えてというお話で すね。
0:22:15	お願いしたいと思いますので、個別の補足はまだこれからも明日もやり ますけど、その中でも話を聞いていきますし、要は別紙の目次とかでそう いうところをちゃんと表現してもらえれば、
0:22:28	どういうものを作るのかという話をして、
0:22:32	もう我々とある程度認識を合わせておいてこの資料はこのぐらいの説明 量でいいですねってお話をやっていかないとそちらの準備もあると思 うので、そういう話ができるように社長も準備をしていただきたい。
0:22:44	と。
0:22:45	あと

0:22:47	先ほど富樫さんからこういうふうに行ってまいりますというましようよっかの話がありましたけど、何を削るかっていう、前段としては、何を説明しなきゃいけないのかと、
0:22:59	あくまでも補足ですから、基本的な必要なものは、計算書、添付にあつてと。
0:23:05	その上で何を示せばいいのかっていうまず目的をしっかりと定めてこれはこういう目的の資料だからこれでいいんですよ。
0:23:13	いう話が、をして我々と認識を合わせられるようにということで少し考え、整理してもらえればと思います。以上です。
0:23:25	はい、梅田でございます。たびたびの方さしていただきながらちょっとこの部分の解釈のところをしていただいて申し訳ありませんでしたそちらの方に今日
0:23:36	この二見さんからいただいた内容といったところでもですね踏まえながらその部分で可能な限り省力化といったところで当初の意味合いも含めたところでしっかり考えていきたいというふうに思います以上でございます。
0:23:50	はい、規制庁パミスで、今の話は貴殿もまだちゃんと整理ができていないところだと思いますので、同じく、どれぐらい省力化するかっていう話が必要だと思う。
0:24:04	てください。で、先ほど、45 ページの話があったのでそれにつなげますけど、
0:24:12	例えばこの 45 ページの評価項目をですね、
0:24:19	今回類型化を活用しているという段階において、何機器分ぜ、何基分つてこれ全部出すつもりなのか、類型化の分だけでいいと思ってるのか、その辺どう考えてます。
0:24:34	米澤です。
0:24:36	類型化の分類というところで、35 ページで今示してる我々の分類と十分になりますというところになってます。その 10 分類の中で今、この 45 ページというところで、
0:24:48	じゃあ分類のこれなんですかって言ったときに、両括弧、すいません、上のところで、両括弧 6 の支持構造設備、括弧 F E M 別紙 6-2-1、冷却塔というところで、
0:24:59	低角と後続で出てくるような、冷却とあと、3期4期、もう少しあります。そこは評価部位一緒ってということで、これでいいの、いいのかなということで考えてございます。

0:25:12	それに対しまして、6-2-2 っていうところで、F E Mをやっている他の構造んと、設備ということになりますと評価部位変わってきますので、その基本方針の単位でここは評価部位の妥当性を示す必要があるのかなということで考えていたというのが今の考え方になってございます。以上です。
0:25:32	規制庁カミデです。35 ページでいうと、
0:25:40	あれですか、(6) 番の支持構造設備に対して全般の説明が 45 ページ。
0:25:48	定数って言うたんですかねなんか他の F E Mはまた別でって言われたので、何のことかよくわからなかったんですけども、もうちょっと説明してサガワです。申し訳ないです。
0:25:59	類型化の次の耐震記念 07 の資料を参考に、ちょっと今の考えを説明させてください。
0:26:09	あれ、あれ。
0:26:12	3 ページ。
0:26:15	すいません。
0:26:17	下のページ 11 ページですね、申し訳ないです。
0:26:29	はい。これが基本方針で示していくものっていうところの一式の評価評価の計算。
0:26:35	計算方針になってございます。先ほどちょっと私が申しました支持構造設備 F E Mってのが下の方にある両括弧 6 っていうところになっております。
0:26:45	その中の分類の細かい計算式が違うものっていうところで、この類型の中に誰がいますかっていうところで並び立ててるのがこの 6-2-1 から 6-2-12 っていうところになってきます。
0:26:56	そうなった時に、評価部位っていうのが、6-2-1 と 2-2 っていうところでは、仕様表に書かれてくるところから、評価部位等がもう変わってきますので、この単位で評価部位っていうのは示す必要があるってことで考えていたということになってございます。以上です。
0:27:14	はい。規制庁管です。で、
0:27:17	その辺が、本当に全部いるのっていう話で、
0:27:25	細かくしようと思えば幾らでも細かくできるんですけど、ある程度まとまりで示せるものを示して示すと。
0:27:33	というのが効率化っていうところだと思いますから、
0:27:39	その綺麗においては今とりあえず 10、
0:27:42	10 分類ぐらいですかね、にはしたんですけど、
0:27:49	方針書見ても、これぐらいに分類しますと言った後、

0:27:54	この 11 ページみたいな表があってですね、前、後はもう、
0:27:58	全部
0:27:59	この計算式みてください。この繋がりがいいんですよ。
0:28:04	類型化の 10 個単位で何か方針を示すべきだと思ってるんですけど、それが全くなくて個別の計算式に、
0:28:12	ということなのでそうなってしまうと、結局、
0:28:15	さっきの
0:28:17	4、
0:28:18	田井耐震建物 01 の 45 ページも、あれは 1 例ですけど、
0:28:25	結局なんか、
0:28:26	具体を示そうと思ったら結局全部、全然 10 分類とかじゃなくて 70 とか っていう単位のもが出てきちゃうんじゃないかと思っててですね。
0:28:37	それを 70 示さなきゃいけないものって中で追われるものっていうこと を、なるべく中で寄せ寄せてということで、まとめるように考えてもら いたいんですけど。
0:28:49	そのあたりでまず認識としては合ってるのか、どう、どうですか
0:28:54	日本原燃澤です。
0:28:57	今のご指摘受けまして確かに累計したっていうことの取り組みから考え ると、中で、計算式示せないかというところで、あと、決算からいう と、
0:29:07	そこの間を示すっていうところは今抜けてたってというのは事実です。だ けど言われた通り、まずこの計算式があってこういうふうが発生してい くっていうところで、機器も何らか示せないかということで今考え。
0:29:21	出ました。そこについては、ご指摘受けました通り考える必要があるっ てことで今受けとめました。そうなったときに、一つだけ、評価部位っ ていうところが例えば先ほどちょっと話題に出た事業者管理でこの細 かい評価部一見一応等はもちろん我々持つんですけど、
0:29:39	そこの手前を示した時にその計算書とのっていう、前回受けた指摘です ね、計算書でこの部位でいいのかっていうところの、行間じゃないです けどその間を示すっていう手段が今のところ、
0:29:53	やっぱりこの 45 ページ必要なのかなということで今、私考えたという ところでした。
0:29:59	以上です。
0:30:01	藤規制庁カミデです。行間ってというのは、
0:30:06	ちょっとよくわかんなくて、何の行と何の今日の間のイメージをされま す。

0:30:12	あ、ごめんなさい。日本原燃嵯峨です。前回のご指摘の中で、45 ページの網羅性側ですね、45 ページでこのルーバーっていう評価部位が計算書上、
0:30:24	あるんだけど、これはどっから来たんだっていうところが、ちょっと残ってまして、残ってまして指摘いただいてましてそれに対して今回こういう観点で評価部位を洗い出しますというところの観点を作りました。
0:30:36	そうなったときに、このルーバーっていう固有名詞っていうのが、
0:30:40	ちょっとひもづけるっていうところで今、行間という言い方になっちゃったっていうのが今の自分の言い方です。
0:30:45	以上です。
0:30:46	はい、布施長官ビジネスとりあえずわかりました。で、なので、累計単位で計算式を示すっていう先ほど言われてましたけど計算式の、
0:30:59	計算書作成の基本方針まで、
0:31:02	粒径しちゃうっていうのも、
0:31:04	ちょっとやり過ぎ感はあるなと私は思っています個人的ですけど、で、何が一緒かっていうところに着目してもう一つ方針があるんじゃないかと思ってまして、それは何かっていうと、
0:31:19	例えば先ほどの、
0:31:22	07 の 11 ページですかね、容器類の F E M っていう
0:31:29	一番感情がた。
0:31:31	それでも見させたらでもそれは形が違うんで作るモデルは違うんだけど、結局 F E M 使ってやるんだから、シェルと梁とは若干ありつつ、
0:31:42	併記すればいいって、何やるかって一緒じゃないですか、図面見て栄養素を選んで、マテリアルを設定して拘束条件設定して、
0:31:53	自信入れて、ぱっと取り出しましょうこそ処理しましょうというところは、(5) 番すべて共通なんですよね。なんでそういう方針を 1 本謳うっていうのが、
0:32:04	まず一つ間先ほど言った間っていうところですね。それは、(6) もそうですし、
0:32:11	10 ページの
0:32:15	て形式も一緒に提携式なんていうのはまさに、図面見ながら、該当するこう計算式引っ張ってきて後はもう手計算ですっていうもうすごい簡単な方針なんですけど、
0:32:27	それは (1) の単位だとか、過去に単位まとめられるっていうのでまずそこは方針上で、添付の方針上で話をしてもらおうんだと思ってますんで、

0:32:38	そこまでやった上で、改めて、
0:32:43	先ほどの耐震建物 01 の 45 ページなんかもそうですけど、だったらこの単位、日、説明できるんじゃないの。
0:32:52	評価部位の網羅性っていうのを、こういうやり方で、(5) 番がやるんだったらもうこれでいいでしょうと。
0:32:59	やり方を置いて 1 例代表設備の説明をすればあとは事業者間でっていう説明もできると思うんですね。なので、そこまでもう少しパッケージ的に整理をした上で認識が合わせられればなと思いますけどいかがですか。
0:33:15	はい。日本原燃佐川です。今のカミデさんのご指摘に対しまして、まさに我々が類型があります。最終地点にたどり着いたところ、基本方針設計方針、さらに評価方針というところで、
0:33:28	最後の機器のところだけがどうするんだっていうところ。
0:33:36	で、まとめたっていうのが今のこれのやり方です結局解析に入れて、形状違えどもっていうところで、こういうグループにしたというところになってます。そうなってきたときに、先ほど私も申しました通り、相田っていうところで、この分類はこういうふうにするんだというのはもちろん説明する予定で考えておりましたので、
0:33:54	この後出てくる 27 の補足事項というところで、まずは式の構成っていうところとかを説明しようと思ってました。そこを基本方針に書き下した上で、評価部位の選定というところもその大前提となるところ。
0:34:06	先ほども少し話しましたがけど、容器があって支持構造物、客は見なきゃないよね。企画なのかなのかっていうのは若干違うけども、そこそういう見る観点っていうのはグループごとに一緒になってくるっていう大枠は一緒なんで、
0:34:19	そこまでを示しまして、45 ページ以降の細かい評価部位というのはもちろん我々やりますので、そこは事業者管理という形でうまく示せないかということを検討させていただきます。以上です。
0:34:31	はい、規制庁カミデさん、一応イメージは共有できてると思うのでまた少し具現化をして話ができればと思います。はい。
0:34:42	私はそんなところですよ。
0:34:52	規制庁の竹田です。その他、規制庁側から確認はございますでしょうか。
0:34:59	コサクです念のためですけど、大体イメージは、
0:35:03	カミデと一緒になんですが、その上で、どうしてもここをうまく表現できないっていうのがあれば先ほど三角。

0:35:12	三角じゃないか、白。
0:35:14	建物の方だと白マルで見えていったように、部分的2 捕捉するっていうことはあり得るし、内容に応じてまとめて説明できるの。
0:35:25	ちょっと特異なので、説明するものって、以下同文なので省略する。
0:35:31	というようなところをうまくまとめてもらえればいいかと思います。よろしくをお願いします。
0:35:41	日本原燃佐川です。了解いたしました。
0:35:45	コサクです。ついでに申し上げますと、その上で添付書類でわかるようになってるっていうのが基本なんで、
0:35:52	それぞれを補足するのは要らないよねっていうことに、基本はなるという概念から話をしていますから、添付書類の構成としてどう、
0:36:04	あるのかっていうのもよく見てですね、これで説明し切れてるなっていうようなところは抑えられるようにしといてもらえればと思います。以上です。
0:36:14	はい、井上サガワです。はい。先ほどの分類込みで基本方針です。どこまで示すというところを上げていった時に今の補足で不要になるのも出るのかなということで今考えておりましたのでその辺含めて、
0:36:26	あと全体整理、ブラッシュアップじゃないですけど、さらに進めます。以上です。
0:36:39	はい。
0:36:40	規制庁タケダですその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:36:48	はい。よろしいでしょうか。それでは下の方から振り返りをお願いします。
0:36:55	はい。
0:36:56	すいません。はい。日本原燃佐川です。
0:36:58	この網羅性の資料というところで、一覧表工事含めて一覧表というところで、これ建物側も衣川もそうなんですけどもこのマルつけていうところと代表設備で説明してその白マルとか三角っていうところ、
0:37:13	の検討をもう少しする必要があるなど、できねえ側につきましても今三角つけて、例えば一覧表で示すというものもあるんですけどさらに三角減らせないかという視点が必要なのでもう一度見直しますというところ。
0:37:25	そこは建物後整合をとって、協力しながらやっていきますっていうのが1 点、2 点目としましてで類型化っていうところの先に出てきた、今の議論ですね、うちの家というか綺麗な10 分類というところの、各分類の特徴とあと、

0:37:40	それこそこの評価式っていうところについては、基本方針の中で示していくとです、基本方針の中で構成を示して行って、各々の計3分類にぶら下げていくような構成。
0:37:51	を考える必要があるということの検討をしますと、そうなったときに、補足で示す内容というところを今一度整理した上で、衛藤基本方針で示したもの、基本、基本方針で示したのであれば補足は不要だよというところの見直し。
0:38:05	もう必要だなということで考えてるっていうのが2. でそうなったときに最終的に網羅性の評価部位というところも、事業者管理っていうところと、類型化分っていうところをうまく紐づけて、
0:38:16	説明していくっていうことを検討するというところで考えてございます。大きくはこの三つっていうところで修正いたします。以上です。
0:38:26	規制庁の竹田ですありがとうございます。今の説明でコメントございませんでしょうか。
0:38:38	はい。よろしいでしょうか。
0:38:41	それで当初は10のうち40分までという話でしたけど、その下は、現在あと20分で何か、
0:38:50	確認したい気優先的に確認した資料等ありますでしょうか。カミデサトウ耐震記念07と27。
0:39:00	あと13残ってますけど07は少し、
0:39:04	話をしちゃったので、もうそのままもう少し認識合わせできればと。
0:39:09	いますけど、事業者よろしいですか。
0:39:14	日本原燃相良です。はい。それでやらせていただければと考えております。
0:39:18	はい、規制庁深見です。0名でなく説明先にしておきたいことっております。
0:39:25	はい。日本原燃さんです。ちょっと1点だけ説明させてくださいというところで、下のページ、6ページと7ページっていうところですね、6ページ、まず6ページをお願いします。
0:39:39	類型化の考え方っていうところにつきましては、先ほど話した通りになってまして、ちょっとその会話の中でちょっと私の方から1点目なんていうワードを使わせてもらいまして、
0:39:50	この前ちょっと、長谷川さんとコサクさんに2年ぶりに面談で話させてもらったときに、私ちょっと、

0:39:56	忘れてたわけじゃないですけどちょっと抜けてたなあというところか 思い出して今回書き加えたというところがあります。すいません、下のペ ージ8ページですね、申し訳ないです。
0:40:09	はい。代表設備の選定の仕方ということで、もともとこれ一先ほどの網 羅性の資料の横軸にも繋がってくる1から1234というのは、
0:40:19	前からずっと記載していたんですけども、このうち、ちょっと自分が出 現してたっていうか代表設備選ぶときに重要なものをちょっと失念して て今の外科の設備出していったというところで、
0:40:30	③のところ、これ、もともと2年前にご議論させていただいたとき に、この二つ目のポチですね、申請を行う前設備に対して、既設工認か らの変更点の有無について示して、
0:40:42	そのうち説明対象は、説明を行っていないもの、評価条件を変更した設 備とか補強とか、
0:40:48	が中心でありますことを、我々言っていたんですけど、ここに至るまでの 紆余曲折の中でちょっとすみません、何回も言っていたんですけど抜けてま したんで、それを今回改めて代表設備の選定ということで7ページ目 に、
0:41:01	この①というところで、こういう設備を中心に説明していきますってこ とで明記したというのが大きな変更で、それに伴いまして、今出してる 資料っていうのが、
0:41:13	代表設備を出させていただいてるんですけど、ここについても今、補強 設備とか、既認可から変えたものってことで代表設備の再選定という ところを今やってる最中っていうところになってるというのを補足させ てください。以上です。
0:41:33	はい。規制庁竹田ですありがとうございます。それでは規制庁側から確 認をお願いします。
0:41:39	規制庁小峰です。今、通しで9ページの話がされたんだと思ってい て、代表設備やり回すと言って、14ページに、
0:41:51	行くんですけど、
0:41:54	数が書いてあって、
0:41:58	①と②で数減ってなかったりして③でまた、
0:42:04	ちょっと減って、なんだけど(2)で、さらにめっちゃめっちゃ減って いうな、何かすごい違和感のある数字が並んでるんですけど、この辺っ て何か説明できます。
0:42:16	表面ヨシダです。

0:42:18	はい。こちらにつきまして、当然対象設備というところが、一番上に先期とあるんですけども、
0:42:24	これをそれぞれですね、代表を設対象設備を選定する観点というところで削っていった場合に、
0:42:31	衛藤 4 さっきというところから、五つの病院のうち (1) 、料金を設備するっていうところを、
0:42:38	さっき、日本原燃相良ヨシダさん、その 400 から 350350 から 1 になるところの数字の推移のところ、なぜいきなり減るのかっていうところとここは移行してるのかっていうところを補足して欲しいです。末岡です。
0:42:55	ちなみに 010203 で、
0:42:58	①②と③ですね。何かやるって言って、
0:43:02	一応対応してると思うんですけど①から②で数減ってないんでそもそも何だこれと思ってるぐらいの、それぐらいの疑問点なんですけど。
0:43:11	どんな感じですか。失礼しました。例えば①から②というところでまず数が入っていない理由としましては、この一関東一関東評価用地震力に対する影響と、
0:43:24	かっていうのは全設備に対してやりますというところで、これは全設備が対象というところでまず数が減っていないと、いうことをお示ししております。
0:43:32	その下の 4 さっきから 350 になるところなんですけどね、その辺、
0:43:39	意味のないフローを作ってもしょうがないので、もう少し整理しましょうか。
0:43:44	基本的に絞り込んでいく段階のイメージは合ってると思うんですけど、具体的にどう定めて、選定過程をどう見せるかっていうのも、もうちょっと整理しましょうか。
0:43:57	永野ヨシダです。はい。
0:43:59	1900 というところの整理を、
0:44:02	検討いたします。
0:44:05	補足です。単純に言うと、説明項目って何がありますか。
0:44:10	それを、
0:44:15	類型として整理をしていくといったところで代表どういうふうにやってきますかっていう話で、今の妥当①②とかを説明項目ピックアップするフローみたいになって、
0:44:27	何かここでやることじゃないよねっていうのが上がってきてるってことかなって気が。

0:44:31	島っす。なので、ここでやることっていうポイントに絞ってまとめましょうねっていうのは神野言ってることだと思うんですけど原燃は理解をしました。
0:44:45	はい、三吉です。
0:44:47	はい。
0:44:48	これやることとして、あくまで代表設備 2000 件、
0:44:52	説明内容というものを類型化して絞っていくことで、
0:44:56	数というものがそれぞれ削れていくというところをお示しすると、その
0:45:00	内容に沿った内容に、資料を修正いたします。
0:45:04	以上です。
0:45:06	はい。よろしくお願ひしますそうすると、350 人規模、これこの表だけで言えばですけど 400 から 350 に絞ったところと、350 から 1 日越したところと、
0:45:17	いうところがあって、余りにも乱暴なので、こういった視点こういった視点っていう形だったり、
0:45:25	何ですかね、
0:45:30	イレギュラー品というのを幾つか抜くことでこうこうっていうような話だったりっていうのがわかるようにしていけばいいのかなとは思いますが、必ずしもフローで示す必要があるのかっていうことにフキイかもしれませんが、
0:45:45	まとめてもらったらいんじゃないかと思います。基本的にさっき話した表なんかで、大分イメージを開いているので、
0:45:55	とは思いますが、はい。以上です。
0:45:58	はい、米沢です。この資料というのが、もうイメージで書いてる時点で昔のまだ何もない、空中戦の時の時代にこう我々こう考えてますよって作ってました。それに対して今、
0:46:09	耐震だけではなくて累計というか、今後の説明をしていくということで各条文に詰めてきていることを考えますと、今となってはこれいらいかなもし作るのであれば、ここの 350 から 1 の間でこの視点で、こういうふうにしてこの
0:46:22	1 期ではなくてこの分類の説明する設備はこうですよというところまでいかなければいけないと考えてますので、ちょっと、他の資料の修正とあわせてこの資料の扱い自体から考えます。以上です。
0:46:37	はい。規制庁管です。で、あと、

0:46:42	12 ページの表なんかは、これは結構前から私が言っていて縦横変わったような気もしますがその類型化っていうのをそれぞれ補足電灯を使うのかっていう整理に、
0:46:56	一応なっている表でたまたま中身が全然まだ追いついてないっていうところだと思いますから判例も先ほどの耐震建物 01 の表に合わせた上で、先ほども言いましたけど
0:47:09	どの程度までもものを示すのか、10 の体なのか 70 台なのかっていうことも、
0:47:15	ありますし、あとは、耐震た建物側も、こういうふうに、それぞれの資料さっきの参画の話ですけど、どういうものを示すんだっていう
0:47:27	ことを、こんな形で示してもらえれば、まただんだん
0:47:32	認識があると思いますので、この辺はすぐに綺麗にしろとは言いませんけど、また認識を合わせをされていて、こういう形でちゃんと、
0:47:43	確定的に考えが確認できるように、
0:47:48	ということで次回にする。
0:47:51	次回を見据えて、お話ができればと思いますけどそういうことでよろしいですかね。
0:47:58	日本原燃の吉田です。
0:48:00	はい。神さんのおっしゃる内容をですね、先ほど村瀬資料の方で見せて見ていただいた内容と、こちらの判例っていうのを合わせるというところで検討して参ります。
0:48:14	1 回、すみません、よろしいでしょうか。判例合わせるだけじゃなくて中身も、先ほど話をしたような、これはもう、
0:48:24	三角というかももうエビデンスもう要らないでしょうか、という話もできればこれはエビデンスはこういう目的だからいるんだという話もあるので、そういうことに応じて書けるように、工夫してくださいということです。
0:48:41	プログラムヨシダです。承知いたしました。
0:48:47	1 分だけよろしいでしょうか。すみません。
0:48:50	こちら、我々の方ですね代表設備を選定する過程、
0:48:56	のアイテムとして、
0:48:58	こういった説明等があるよというふうにお示ししていたものなんですけども、
0:49:02	その結果として先ほどの網羅性の資料で、
0:49:06	対象設備に対して、何の補足をしていくかっていうところになりますと、

0:49:12	ちょっとそこのつなぎとといいますか。
0:49:16	我々の
0:49:17	事業所の管理、ごめんなさい、米沢です。今上出さんのご指摘はまさにそれでまだこの資料は粗過ぎてまだ完成じゃないよねっていうところでそこと、あと先ほどの、
0:49:28	網羅性についての代表というところでこれを綺麗に繋がるようにまとめていけば、ちょっとちゃんとした表になるよということなのでそういう修正をしますということで理解しております。
0:49:40	はい、宮部です。すいません私もその理解で。ありがとうございます。
0:49:45	規制庁カミデで、あと他のページにも判例形があって最後のページなんかもそうですけどこれも、
0:49:52	何か、
0:49:53	今の最新の判例に合わせないだけなのかどうなのかよくわかんないんですけど、あんまり、それぞれのCEOでそれぞれの考え方っていうよりは
0:50:04	同じ考え方で同じ器具を使ってということでこの辺りも、
0:50:08	引き続き精査をしてもらえればと思いますけど、よろしいですか。
0:50:13	よろしいです。承知いたしました。
0:50:16	こちらの管理表、管理用のそうでしたのでそこは繋がりがわかるように精査いたします。
0:50:23	はい、清長です。07 私は以上です。
0:50:30	規制庁タケダですその他記念 07 確認でございますでしょうか。
0:50:38	清長官美術ほかなければですね 27 億。
0:50:41	もうちょっと話ができればと思いますけど、
0:50:46	これは事業者から何かありますか。
0:50:54	この 2 本がヨシダです。
0:50:56	27 番ですけども、小村清の資料の中で説明事項というところ、
0:51:02	タイトルに合わせた目的、内容になってないというところをちゃんと整理した結果、新たに起こした。
0:51:08	補足説明資料となっており、こちらでは、
0:51:11	評価方針に対する評価家評価に対する補足事項というところと計算式の説明というところを行っていきこうと。
0:51:18	ということで起こした資料となっております。
0:51:21	内容については、
0:51:25	嬉しいことになりますよろしくお願いします。

0:51:29	規制庁、赤城です。先ほどの耐震建物 01 の 45 ページで話をしたことが全く、
0:51:38	27 も同じで、一つ一つの 70 パターン、これを作るのかそれとも支持構造物 A VMに、
0:51:50	だけで説明できるのかっていうのは、まだ努力しろがあってということなので、
0:51:59	その辺り多分今全部作ろうと思ってるんですけど、何か方法がないかっていうことは検討してもらえってことでいいんですよね。
0:52:11	今村もよろしくお願いします。
0:52:13	はい。今神谷さんおっしゃいました通り、1 棟は進めています。
0:52:19	で、1 例としましてはその計算式の説明というところに関しましては、あ、すいません、吉田さんすいませんちょっといいですか。嵯峨です。補足します。全部作ろうと思ってるんだっていうところに対しましては、
0:52:31	前回のヒアリングでご議論させていただいた時に各分類の各設備っていうところは、それはないでしょうという指摘受けてますのでそこは作る気ではございます。ありませんでした。
0:52:43	そうなったときに、各分類ごとに、その分類の特徴でそこに対してこういうふうに、式の構成を説明したいってことで考えてたんですけど、先ほどのご議論を重ねた中で、それを基本方針からの展開というところでやらなきゃいけないというところを今、
0:53:00	ご指摘受けてますので、基本方針でやることと、この資料でやることっていうのは先ほど私申しました通り、全体をちょっとどういうふうに説明するかというのを踏まえた上で、
0:53:10	この資料自体の扱いも考えるってことで考えてございました。以上です。
0:53:16	はい。規制庁、深見です。
0:53:19	ちょっと今、
0:53:20	完全にイメージ合わせるのも難しいような気もするんですけど、基本方針にその
0:53:26	全体、ある程度のまとまりとして話をするに対する説明だったり、
0:53:31	あとは、やっぱりその個別、その下の差分としてですね個別にこれは企画との対応を示さなきゃいけないっていうものがあれば、そこだけ示せ。
0:53:42	ていう考えもあるでしょうし、
0:53:47	あとはちょっと別ですけど、

0:53:50	今回
0:53:52	何だろう、計算方法のところだけ、抜き出してますけど、モデルの設定方法とかですね、8ページの目次を見ながら話をしてですけど、
0:54:04	ここ以外でまたその妥当性を示すことはない。
0:54:08	そうですね。その辺りも少し整理をしていただいて、この27番の資料、どう示していくかっていう話を、
0:54:19	またもう少し聞ければと思いますが、よろしいですかね。また継続をして話をしていく。
0:54:29	はい。大江サガワです。はい。この資料自体SIMMERやろうとしたことが二つで、今亀田さんおっしゃっていただいた通りなんですけど一つ目は式の成り立ちっていうか構成という根拠になるかというところを、各分類ごとで二つ目としては、各分類に属している設備に対して、
0:54:45	例えばこれ、今原水の適用方法とか示してますっていうところとで二つやろうとしてたんですけど基本方針持っていくところというところとモデルの作り方というところ、まさにそういうところも補足。
0:54:57	もともとは冷却塔でやってたところがありますので、その辺含めて、ちょっとどうまたご議論させていただければなということで考えてございます。以上です。
0:55:10	はい。規制庁神です。わかりましたよろしくお願いします。私、27については、そんなところですよ。
0:55:17	コサクです。今聞いている等、結局さっきの代表で説明といったところの方針の部分を、
0:55:29	1例として先行して出てきたっていうことのような気がしてて、
0:55:36	と、各断面説明項目ということになると思うので、それに応じて、代表的に示していただければいいんだと思います方針の方は、代表というよりは全体になる。
0:55:50	可能性が高くなってくるんですけど、
0:55:53	それ、でもその計算方法なり何なりっていうのは、同じようなことが書かれる場合も、どうしても出てくる。
0:55:59	ということだと思うので、そこら辺、何が何を示せばどこまで示したことになるかっていうことでまとめてもらえればと思います。で、
0:56:10	ちょっとずれるかもしれませんが、こういったところで説明をするところの代表性と計算結果の方で示す方の代表性っていうのはなるべく同一にした方が、
0:56:23	説明としては、一連が見れていいだろうというところはあると思うのでそういった観点からも早く、

0:56:30	代表性の数、表を整理してですね、この部分は、
0:56:36	方針としてのこの補足についての
0:56:40	別所はこういうふうに作ってと。
0:56:42	というようなことで全体、わかりやすい構成にしてもらえればと思います。
0:56:48	坂さん、私も的外れなこと言いましたかね。
0:56:52	そんなことないんですが日本原燃佐賀です。まさに小崎さんのおっしゃっているところを考えてまして、もともとは
0:57:00	横軸の項目が多いところがいいとすると一番無駄なく効率的だよねっていうところに注力してしまったのが自分の少し間違ったところで、もともと類型化で説明するって言った時には、既認可で見てないものなので補強設備とかもやらなきゃいけないよねってことで最後、
0:57:17	私みずから説明してたっていうところでした。それを今回軌道修正かけた。その2点の観点から、私が考えたのも計算書の代表っていうのと、
0:57:27	この補足で説明するの代表というのも、一色同じように今回の
0:57:33	逆等みたく進めたいなということで今考えてましたので、今のご指摘踏まえて、何の大阿南との設備を代表で説明するのが一番効率的かというところを指定に置いた上で、最後やる必要があるなということで考えてましたので、同じことを考えておりました。以上です。
0:57:50	はい、古作です。わかりました。で、そうした場合に、どういう単位で補足説明資料を作りその別紙にしていくかっていうところもあるような気がするので、
0:58:00	研究処理の構成の中でこういうふうにしていきますよというのもまた何か、
0:58:07	実績まとめたような資料があるといいなと思うんですけど、現状何かあるんですかね。
0:58:16	そうです。現調、ちょっとそこまで綺麗にまとめたのはなくて、よし上げないと。はい。
0:58:24	古作です。具体的には00資料の、別紙5でしたかね補足まとめたのって、
0:58:32	そこら辺、
0:58:33	2助かってくるような気はするんですけど。
0:58:37	そこで
0:58:39	補足説明資料の構成としての考えの整理があり、それにぶら下げる別紙何があるのっていうのは先ほどの累計の資料があった上で、

0:58:51	具体的にぶら下がっていくってことだと思うんで、まず先ほどの難波でしたかね、07とかですね。
0:58:57	とか、もうその概要見るにはいい資料かなとは思ったんで、各断面で体系を整理をして、認識、資料の構成としての認識を共有していければいいかなと思います。よろしくお願いします。
0:59:13	はい。日本原燃佐川です。別紙の方で補足やる補足っていうところと、その補足の内容っていうところ、建物01にも関わり書いてるんですけど、最終的に類型化ってところが全部繋がってくると思ってますので、
0:59:28	その辺含めて、全体構成というのをまた検討して、
0:59:32	提出したいと考えております以上です。
0:59:40	伊勢ちょうどタケダですその他規制庁側から確認ございますでしょうか。
0:59:47	特になければ元の方から振り返りをお願いします。
0:59:53	はい。日本原燃佐川です。
0:59:55	類型化の資料耐震基準07というところの修正としまして、まず三つ、大きく三ついただいと考えると考えてございます。イメージ図っていうところ、それがそもそも昔のものをつけて、今となっては次、類型化の代表設備の説明というところと実態に合わせて説明していくというところ次回に向けてですね、
1:00:13	それっていうところと、
1:00:16	網羅性の対応設備というところの説明があるし、必要なイメージ図をもしつけるのであれば、しっかりしたものをつける、もしくは、先ほどこれまでに説明した資料でいけるのであればこの資料自体取ってしまうというのをまず行って、
1:00:29	2点目としましては、今後、網羅性で説明していくという亀井さんからご指摘いただいた代表設備の選定で各補足説明で説明することの関連ということで今つけさせている。
1:00:42	12ページにつけさせていただいてる資料というところと、代表設備までの選定というところがまだ粗いので、その間を埋めるようにしてこういう流れでいってこの設備を代表で説明するということを検討したいと考えてございますと。
1:00:55	3点目として、建物はもっていうところがありましたのでそこについては先ほど大瀬の中で、どういうふうに判例をつけていくということも含めて、建物側と綺麗側でちょっと検討した上でその扱いどうするかというところで修正するというのが、

1:01:10	07 に対する修正です。次の 27 です、27-7。
1:01:17	補足事項という資料についても現状、こういうことやりたいというところは示してるんですけども、ここまでの網羅性類型化でいただいたコメントの中で、基本方針に反映しなければいけないというところとの住み分けと、
1:01:30	識別というところですね、そこを検討する必要があるんで、そこを検討した結果この T H A I 新規で 27 というところの、形も大きく変わってると思ってます。そうなった時に 27 自体でどういうことを説明していくんだっていうところでこの補足事項というところの扱い、
1:01:46	解析モデルの構築含めて、ちょっとここ、これの構成。
1:01:50	を修正したいと思います。なので網羅性類型化で次回に向けた対応これらをすべてご検討した上で示していくというところなんです。最後に、コサクさんからいただいた、
1:02:01	その補足せ、同じですね、このこれらの説明のところを合わせてどこにどうまとめるかっていうところで全体の検討をしますというところでした。以上です。
1:02:14	はい。規制庁の竹田です。その他、
1:02:18	今の説明について規制庁側からコメントございますでしょうか。
1:02:27	よろしいでしょうか。それでは予定していた 17 時 40 分を過ぎておりますので、本日としてはこれでよろしいでしょうか。今日中に同意書を確認したい内容とかはないですかね。
1:02:41	日本原燃佐川です。耐震側としましては、本日中にというところはございませんので明日また引き続きやらせていただければと考えてございます。以上です。
1:02:51	規制庁竹田です。はい、了解しました。
1:02:55	規制庁が特に何もありませんでしょうか。
1:03:01	大丈夫でしょうか。はい。大丈夫です。
1:03:04	はい。それではそれで共通の方に入りたいと思いますが、呼び込みの時間もありますので 17 時 50 分からでもよろしいでしょうか。現在いかがでしょうか。
1:03:17	はい。日本原燃中浜です。10、17 時 50 分再開了解いたしました。よろしく申し上げます。
1:03:24	はい。よろしく申し上げます。ちょうどこのページをお願いします。
0:00:00	公開しました。
0:00:03	規制庁の竹田です。それではヒアリングを再開いたします。

0:00:06	次の資料は共通項目と個別ポンプの書き分けについての資料の確認を行いたいと思います。それでは現状の方から説明をお願いいたします。
0:00:18	はい、二本木西原でございます。共通項目と個別項目の書き分けについてということで10月14日に、
0:00:26	主の修正版をお出ししてございます。
0:00:30	大きく変更したポイントとしては右下3ページから始まります表で示してますちょっとこれも全体的な考え方をまた書かずに表で結果だけを示してしまったのでその考え方については後程、
0:00:44	考えてることを説明したいと思いますがこの3ページ以降の表につきましては、前回のやりとり踏まえまして、最前回の一般構造に変えた気項目だけをびっくりして展開をしてましたが、
0:00:57	技術基準規則を合わせて、
0:01:00	二つの項目で、設計、設計方針とか要求事項ですねこれを分類をして、共通的な設計方針か個別。
0:01:08	設備の設計方針かと。
0:01:10	いうふうを書く事項かということ进行分类をしています。その結果として、いずれかの項目で共通的な設計方針に該当するということになれば第1章に展開をします。
0:01:21	ということで整理をした結果が、3ページからは、
0:01:26	8ページですかね。で、それぞれ整理をしてございます。
0:01:32	その中でさらに9ページは、搬送設備のように技術基準規則で新たに出てくるような項目で、かつ第1章で書いてる共通的な方針と、
0:01:43	個別項目第2章で書くものとの関係がどうなのかという整理をしたのが、9ページでございます。
0:01:51	前回からのやりとりも踏まえた上での整理としては特に3ページ以降の表も、
0:01:58	該当ページでいきますと右下5ページにある第20条廃棄施設、
0:02:04	前回までは、第2章ということで整理をしてございました。
0:02:08	それを踏まえた上での整理として、やはり、
0:02:12	特に事業許可のところでは、周辺環境に放出する放射性物質の公衆の線量を合理的に達成できる限り低くするというこの大前提のもとにいろんな個別設計が書かれていますのでこの
0:02:25	大前提になるような方針、これはやはり共通的な設計方針に該当するだろうということで、第1章に、整理する必要があるという結論を、
0:02:35	になりました。

0:02:37	これは一緒どこに書くかということで、一応全体の枠の中で取り込むか、他で新たに作るかということで整理をしまして、
0:02:46	液体廃棄物の廃棄施設でいきますといわゆる限定された区域に閉じ込めるという意味のプランも含めて、9月の設計、それにひもづく廃棄施設としての、
0:02:57	いろんな排風機とかの設定フィルターの設定ということで、押し込むとの関係で、合理的に達成できる限りなく低くするというところにひもづけができるんですが、
0:03:08	液体廃棄物はさ、さすがになかなかこの取り込みとの関係を整理するのは難しいということも感じまして、10.1の新たに背景施設というものを第1章に項目を立てて、
0:03:19	共通項目として展開をすると、いう整理にしました。
0:03:23	また、前回からの変更としましては、右下7ページ、
0:03:31	からあります、第38条から重大事故の個別の条文対応の設備の展開でございますこれは、
0:03:40	これから個別項目でということで整理をしてそれぞれ、
0:03:44	iですとか、廃棄施設とか、いろんなところに展開をするという整理をしてみました。
0:03:50	ボックスで、第2回に向けて整理していた考え方も含めて、
0:03:56	この考え方を最初にも適用させていただきました。
0:04:00	どういう考え方かというそれぞれの
0:04:03	事故の拡大をするための設備というのは、ADDいわゆる設計基準が、での要求事項のせ、設備の設計要求がですね、
0:04:15	増床する、故障する、いわゆるその、その発生ができなくなった時に事故に繋がるということでその事故とかDBとの関係を踏まえた上でやはり、
0:04:25	第1章でも、
0:04:27	基本設計方針の展開をした上で、コツボ項目の設備の構成なんか第2章でという繋がりを整理する必要があるんじゃないかということで、38条39条40条、41条。
0:04:40	うん13条ですね、ここまでは、共通とのひもづけをさせていただきました。
0:04:46	42条の右下明ページ42条の使用済み燃料貯蔵貯蔵槽の冷却等のための設備これにつきましては、
0:04:56	設計基準の関係というのは、事故を特定して、

0:05:00	その事故を発生した場合のいろんな設備、膨出えっと事故拡大を防止するための設備を設けるということで、
0:05:07	それとDBとの関係で言えば、この特定した事故を発生させてそれに対する対処に必要な設備を設けるということで、所長は第2章の個別項目で展開するのが適切だろうということで、第2章外に展開するという整理させていただきました。
0:05:23	はい。それ以外の44条、15条、46条47条。
0:05:29	何か足りない気もしますがはい。この項目は、個別設備を設けるということを要求してますので、設備の設計ということで第2章に展開をしたと。
0:05:41	いうことでございます全体としてはそういう考え方で、
0:05:45	改めて申し上げますと、複数の設備共通の要求事項であったり、設備を設計する上で前提となる要求事項設計方針を要求してるような、
0:05:55	これについては、共通項目、対象となる設備が限定された要求でかつ、どういう設備を設けなければならないという要求事項を示している場合についてはこれは個別項目と、
0:06:07	いうことで大きく分類をして整理をした結果が、5、3ページからの表の結果になります。
0:06:14	はい。10ページにつきましては先ほど申しました第1章の廃棄施設というのを新たに設けたことによる、前回お出しをした取り込め、
0:06:25	の共通項目である当庫個別でやってる19条以降の、
0:06:29	条文との関係を示した絵でございますこれ次第の下にIT施設20条共通で入れた上で、見解を整理し直したと。
0:06:38	いうことでございます。
0:06:41	はい。11ページ以降にあります添付3でございますがこれ前回、いろんな条文を書いた上で、3ポツとか4ポツとか大きな項目でしか、
0:06:52	記載を展開しておりませんで各条文とのひもづけが今ひとつ見づらいというところもありましたので、その見解を整理をして
0:07:01	本当に見直しをさせていただいたということでございます。
0:07:06	参考1で、13ページ14ページについてますのは先ほどあった個別項目に展開したときの番号とひもづけをするために、影響、
0:07:16	分析方針を残す部分の項目を抜粋でつけさせていただきました。
0:07:21	あと15ページにあります参考、15ページ以降にあります参考2でございますが先ほど、DBの設計方針との関係で、SAの個別条文対応の所を、

0:07:32	基本設計方針を起こすといったものが、最初の第2回での展開になりますが添付書類との関係でどういう整理になるかというところを整理をさしていただいたのが15ページ以降に、
0:07:44	記載をしたものということでございます。説明は以上になります。
0:07:52	規制庁の武田です。ありがとうございます。それではこの資料について規制庁側から確認あればお願いします。
0:07:59	はい。規制庁の田尻です。
0:08:01	まず資料としてなんですけど今口頭でおっしゃっていただいて、若干説明が足りなかったというところはあるんですけど、まず考え方を資料で書いていただくようにして欲しくてですね
0:08:12	高結論だけ持ってこれると、何でそれになったかちゅうのがまずわからなくて今みたいに結局その確認をするためのヒアリングをしなければいけなくなってしまって、世の中の的には今資料を受理した形のこの資料がホームページにアップされてる形になるんですけど、
0:08:26	何を説明しようとして何を整理したのかってところがよくわからない資料が、アップされる形になってしまうので、まずこれに限らずなんですけど、
0:08:36	改善をされてきてると思っはいるんですけど考え方っていうのを記載するのがまず基本だということだけ認識して欲しいんですけどまずそこは大丈夫ですか。
0:08:46	はい。いうネシアでございますはい。その点については申し訳ございませんでしたおっしゃっていただけてる通りだと認識をしてます。考え方があって結論がどちらかというと考え方が一番重要だと思っはいますので、
0:08:58	そういうところをちゃんと資料に展開できるようにさせていただきます。以上です。
0:09:02	はい。規制庁丹治です。考え方方、書かれたペーパーが別途出されることを前提にしつつちょっと幾つか確認をさせていただければと思うんですが。
0:09:11	まだ前の方のページから3ページ下のところ具体名で3ページのところから行かせていただければというところで、
0:09:18	衛藤、今の整理としては許可のときであるとか、許可ですかね許可のところとかで共通的な設計方針をうたっている、共通的な設計方針を許可でうたわれていて、
0:09:29	臨界とか閉じ込めとか遮へいとか共通的な機能の設計方針だとわかりやすくってそういったものは当然一緒に書いてという形になっているんです

	けど、後ろの方の条文になると、個別設備に係る要求が書かれる形になっていてそういうものを今回どう整理してきたかというところなんですけど今回背景施設だけを入れましたよ、一緒のところ盛込みましたっていう形にして、
0:09:49	その他の項目作って一緒に法人とか安全避難通路も入れましたという形なんですけどこれは、どう精査をしてこの廃棄施設だけが出てきたかとかの、何かその過程みたいなどっかで読み取るんですけど。
0:10:02	はい。石田でございます。そういう意味では先ほど私が口頭で申し上げた考え方を変えた上でそれがこの資料で、3ページ以降のそれぞれの要求事項のところに書いてある、記載ですねこれと紐づいていると。
0:10:15	いうことをお示しする必要があると思います。基本的にはそれぞれ炉の一般構造に書いてある記載、あと技術基準の要求、それぞれをちゃんと見た上で、
0:10:25	それがどういうことを要求しているのかということ、整理をした結果として、今の第2章第1章の書き分けの結論にも、なっていると。
0:10:36	ということでございます加えて、いわゆる
0:10:40	保管廃棄施設のように必要な容量を有する設計とすると書いてあるものでもいわゆる限定的な対象設備、いわゆる我々がちょうど設備とか低レベル廃棄物を増設みたいな、
0:10:54	対象物があんまり複数展開されたからその差分があまりないようなものについては、必要な容量となるんだという説明はしないといけないまでも個別設備ということで位置付けて整理をさせていただいたということでございますそういった考え方が、
0:11:09	やはり書いてないと、おっしゃっていただいているのは、何でこうなったんだっけっていう話かなと思いますので整理をして記載をさせていただきたいと思います。以上です。
0:11:17	はい規制庁館です技術基準規則であるとか、許可でうたった設計方針を踏まえた上で大事に何か1課で何を選定したかっていう考え方が記載されることがわかったんですけど。
0:11:27	そのときに、例えば搬送設備の話先ほど例として書かれていたんですけど、これって技術基準から書かれたもので、あると思うんですけど、要はこいつは一応共通的な設計方針ですという整理をしていて、他の設備系に関してはこれこれこうだから第2章であるっていうような説明をされるんだと思うんですけど。
0:11:44	ここの考え方をもう一度説明いただいてもいいですか。前回のヒアリングの時に搬送設備に関しては

0:11:51	一応共通的なもので搬送するものとしてという形で説明をされた気がするんですけど、他の設備との住み分け系まで、あまり具体的に聞いてなかった気がするので今、記載自体はまたどっかで書いていただければと思うんですけど考え方だけまず確認させてください。
0:12:06	はい、乾石田でございます。第 18 条ですかね、5 ページにある搬送設備これについてはおっしゃっていただいたように搬送設備という特有の固有の設備に対する要求事項であるんですがいわゆる、
0:12:21	搬送できる能力、容量を確保できること、あとは電源が、そうした時にちゃんと保持ができること、といった搬送設備に対する共通的な方針を技術基準規則としては要求しているという認識をしております。
0:12:38	そういう条文要求を見た上で、やはりこれは共通的な更新として展開した上で、個別設備について具体でこの共通的な方針を受けてどういう設計にするかということを示すと。
0:12:50	いう力のあり方を整理するのが適切だろうという結論だということでございます。以上です。
0:12:56	瀬尾タジリです。共通的なものを一緒に書いて個別に展開するのがその F 施設であるとか他のところの施設でっていうのがあるんですけど、例えば計測系とかとかだと何が違うかっていう考え方聞いといていいですか。
0:13:12	はい。日本原燃石田でございます。
0:13:15	計測制御設備系計測制御系統施設であったり安全保護回路であったり、これらはどう整理したかということ、許可の中で、すでにどういうものを対象にするかと。
0:13:30	というのが特定されていてそれに対する設計方針として、今の濃度を計測する、制御する設備を設けなさい。
0:13:38	どういう系統構成で設備を設置するんだということが、技術基準規則という位置構造設備を踏まえて、許可の一般構造において、ここの設備を設ける、さらに、
0:13:51	添付書類側でどういう設備がこの対象になるかというのが展開されているということを前提に、個別設備の系統設計に A、既設工認では展開することが可能だろうということで第 2 章、
0:14:04	記載の項目として整理をしたということでございます。以上です。
0:14:10	規制庁田尻です。若干苦しい気はするんですけども許可からの流れがあるものとないものを分けたってことですかね。
0:14:19	はい。日本原燃志田でございます。はい。説明が若干苦しいことも理解した上で、許可と、あと技術基準で新たに出てきたものとの整理で、整

	理、驚見駅をさせていただいたということが前提でございます。以上です。
0:14:32	規制庁タジリつちちょっとすいません今時点でこいつ細かく詰めてもどうせ考え方書いた紙でまた詰めるんですけど
0:14:39	多分あんまり技術継承しません。はい。
0:14:41	コサクです。私の理解は、実用炉の概念を持ってきてるからっていうところもなくはないんですけど、基本的には施設Ⅱ、
0:14:51	施設の単位っていうのをどう切るかというときに、
0:14:55	安全設計っていうのが僕らの規制の観点からちょっと大事で、その主要パートっていうことだと思ってます。継続制御というのは
0:15:07	安定した状態に維持する或いはずれた時に対応するという意味で主要な項目だし、それを監視するって意味で放射線科案、
0:15:18	放射性物質データ交換って何でしたっけ。
0:15:22	放射線科清部長。
0:15:26	すいません、後で申し上げますけど、はい出すですし、放射線管理施設ですかね、だしということ或いは電気設備も、
0:15:38	全体をサポートする上での主要な設備ということで構成をされていると。
0:15:44	ということで挙げつつ、搬送設備はそれの中での1機器であってそれだけで安全を確保するという主要パートじゃないということなので、
0:15:55	枠組みが違うということからそれぞれで入れますと、それぞれで入れるにあたっての考えっていうことだから共通で書きますよということだと理解をしています。
0:16:07	それが
0:16:09	K1 構造設備基準に架空書いてない、技術基準には書いてある書いてないとかっていうふうに、基準上は、
0:16:20	それを意図してかどうかはさておきなってるということだと思ってます。以上です。
0:16:32	全体で補足いただきありがとうございます調査官の説明の方がすいません、理解できました。というところも含めていずれにしろ最後一覧の目次ができ上がってその考え方っていうのを現在説明できなきゃいけないのは当たり前なんですけど、
0:16:46	で説明できなければいけないところだと思ってるので、今まで搬送設備を一緒に延長で今の理屈で説明できてると思っているのでそういった点も含めた上で自分たちの目次説明できるように考え方をまとめていただければと思います。

0:17:02	はい、与儀西田でございますはい。承知いたしました今コサクさんからいただいたのも、目で全体整理をして、我々として説明できる、当然です。ね自分たちが作った目次をちゃんと説明できるというステージに行けるようにさせていただきます。以上です。
0:17:20	成長タジリです。
0:17:23	ちょっとS Aは向きになってはいるんですけど、
0:17:25	1回切ったほうがいいのか。Dまでのところdまでっていうのもおかしいか、Dまでのところで、何かほかにコメントがあれば先にいただけるとちょっとS Aのところも、似たようなものではあるんですけど、
0:17:37	コサクです。確かにSM似たような話をするようになるんですけど、
0:17:44	その第1章の課題事象なのかといったときに、第2章が搬送設備は第1章で書いてとかっていう考えは、先ほどの私の理解はお話したんですけど、
0:17:55	第2章で書くと言ったやつについて、先ほど第20条のところの、廃棄について第1章側でも書きます。
0:18:08	という話があってですね。
0:18:10	他のその第2章で書きますと言ったやつに、第1章側なんでなくていいのっていうところが少し足りないのかなと、説明だと、いうふうに思ってるんですけど。
0:18:23	廃棄については、閉じ込めとの関係もあって、
0:18:28	共通で架空のに
0:18:32	必要なパートがあったと。
0:18:34	ということなのは前回の流れから理解してそれまとめといてねっていうことなんですけど。
0:18:40	それ以外の項目で第2章だけというのが本当にそれでいいのかっていうのはどう説明をされるんでしょうか。
0:18:53	はい、乾西浦でございます。そこはまさしく先ほどから館さんからも宿題をいただいているところ、私が説明してるのが大分苦しいところだと思ってます。
0:19:07	先ほどやった、計測制御系統施設もそうですけど、斜線管理、の電気設備ですね。
0:19:18	特に再処理の場合の電気設備を安全衛生設備ということで全体の電源確保の系統の話も含めて、共通的な方針ではないと言われるようなものも、個別の
0:19:32	無償で電気設備として展開しているというのもあります。これは一連もう一度ちょっと整理をさせていただきます。今は1合同設備を受けた上での

	許可の一般構造においてこういう設備を設けますという展開にしているものは、
0:19:49	そこの部分を個別設備の設計としてこういうものを設けなさいということで、すでに整理が終わっているという前提に、私として今、個別設備の系統設計だということで2章だと。
0:20:01	ということで、単純に今振ってしまってます。
0:20:04	そこが技術基準の要求であったり、本来の電源設備としても要求する放管設備として要求する設計方針との関係で第1章に本当に各部行くのがないのかと。
0:20:16	いうことは、今一度ちょっと整理をさせていただければと思ってます。以上です。
0:20:21	はい。補足です。先ほど言った安全設計としての主要な等を私が申し上げたのは、一番はやはり技術基準にはない。
0:20:33	5ページ。
0:20:37	ページの、
0:20:39	許可の(1)で言ってるところと、
0:20:42	いうことが
0:20:44	やっぱり一番主要この中に登場してくるものをしっかりと設工認で受けると。
0:20:50	ということでそれが実態は、第2章ということで書かれてる計装だったりなんだにいくというので、今回の資料でも、
0:21:00	ここは前回から変わっておりませんが、第1章で書きつつ、第2章の4ポツ、計装等、
0:21:11	実際にはここ受けていきますよと。
0:21:14	いうことになっているわけで、おそらくここ或いはその前の
0:21:22	安全、
0:21:24	その前のページ4ページの一番下のところの、安重安全機能を有する施設と、
0:21:30	というようなところだったりっていうので
0:21:33	受けられてい
0:21:35	いるんだろうなと思ってるんです。そのあたりをしっかりと見てですね、
0:21:41	この資料だったら、
0:21:44	(1)のやつで受け切れてるっていうふうにしてるような気がしますけど本当かみたいところがあるので、そこをしっかりと精査をして

0:21:54	全体体系として、第 1 章側であらわせるべきものはここでちゃんと書かれていますと。
0:22:00	というようなことを仕上がりでいくというのが精査できてるのであれば説明をしていただくと。
0:22:06	いうことだし、その過程でちょっと足りないなんていうのがあればどの部分でどう書きますっていうことだしっていうことだと思いますので、よろしくお願いします。
0:22:16	はい。乳井の石田でございますはい。ありがとうございます。そうですね前回からの 1、特に 5 ページの 1 もそうですし、もともと左側がなくて、事業許可で展開をしていたと。
0:22:29	いう項目を、本当にどこかで紐付けられてないのかということを見た上で、今 5 ページのような記載にさせていただいてますただおっしゃるようここで本当に足りてるのかも含めて、整理をして、
0:22:43	一緒に譲渡の関係も含めて、整理をして精査をさせていただきたいと思います。以上です。
0:22:57	はい。規制庁田尻です。清の方でよろしくお願いしますと言いつつ次ちょっと S A の話も少し踏み込んでいかせていただければと思うんですけど、7 ページ以降で性的話書かれていて、今の事故の話って意味でいうと一番最初に有効性評価の上、
0:23:11	条文というか重大事故等の拡大の防止っていうの防止等と書いて第 19.2 っていうふうに、一応基本設計方針展開されて書かれてるけど今話を言ったように展開できる話だと思うんで
0:23:22	先ほど長さんが指摘した位置の話と同じように整理してくださいねっていうのはまずおかしい言わせていただいて、
0:23:28	その次 38 条からのところで、基本設計方針展開先のところで各個別条文で臨界事故の防止だったり、第 1 章の 1 ポツの臨界書いて冷却だったら第 4 ポツ閉じ込めというのを考えてるんですけど、
0:23:41	これここに置いて帰ってる基本設計方針展開先っていうのはどういう意味かになるんですけど、設計としてはその臨界の絡みであるとか閉じ込めの絡みだっているのは理解はしつつですその延長線上にあるってのわかるんですけど、
0:23:52	設計方針としてそれぞれに何か書くっていう意図ですかねそれとも、せえっと一安全機能という意味でそこにぶら下がるよう流れになってますよっていう意味ですかね。
0:24:04	はい。日本原燃石田でございます。今のご指摘でいきますと右下 15 ページ。

0:24:09	いただきますと、これMOXで以前お出しした目次でもそうなんですけども、
0:24:15	先ほど例、蒸発乾固でいくと、4 ポツ閉じ込めのところに 4.3 という項目を起こしてここで蒸発乾固のを、まずは設計の設計方針、
0:24:27	を受けようと思ってました。
0:24:29	これをもとにそれぞれ個別設備の設計は第 2 章で、それぞれ太字になっているところで展開をし、かつ添付書類側では、
0:24:41	その右にある太字になってます、蒸発乾固の対処する設備に関する説明書ということで、部会をそれぞれするというので整理をしていますので、何か書くことを考えてるのかってというのは正しく 4.3 として書くことを考えていたということでございます。以上です。
0:24:59	規制庁渡です。なんでDB
0:25:02	委員会の中に、DBの章という制度を作ってそれぞれ解体とじ込みの中に作ってっていうのは理解しましたで。
0:25:09	火災とかって、同じような構成で算すか、なんか。
0:25:14	要は、DBの谷津能勢火災防護書いて、
0:25:18	そのあとに水素爆発と雪を倍とかを結局並べる形になるんですかねこれ。
0:25:25	はい、西原でございますそうしないと書けないなと思ってます目次としては、
0:25:33	こう言ってないんで、ここ、
0:25:35	今 13 ページですかね見ていただくと、5.4 までが普通のものでやった、火災の話で 5.5、6 に、プラスで、事故の話を書いているという整理に、今は考えてました。以上です。
0:25:51	はい。規制庁田尻です。
0:25:53	なんで基本的にはそれぞれ同じような設計で室、DBとしての設計方針の子をつけつつ、重大事故に関しては事象が違えよう放射性物の漏えいを閉じ込めところにぶら下げてそれぞれ庄野項目作ってSAの設備の設計方針を、
0:26:08	を展開してくっていうのにまわしたと。で、SFPの話っていうのは、重大事故とはいいつつも結局こういった設備が特定された上でそこで起こる形になるから、2 章 1 ポツの、
0:26:21	受け入れ施設の施設のところの基本設計方針に展開ってことになるんですかね。
0:26:27	はい。日本原燃石原でございます。私の方で考え、出した結果としてはそういうことですURを、先ほどの、

0:26:38	スプレジの要求事項を見ても事故をあらかじめ特定した上で展開をしていると、いうことと、あとは他の 38 条とか 7 ページ見ていただくです すね、
0:26:50	背番号とかグループの臨界に対することを防止する機能を有する施設い わゆるもともとの DB 等の既存機能等の銀行ありつつ、いわゆる事故の 拡大防止というような要求にも、
0:27:02	なっているところもあったので、こういうところと SAP は仕分けをさ せていただきました。以上です。
0:27:09	はい。規制庁田尻です。やっぱり DM 法の整理で閉じ込めと SFP の条 文を整理していった時に結局閉じ込めの上部にぶら下がりながら SFP があるような話もされたので、
0:27:19	一緒の閉じ込めに入れてくるかどっちに行ってくるかなっていうところ だったんですけど、基本的にはそっちに入れるよりも、より設備として 関連する第 2 章 1 ポツに入れることを今のところは考えてると思えばい いですかね。
0:27:29	はい。ネシアでございます。はいそういうことで考えました。以上で す。
0:27:35	はい。規制庁田尻です。SA について僕ばかり言うのもなんで他の方 からさ、あればお願いします。
0:27:46	コサクです。
0:27:49	概念はわかりましたけど、結構第 1 章側が、
0:27:56	増えるなっていう感じがあって、第 1 章で書くのと、第 2 章でも受けと して例えば臨界であれば、
0:28:06	13 ページの 1 ポツ 2 で書きますと言った上で、
0:28:12	第 2 章がわあああおい
0:28:16	もう、2 ポツ 2 ポツ 1 ポツ 11 ポツ 2 ということで、具体があってとい うことなん。
0:28:26	ですけど、
0:28:28	家、
0:28:29	大枠のその機能としては第 1 章側にあってその系統構成みたいなところ で第 2 章ということで切り分けはできてると思っていいですかね。
0:28:39	はい。日本イシハラでございますはい。おっしゃっていただいた通りで 考えてましたやはり、ちょっと臨界を例に挙げなかったと私も微妙な気 はしますがただこれ、委員会とか、水素爆発とかいろんなところで、

0:28:52	例えば換気設備の共通で使う点もありますので、そういう場合は1章のところで事故全体の対処の考え方とか、それに対する関係する設備に対する要求事項というのを書いた上で、
0:29:05	上の文章の関係する設備の項目に飛ばすと、部隊の系統構成だったり設備運用軌道だったりっていうのは、院長側で展開をするということで整理をしようということで今考えてました。以上です。
0:29:19	コサクですわかりました。それで言うと、今の委員会でいうと、庁有設備っていうのが出てきますけど、T B Pでも使うと。
0:29:29	ということで、そこは基本、第1章側で言うと5ポツ6 D B Pがありますけど、そこでも呼び込む形で第2章側で、
0:29:43	チョウゾウ設備は次のページですかね。5ポツ1ポツ7というところは、両方から受けての系統設備ですということでまとめられるっていうことになるわけですね。はい、西田でございます。はいそういう整理を考えてました。以上です。
0:30:01	はい。補足です。大体第1章第2章どういう関係にあって、まとめられるかは理解をしました。リーカ D B。
0:30:11	の置き場所が明確なのでよくて、先ほど少し話題のあった、基本設計方針の5ポツの火災防護のところ、
0:30:24	没後5ポツ6で入れますということでこの概念自体はそうかっていう気はするんですけど、念のためですけど、この5ポツ5ポツ6に関する D Bって何っていうと、
0:30:37	水素掃気と、東映、
0:30:42	有機溶媒のところでの御同の監視インターロックといったようなことですがそれはポポー通。
0:30:54	さんなり、
0:30:57	何なりっていうところに入ってるっていうことでいいんですよ。
0:31:01	はい。弓削西田でございます。はい。
0:31:05	こういう整理をボックスから展開してこういう整理しておっしゃっていただいている当然5点を5.6に書くってことは5.2であったり5.3であったりというところに、その通り R D Bがいるっていうのが前提でございますのでそういうことをちゃんと確認をさせていただきたいと思います以上です。
0:31:22	はい、古作ですそうですね5ポツ2がメインですかね。
0:31:26	多分早期はてらっとは書いてあったような気はするんですけどそこら辺確認してください。特に T B P がちょっと若干、

0:31:34	どこにどう書いてあったかっていうのが、今時点で思い出せないの で、確認して対応関係が取れてればということだと。
0:31:43	もし、
0:31:45	成長タジリです。多分 5 ポツ 1 に施設特有火災の設計方針をうたってい てで、T P P 名前が出たかわかんないですけど多分科学的制限値とかそっ ち系の話とあと熱的制限値の設計方針をうたっていて、
0:31:57	ちょっと 1 回目どこまで具体的に変えたかってとこだと思うんですけどちょ っとそこの関係も含めて整理していただければ多分施設特有火災系 が、水素掃気とか T B P 系とかのやつを読めるような形で書いていたよ うな気がするので、
0:32:11	ちょっとどこがどう繋がるかの整理をよろしくお願いします。
0:32:16	はい。日本原燃石田でございますはい。私も、
0:32:20	心配なので、すいません。はい。整理させていただきます。はい。
0:32:24	はい。補足です。それで言うと 5 ポツ 1 だけだと、これ全体の方針とい うだけで受けが D B はなくて S A があるっていうのだと余りにもいびつ なので、
0:32:36	ちゃんと対応づけができるようにしておいてくださいということをお願い します。
0:32:49	はい、規制庁タジリです。整理をお願いしますというところでなく、ち なみにちょっとすいません、今日のこの資料 19 ページある中でなんで すけど、
0:32:58	参考ってやつらの位置付けを一応確認しておきたいんですけど 8 ページ までに表があって 9 ページはさっきの搬送設備の話があって 10 ページ は他のところでも議論して閉じ込めとかの条文とのからみどうつなげて ますかって話があって、
0:33:13	藪さんは割と目次で第 1 回申請どこにあるかとかの話なんですけど、
0:33:17	13 ページ以降のやつも参考として今引用する意味ではとてもいいのがあ ったと思いつつなんですけど、ここの構成の話もこの資料で 1 個ずつ メルカリだっけそれなんか、
0:33:27	共通シリーズと、ここのすみ分けが最近ちょっとワーカーなくなってきた んで一応確認しときたいんですけど。
0:33:34	はい、乳井西原でございますはい。そういう意味ですいません参考と言 ってぽっとつけてしまいました参考 1、13 ページ、14 ページはこれ共 通 08 位で、目次の話をしてますので、そこでは、
0:33:47	最終的にはもうお話をさせていただくのかなと思ってました。一番微妙 が参考になるんですけど I A 参考にもですね、

0:33:57	さっきの 4.3 の基本設計方針の項目であったり、
0:34:02	再処理施設の冷却機能の喪失による蒸発乾固に対する対処等の設備に関する説明書と言っている添付書類の、
0:34:09	項目であったりっていうところは、私共通 08 という目次で、添付書類をどこにどう置くかということにも繋がりますので、詳細の中身は当然 2 回の中でやる指導、構成とか、添付書類の位置付けであったりっていうのは共通の価値の目次の中で、
0:34:27	やればいいと思ってますので最終的にはこれ共通 08 のところにそのリンクとしてあるとかですね、いうことでさせていただければと思ってました。以上です。
0:34:37	はい。室長代理です。状況は理解しました。いや、多分今後のスケジュールにも込みなんですけど、共通語とか 8 って 20 日でしたっけ、何かそれぐらい出そうとしてるタイミングがあったんでなんか合わせてやるなら合わせてやってしまった方が
0:34:51	どうせ出し直しておいていただくと思うんですけど、そのタイミングとかちょっとすいません、スケジュールの話しちゃうそうなんで先に中身聞いた方がいい気はするんですけど、後でそこらも踏まえて、
0:35:01	したいんでよろしくお願いします。どうぞ。
0:35:03	言わせていただいて、佐瀬他の方が中身の質問あったらお願いします。
0:35:07	の見方だけ。
0:35:11	コサクです。
0:35:13	若干おさらいになりますけど、
0:35:17	はい。
0:35:19	第 1 章だけってなってるのは、第 1 章っていう、同じように拾えるようにしといていただく。
0:35:27	いうことは言ってあったと思うんですけど、逆側で、第 1 章で矢印書いて第 2 章がでもこういうふうに乗りますよって書いてあるところはいいんですけど書いてないものがありつつ、
0:35:45	11 ページ以降見て、
0:35:50	第 1 章で書くものについて、個別項目でも拾いますと言っているものがあると。で、1 番目についたのは 15 条 16 条についていっぱい書いてあるんですけど、
0:36:05	どう、
0:36:07	104 ページでは、第 2 章って書いてないと。
0:36:11	いうことがあってですねこれってどういう状況なんでしょうか。

0:36:21	はい。日本原燃一社でございます。今のご指摘は、あれですよ、11 ページとかで 15 条 16 条って書いてある、例えば 2 ポツ 1、2 ポツ、3 とかが、
0:36:36	そもそもないの、ページに出てこないということですかね。
0:36:43	まず 4 ページの一番下見ると、第 15 条第 16 条の対応は第 1 章で言い切りますと。
0:36:50	第 2 章は関係ありませんってなってますけど、
0:36:54	11 ページとかに行けば関係ありますってなってる、
0:36:57	どっちですかってことなんですけど。はい。日本原燃志田でございます。単純に私がさぼっただけなので、すみませんちゃんと書きます。はい。第 1 章を受けた上で、展開するっていうので 1056 条を受けた形で展開する。
0:37:11	第 2 条がいますので、そこがちゃんとわかるように 4 ページと 11 ページ以降がリンク、整合するように整理をさせていただきたいと思います。以上です。
0:37:21	はい。その意味では 11 ページ側が清西側でも受けるものがあるって、対象は大枠として書いて 2 章で具体を書いていくっていう、
0:37:33	ふうになると思っていますか。
0:37:36	はい。人間の石田でございますはい。そういう意味で 11 ページ以降のたてつけのところの 15 条 6 条っていうのが、何て言えばいいんでしょう。個別条文、19 条とか 38 条みたいに個別条文で直接受けるというよりは、
0:37:53	全体の運用であったり安全上重要な施設の条文、
0:37:58	しかも付けられないというか、条文整備としてそこに営農をして書いてますということでしかないことではあるんですけどどういへ。
0:38:08	不在ということに変わりがないので、
0:38:11	そういう 11 ページ以降の整理と整合するように記載をさせていただければと思います。以上です。
0:38:18	はい。補足です。どの程度関連付けるのかっていったところももうちょっとわかるようになったらいいかなと思いますので、
0:38:29	何ていうんすかね。
0:38:30	許可なりから抜き出して完全に、
0:38:34	第 1 章では外して第 2 章が出かけますっていうものなのか、第 1 章では大枠で書いた上で、
0:38:44	その具体っていうところで展開するのか、
0:38:47	程度は幾つかあると思うんですけど、その辺りが、

0:38:52	もうちょっとその第2章って書くときにわかるといいかなと思います。
0:38:58	現状、
0:39:00	4ページ、3ページ4ページで第2章って書いてあるものは、結構具体的なものが書いてあって、その点ではそんなに補足要らないんですけど、
0:39:12	今言った1056条の対応をするようなところ、
0:39:18	なんかは少し補足してもらって書くといいかなと思ってます。類似で言うとその上の誤操作防止も、
0:39:29	1056条との関係と同じようなことがあるんじゃないのかなとも思いますし、
0:39:38	先ほど話をしたその次のページの過渡事故と、
0:39:42	いったところだったり、
0:39:44	ていうところもあるので、そういったところをちょっと精査をしておいていただければというふうに思います。場合によっては、その上の搬送設備で後ろのページ作ってるようにですね、いくつか例示をしていただいてもいいかなというふうに思います。
0:40:01	よろしいでしょうか。
0:40:02	はい、宮城石田でございますはいありがとうございますおっしゃっていただいて例えば4ページの誤操作防止でいくと制御室とか計測制御系統施設ですかね、というところにもリンクが張られたりするところもありますので
0:40:16	おっしゃっていただいたように第2章の場合にその関係が幾つか、多分部、おそらく分類があると思いますので、その分類に応じて記載の仕方であったり、工夫をさせていただければと、全体がちゃんとわかるようにと。
0:40:29	ということで、整理をさせていただきます。以上です。
0:40:34	はい、補足ですよろしく申し上げます。
0:40:37	そこのその両面ですね第1章から第2章、或いは今第2章によって第1章側のチェックをすると。
0:40:44	いうところが整理されて一番最初田尻が言ったように考え方をまとめても、
0:40:50	いうことがあれば、大分認識としては共有していけるようになると思いますのでよろしく申し上げます。大枠として私からは以上です。
0:41:05	よろしければ慶長タカハシさんの1点、先ほどちょっと参考の位置付け微妙という話があったんですが、一応その番号の資料の見方ということで15ページの参考2なんですけれども、

0:41:16	これ一応それぞれの対応関係矢印ですとかそれから太字にしたりということで関係を結んでいるような家ですが行って
0:41:24	ちょうど真ん中あたりにオレンジのラインで閉じ大事故等対処設備のついて続いて、
0:41:30	設備、
0:41:32	別、設計方針か、矢印についてはこれ特にオレンジの色の中の太字とかにこだわらずこの中にある項目の、こういう共通要因と容量といったものはすべてこの真ん中のこの
0:41:45	ピンクの四角のところを持ってくってこういう関係。
0:41:49	ていうふうに見て、
0:41:51	よろしいでしょうか。
0:41:54	はい。与儀西田でございますはい。おっしゃっていただけてる通りでございます。例えば5ポツの背景施設でいくと、廃棄施設に関する説明書いとんで矢印と、
0:42:06	上が健全性説明書に飛んでる矢印がありますと、それぞれの住み分けは、健全性説明書側で説明するのは、例えば条文36条の展開である、共通、
0:42:20	この共通要因故障に対する考慮ってのがMOXからぱくっての丸若井ですみません、多様性大切に、
0:42:27	あと、すいません、重大事故に関する共通的な方針を展開した個別系統設備の設計は、この
0:42:35	前提の説明書で、個別の家としての構成であったりとか、個別の要求事項に対する設備の能力であったりとか、例えば測定があれば測定レンジの話であったりとかってというのは、それぞれの個別の施設側の説明書で展開をすると。
0:42:51	ということで考えております。以上です。
0:42:53	はい規制庁の話。わかりました。だから今一応念のためですけど、例えば太字になってる代替関係であれば、添9の共通部分は上ですけどそれ以外は、
0:43:04	その横には横に線が行っている。
0:43:07	廃棄施設に関する説明書とかそういう、同じ色の矢印で言ってるけどそういう関係でこう仕分けしてるという理解。
0:43:14	ということでAといたしました。
0:43:17	はい。りゅうぎんの石田でございますはいそうですねちょっと色が同じになってしまったんですけど、それぞれちゃんと書くものを展開するというで思っております。以上です。

0:43:26	はい。
0:43:27	わかりました。はい。以上です。以上です。
0:43:31	コサクです。今のこの図でいうと、第2回に向けた面談の中で言ってる添付書類の上下関係とかですね関係性っていうのがまた崩れちゃってる感じもあるので、
0:43:44	その点はよく考えて、今後変えて、
0:43:49	行ってもらえればと思います。瀬川さんいるんですけど。
0:43:54	すいません日本原燃志田でございますがちょっと家庭の事情で今日お休みをいただきました。ちょっとこれ、すいません最初に面談をしつつ、私がMOX側で、
0:44:04	いろいろ考えてたものってのは、コラボして組み上げてしまったところもあるので、今一度最初の方でやらせていただいた面談の状況というのでも反映しつつ、議論をしてくみ上げていければと思ってました。以上です。
0:44:19	はい。よろしくお願いします。共通の方針っていうのと、個別の対策機能の説明っていうのは、並行していきつつというところで、
0:44:29	この図だと、左から右に行くってのはそれでいいんですけど、
0:44:35	やはり全体の考えというのがまず入口にないとねと。
0:44:38	ということがありましたので、
0:44:42	ここの
0:44:44	右側の1段目と2段目の関係というのが、
0:44:48	逆転してるような感じだったかと思います。
0:44:54	そレッカー。
0:44:56	やりつつ、その系統としての考えだったりそれを踏まえたっていうのは、これだって一応右にあるところこここの系統から来るんでしょうし、
0:45:06	言う古藤だし、
0:45:10	ここの中で条件、ここの中の考えつつではあるけど条件設定が、
0:45:17	この真ん中の6-1-1-4のところ整理された上で、ここの強度計算書に持っていくことになるし、と。
0:45:27	いうところは面談で整理をしているところの考えでいいと思いますんで、そこら辺をうまくマージしてまとめていってもらえればと思います。
0:45:39	はい。日本原燃志田でございます。はい承知いたしました。そこも含めて全体整理を続けていきます。以上です。

0:45:50	はい。規制庁田尻です。藤規制庁側から全体としてほかに何かありますでしょうか。
0:45:59	なければ原燃の方から振り返りとあとスケジュール先ほどの点も含めてご説明いただければと思います。
0:46:06	はい、日本ネシアでございます。まずは、今回の資料で3ページ以降に表をいたしましたこの考え方をちゃんと整理をして記載をするということが1点。
0:46:19	あとは今一度第1章を当第2章の書き分け、第1章と第2種、第1章で共通を書いた上で第2章で個別に設備展開するものというのの関係と、
0:46:29	いうのを整理をした上で未記載の整理、複整理資料自体の適正化を図っていきたいと思います。
0:46:37	特に一緒に書くべきものを抽出分がないようにということで整理をさせていただきます。
0:46:45	あとは引用とかも含めて共通的なもので13ページ以降に書いている表で展開するものっていうのは11ページ以降ですね。見解するものっていうのを、
0:46:55	4、3ページ以降での表でも、22ということで整理をさせていただきます。
0:47:00	はい
0:47:03	13ページ以降について参考はどちらかというと共通8の中での目次構成も聞きますんで、そういったことも含めた上で資料としては、
0:47:16	そうですね今日月曜日なので、
0:47:20	木曜日、多分ヒアリングが、
0:47:23	木曜日資料提出、資料定数が木曜日のようなので、今日通常00課長出す日に合わせて提出をさせていただきます。以上です。
0:47:34	はい。規制庁田尻です。資料出てきたタイミングで、なんか多分1週間後とかのヒアリングスケジュールにあったと思うんですけどそういうマニュアルからもあるのでちょっと資料見た上で、私できると、調整できればと思うんでよろしくお願ひします。衛藤。
0:47:47	全体通して規制庁側から何かありますでしょうか。
0:47:53	古作です。今田尻が言った通りなんですけど、
0:47:57	05、共通050はちいで申請の体系を固めていかないとそちらも補正としての作業が進まないと思いますので、
0:48:06	一体で話をしていければと思います。で、ためその資料提示木曜日あわせてということで結構だと思うんですけど、ヒアリングもその1週間に限らず、

0:48:20	特に今、この資料自体も提出から営業日1日でヒアリングをしてるわけですから、骨格の議論して固めていくっていうのは、
0:48:32	そんなに資料確認時間取らなくてもできる話なので、そちらのスケジュール的に考えてですね、要望出していただければと思いますのでよろしくをお願いします。
0:48:44	はい。与儀西田でございますはい。全体の補正前のスケジュール感も踏まえた上で、
0:48:51	ヒアリングスケジュールはこちらからまたご連絡をして調整させていただければと思います。以上です。
0:49:02	はい。規制庁田尻ですよろしくお願いします。では他にもヒアリングこれで終了したいと思います。録音してしまう。